

# MSC 漁業認証規格



第 2.01 版、2018 年 8 月 31 日

## 著作権表示

「MSC 漁業認証規格」とその内容の著作権は Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）2018 に帰属する。 - 不許複製・禁無断転載

この規格の公用語は英語である。正式文書は MSC のウェブサイト ([www.msc.org](http://www.msc.org)) に公開されている。コピー、版、または翻訳によって相違のある場合、英語の正式文書を参照し、それに準拠しなければならない。

MSC は、部分全体を問わず、この内容のいかなる修正も禁じる。

Marine Stewardship Council  
Marine House  
1 Snow Hill  
London EC1A 2DH  
United Kingdom

Phone: + 44 (0) 20 7246 8900

Fax: + 44 (0) 20 7246 8901

Email: [standards@msc.org](mailto:standards@msc.org)

## 本規格の責任

本規格に関する責任は MSC が有する。

使用にあたっては、本文書並びに関連文書が最新版であることを確認しなければならない。最新の正式文書は MSC のウェブサイト [www.msc.org](http://www.msc.org) に公開されている。

### バージョン発行履歴

版	発行日	改訂内容
協議草案	2011年1月17日	協議用の MSC スキーム共通要求事項の初版発行。
0.0 0.0	2011年3月7日	MSC と認証機関との協議による改訂草案の初校。
0.8	2011年5月19日	MSC 技術諮問委員会 (TAB) による最終見直し、承認のための草案発行。
1.0	2011年8月15日	適合性審査機関 (CABs) 申請用の第 1 版発行。
1.1	2011年10月24日	グループ CoC 要求事項を組み入れ、タイプミスやページ番号、参照間違い及び解読不能のフローチャートの校正発行。
1.2	2012年1月10日	技術諮問委員会第 20 回会議が承認した、再認証、異議申し立て手続き、二枚貝漁業の審査に適用する標準審査ツリーの修正、実施期限及び水産養殖管理協議会 (ASC) 要求事項への変更を組み入れた版の発行。 少量の編集、参照事項の間違い及び不足、タイプミス、解読不能な図の校正。
1.3	2013年1月14日	技術諮問委員会第 21 回会議及び評議員会が承認した変更を組み入れた版を発行。 多少の編集や明瞭化も反映。
2.0	2014年10月1日	時間とコストの見直しによる、MSC 漁業認証規格の見直し及び認証機関 (適合性審査機関) による手順の変更を受けて行われた規格改訂を組み入れた版の発行。
2.01	2018年8月31日	漁業認証プロセスへの修正に伴う改訂を組み入れた版の発行

## MSC（海洋管理協議会）

### ビジョン

世界中の海が生命にあふれ、現在そして将来の世代にわたり水産物の供給が確保されること、これが MSC のビジョンである。

### 使命

エコラベルと漁業認証制度を通じて、持続可能な漁業を認識し報奨するとともに、水産物を購入する際の消費者の選択に影響をもたらし、パートナーと共に水産物市場を持続可能なものへと転換することで、世界の海洋保全に貢献すること、これが MSC の使命である。

## はじめに

### 漁業認証

MSCの持続可能な漁業と水産物のトレーサビリティ規格は、ステークホルダーとのグローバルな協議を通じて策定されたものである。これによって、MSCラベル表示の水産物は、供給元である持続可能な漁業まで遡って追跡することができる製品であることの確証が得られるのである。

MSCの規格及び要求事項は、認証及びエコラベル制度のベストプラクティスのための国際的なガイドラインに準拠している。

適切に管理された持続可能な漁業であることを主張するためには、MSC漁業認証規格の要求事項に準拠していなければならない。

世界各国の漁業によって推進されている適切な管理方策は、生計の安定、次世代のための漁業資源の確保、そして海洋環境の保全に貢献している。持続可能な漁業は、独立第三者機関による信頼性の高い審査によって、科学的根拠に基づくMSCの持続可能な漁業のための環境規格を順守しているとして認証される。これにより、持続可能な漁業は水産市場において認識され、報奨される。また、消費者は、適切に管理された持続可能な漁業を供給元とする水産製品を購入しているという安心を得られる。

MSC漁業認証規格は、MSC漁業認証プロセスセクション7.4の要求事項を満たす天然魚漁獲漁業に適用される。

MSC漁業認証規格は三原則から成り立っている。

#### 原則1：持続可能な漁獲対象資源

漁業は、過剰漁獲もしくは枯渇を引き起こさない方法で行わなければならない。枯渇状態にある固体群については、回復が実証できる方法で漁業が行われなければならない。

#### 原則2：漁業の環境への影響

漁業活動は、漁業が依存する生態系（生息域や相互依存種、生態学的関連種を含む）の構造、生産力、機能、多様性を維持できるものでなければならない。

#### 原則3：適切な管理

漁業は、地域や国内、国際的な法と規制を尊重し、責任ある持続可能な資源利用を義務付ける制度及び運営体制を有する適切な管理システムが必要である。

## 実施期限

### MSC 漁業認証規格第 2.01 版の発行日

公開日：2018 年 8 月 31 日

漁業認証プロセス第 2.1 版との併用発効日：2018 年 8 月 31 日

本規格は FCP 第 2.1 版と併用するために作成された。漁業認証規格第 2.0 版から第 2.01 版への変更箇所は、FCP 第 2.1 版との相互参照の調整に限定されている。認証規格の要求事項への変更はない。

### 見直し

MSC 漁業認証規格の変更は、ISEAL、社会環境基準設定のための適正実施規範に則った MSC 規格策定手続きに従って行われる。次回の規格の見直しは 2018 年に開始される。

MSC では、漁業認証規格に関するご意見を随時受け付けております。頂いたご意見は次回の見直しの参考にさせていただきます。standards@msc.org までメールにてご意見をお送りください。

MSC の方針策定プロセス並びに規格策定手続きに関する詳細は、MSC のウェブサイト (msc.org) をご覧下さい。

## 本文書の概要

MSC 漁業認証規格は 3 つの原則により構成され、標準の規格の他に漁業の種類に応じて適用される 3 種類の部分的改変が加えられた規格がある（附属文書 SA、SB、SC 及び SD）。

### ガイダンス

適合性審査機関（以下審査機関）の MSC 漁業認証規格に対する理解を深めるために、MSC 漁業認証規格のガイダンスが策定された。MSC 漁業認証規格のガイダンスは独立した文書となっている。

ガイダンスが記載されている条項については、MSC 漁業認証規格の条項の見出しと番号と一致させ、その前にガイダンスであることを示す「G」の頭文字を付した。

MSC では、MSC 漁業認証規格と MSC 漁業認証規格のガイダンス（GFCR）を併せて熟読することを審査機関に推奨している。MSC 漁業認証規格の文章はガイダンスには引用されていない。

主な見出し内容、もしくは特定の条項に対してガイダンスが示されている場合には、見出しもしくは条項の終わりに■のアイコンが表示され、重要なガイダンスの場合には■が表示されている。それぞれのアイコンには関連ガイダンスのハイパーリンクが設定されている。

重要ガイダンスは、本パラグラフのように、ガイダンス内のサイドバーで示されている。

ガイダンス内の▲のアイコンには対応する MSC 漁業認証規格のセクションもしくは条項へのハイパーリンクが設定されている。

## 審査におけるガイダンスの効力

審査において MSC 漁業認証規格のガイダンスそのものに効力はないものの、MSC 漁業認証規格のガイダンス内の重要ガイダンスを審査機関が審査に適用することが期待されている。これを適用しない場合にはその明確な根拠がなければならない。認定機関は、条項への不適合が提起された際に、重要ガイダンスを参照する可能性がある。

重要ガイダンスが示されている場合には  のアイコンが表示されている。重要ガイダンスは以下を含む場合に示されている。

- **特殊事例**：特定の種類の漁業やデータ、状況に適用される要求事項に関するガイダンス。例えば、LTL（低次栄養段階）固体群を評価するにあたり、管理基準への業績については、生態系における魚種の役割を考慮に入れなければならない、といった内容である。
- MSC 漁業認証規格の条項について、より**明確な実施方法**が示されている場合には、そのガイダンスに従うことが期待されている。他の方法をとる場合には、その根拠を示す必要がある。

## 特例

特例は脚注で示され、以下の内容が含まれている。

- a. 特例の決定責任部門
- b. 決定が行われた日付もしくは会議番号
- c. 特例の発効もしくは失効日
- d. 特例の概要

特例とは、特定の認証申請業者もしくは認証取得業者について、要求事項を全面的あるいは部分的に変更して適用することを認める措置である。

## 規範文書

以下の文書には、本文書で引用されることによって、MSC 漁業認証規格に含まれる規定が盛り込まれている。

以下の文書に関しては、発行されている最新版が適用される。

1. MSC 漁業認証規格のガイダンス
2. MSC 漁業認証プロセス
3. MSC 漁業認証プロセスのガイダンス
4. MSC-MSCI 用語集

## 用語と定義

用語及び定義はすべて、MSC-MSCI 用語集に明記されている。

MSC 漁業認証規格で使用される概念、用語、語句のうち、複数の定義を持つものについては、かかる用語や語句が使用されている本文内で定義されている。

## 内容

附属文書 SA: 標準審査ツリー – 規范文書..エラー!ブックマークが定義されていません。

適用範囲■.....  
10

SA1 全般 ..... 10

SA2 原則 1 ..... 11

SA3 原則 2 ..... 27

SA4 原則 3 ..... 62

附属文書 SB: 増殖二枚貝漁業の標準ツリーへの変更—規范文書 ■..... 78

SB1 全般 ..... 78

SB2 原則 1 ..... 78

SB3 原則 2 ..... 82

SB4 原則 3 ..... 85

附属文書 SC: サケ類漁業のための修正標準審査ツリー – 規范文書 エラー!ブックマークが定義されていません。

SC1 全般 ..... 86

SC1.1 一般要求事項 ..... 86

SC2 原則 1 ..... 87

SC3 原則 2 ..... 105

SC4 原則 3 ..... 121

SC5 サケ類増殖漁業で適用しなければならない重み付け ..... 129

SC6 サケ類漁業における分離不可能もしくは実務上分離不可能な水産物 (IPI) に関する  
特例 129

附属文書 SD 移入種漁業 (ISBF) – 規范文書 ■..... 131

SD1 全般 ..... 131

SD2 審査項目に関する初期要求事項 ..... 131

SD3 非対象種としての移入種..... 132

SD4 本附属文書の適用 ..... 132

## 附属文書 SA: 標準審査ツリー — 規范文書

漁業審査において使用される、MSC の三原則に属する PISGs を含む漁業審査用標準ツリーの構造

### 適用範囲

MSC 漁業認証規格に則った認証資格を有するためには、適用範囲の基準を満たした漁業でなければならない。適用範囲の規範的要求事項は MSC 漁業認証プロセス (FCP) セクション 7.4 に提示されている。

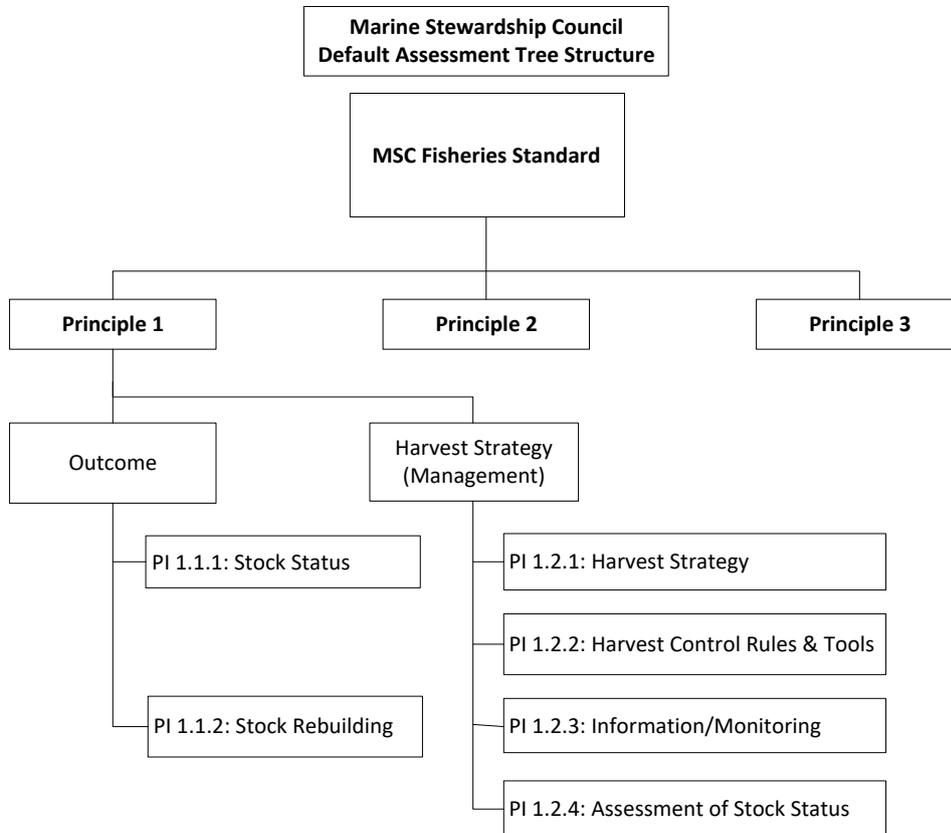
## SA1 全般

### SA1.1 全般的な要求事項

- SA1.1.1 審査機関は MSC 漁業基準への漁業の適合を審査するにあたり、以下のことに焦点を当てなければならない。
  - a. 漁業管理の結果状況
  - b. そうした結果を達成するために実施されている管理方策。
- SA1.1.2 審査機関は、RBF を使用する際には、附属文書 PF の要求事項を適用しなければならない。
- SA1.1.3 標準ツリーの修正が必要な魚種の審査に関しては当該魚種に関する附属文書に従わなければならない。

## SA2 原則 1

### 原則 1 の標準ツリー構造



### SA2.1 原則 1 に関する全般的な要求事項!!

SA2.1.1 原則 1 に対しては、審査単位 (UoA) に含まれるすべての対象種について採点しなければならない。

SA2.2 資源状態PI (PI 1.1.1) 

表 SA1: PI 1.1.1 資源状態 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
結果	資源状態 1.1.1 資源は高い生産性を維持し、加入乱獲の可能性が低い	(a) 加入の損害に比較した資源状態	(PRI). 資源は、加入が損なわれるレベルより上の可能性が高い。	資源は、加入が損なわれるレベルより上にある可能性がかなり高い。	加入が損なわれるレベルより上にある <b>確実性が高い</b> 。
		(b) MSY レベルの達成度に関する資源状態 <b>!!</b>		資源は MSY レベル、あるいはそれに近いあたりで変動している。	資源は近年、MSY レベルあたりを変動、あるいはそれを上回っている <b>確実性が高い</b> 。

資源状態の採点**!!**

SA2.2.1 P1 では定性的及び定量的評価をするために「可能性が高い」、「可能性がかなり高い」、「確実性が高い」という表現が使われていることに、審査チームは留意しなければならない。確率的文脈及び得点項目 (a) との関連においては：

SA2.2.1.1 「可能性が高い」は、確率分布のパーセンタイル値が 70 以上という意味である。（すなわち、実際の資源状態が、明らかに加入が損なわれるリスクレベルよりも高い可能性が少なくとも 70% である。）

SA2.2.1.2 「可能性がかなり高い」のパーセンタイル値は少なくとも 80 であり

SA2.2.1.3 「確実性が高い」のパーセンタイル値は 95% 以上である。

SA2.2.2 変動を見るために適切な期間を限定する必要がある場合には、審査チームは、魚種の生態や UoA と管理システムの規模と集約度や、関連事項を考慮に入れなければならない。 **!!**

SA2.2.3 PI 1.1.1 の評価の際に、加入の損害 (PRI) や MSY レベルに比較した資源状態のデータが利用できない場合、別の指標および管理基準点を使用することができる。 **!!**

SA2.2.3.1 PI 1.1.1 の評価の際に別の指標と管理基準点を使用した場合、審査チームは PRI 及び/または MSY の生物量評価のためにその指標を使った根拠の正当性を示さなければならない。 **!!**

SA2.2.4 漁獲死亡率の最近の傾向を資源状況の採点の方法として採用することができる。 **!!**

SA2.2.4.1 この場合、審査機関は、要求される生物量レベルに確実に達するために、F が十分な期間にわたって十分に低い状態であることを実証しなければならない。

複合的資源

SA2.2.5 separate stock. 複合的資源として複数の魚種もしくは資源を対象とする漁業で

は、それらを個別の UoA として扱うかもしくは単一の UoA 内における別々の得点要素として扱うことができる（PI 2.1.1 で取り上げられている複合第一種の場合と同じように）。いずれにせよ、審査チームは、どの SG においても、種別ごとの結果の「可能性」のレベルが SA2.2.1 で示されている「可能性」のレベルに到達しているという証拠を求めなければならない。■

SA2.2.6 複合的資源として扱われている魚種もしくは資源の場合、目標管理基準値は PI の意図と合致した、高い生産性を維持するものでなければならない。

### 環境の変化の検討

SA2.2.7 レジームシフトの状況など、海洋環境の自然な変化に伴い、生態系の生産性が時折変化する場合もあるため、審査チームは管理基準点が生態系の生産性と一致しているかどうかを検証しなければならない。!!

SA2.2.7.1 漁業の生産性の変化が環境の自然変動によるものであれば、審査チームはそういった自然変動と一致した管理基準点調整を認めなければならない。

SA2.2.7.2 漁業の生産性が人為的な影響（漁業の直接的影響と環境汚染や生息域の劣化などの非直接的な影響の両方）による場合、管理基準点の変更は、認められない。

- a. 影響は解決されるべきである。
- b. 資源が未調整管理基準点を上回るまで、PI 1.1.1 は、減点されるべきである。

### 主な低位栄養段階種（LTL）の確認

SA2.2.8 審査チームは、生態系における役割を保証するための予防策として、対象魚種、とくに食物連鎖の下方にある魚種の栄養段階を考慮するべきである。■

SA2.2.9 原則 1 への適合審査の対象となっている魚種が以下の条件に当てはまる場合、審査チームはそれを主な LTL 種として扱わなければならない。■

- a. ボックス SA1 に記載されている魚種の一つであり、成魚のライフサイクルにおいて、以下の副基準 i, ii, および iii の少なくとも二つを満たしており、生態系における重要な役割を担っている。
  - i. 生態系における栄養段階の結合は当該魚種を介して行われていることが多く、そのため捕食者は当該魚種にかなり依存している。
  - ii. 低栄養段階から高栄養段階への大量のエネルギー移転が当該魚種を介して行われる。
  - iii. 低栄養段階から高栄養段階へのエネルギー移転において、当該魚種と同じ栄養段階にある他の魚種が少ないため、低栄養段階から高栄養段階への総エネルギー移転量の多くが当該魚種を介している。（すなわち、「蜂腰」型の生態系である。）
- b. ボックス SA1 に記載されている魚種ではないものの、SA2.2.9a. i-iii の副基準の少なくとも二つを満たしているだけでなく、次の基準をも満たしている。
  - i. 当該魚種は主にプランクトンを餌としており、栄養段階 3 に位置し（2 から 4 の段階の可能性はある）、特徴としては小型、早

熟、多産、短命である。（標準値：成魚で体長 30cm、成熟期の平均年齢 $\leq 2$ 、 $>$ 一回の産卵数 10,000、最大寿命 $<$  雄雌とも 10 年、密集した群を形成する）。

- c. 当該魚種が審査対象の生態系における主要な LTL 種ではないと判断した場合、審査チームは SA2.2.9 の副基準のいずれもを満たしていないという証拠を提示し、判断の正当性を実証しなければならない。
- i. SA2.2.9 の副基準に関するデータがない場合、当該魚種は副基準を満たしているものと仮定しなければならない。
- ii. 主要 LTL 種の副基準 (SA2.2.9.ai-iii) を満たしていないという理論的根拠を提示する際、審査チームは空間的規模をどのように設定したか、そしてその正当性を文書化しなければならない。

SA2.2.10 主要な LTL 種であるかどうかの判断は審査時の状態に基づいて行わなければならない。判断は監査の度に見直されなければならない。

ボックス SA1 . MSC 認証審査にあたり、主要な LTL 種として特定される魚種。ASFIS の科/目ごとのリストを参照 (<http://www.fao.org/fishery/collection/asfis/en>)

**ボックス SA1 . MSC 認証審査にあたり、主要な LTL 種として特定される魚種。ASFIS の科/目ごとのリストを参照 (<http://www.fao.org/fishery/collection/asfis/en>)**

- イカナゴ科 (イカナゴ)
- ニシン科 (ニシン、メンヘーデン、ピルチャード、マイワシ、サツパ、スプラット)
- カタクチイワシ科 (カタクチイワシ)
- オキアミ科 (オキアミ)
- ハダカイワシ科 (ハダカイワシ)
- キュウリウオ科 (キュウリウオ、カラフトシシヤモ)
- サバ属 (サバ類)
- トウゴロウイワシ目 (トウゴロウイワシ、サンドスメルト)
- ノルウェー・ビブ (*Trisopterus esmarkii*)

## 主な低栄養段階種の採点

表 SA2: PI 1.1.11 主な低栄養段階種の資源状態の PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
結果	資源状態  1.1.1A  資源は、生態系への深刻な影響を与える確率が低いレベルにある。	(a) 生態系の被害に比例した資源状態。	資源は、生態系への深刻な影響を与える段階よりも高いレベルにある <b>可能性が高い</b> 。	資源は、生態系への深刻な影響を与える段階よりも高いレベルにある <b>可能性がかなり高い</b> 。	資源は、生態系への深刻な影響を与える段階よりも高いレベルにある <b>確実性が高い</b> 。
		(b) 生態系のニーズに比例した資源状態。		資源は、生態系のニーズと合致したレベルにある、もしくはそのあたりを変動している。	資源は近年、生態系のニーズと合致したあたりを変動、もしくはそれを上回っている <b>確実性が高い</b> 。

SA2.2.11 主要 LTL 種と認められた魚種は、表 SA2 を用いて、下記 SA2. 2. 12 から SA2. 2. 16 の規定に従って採点しなければならない。

SA2.2.12 PI 1.1.1A の得点項目 (a) を採点する場合、「生態系への深刻な影響を与える段階よりも高いレベルにある可能性が高い」は、単一魚種における対象種において規定されているように、加入が損なわれる (PRI) レベルよりもかなり高い、と解釈されなければならない。■

- a. こうしたレベルは生態系モデルから分析的に判断することができるが、うちいかなる場合も、漁業活動がない状態での産卵資源の 20%未満であってはならない。

SA2.2.13 PI 1.1.1A の得点項目 (b) を採点する場合、主要 LTL 種に対する期待値は以下の通りでなければならない。■

- a. 生態系のニーズと合致した標準生物量レベルは、漁業活動がない場合の産卵資源の 75%でなければならない。
- b. より高い、もしくは低いレベル（漁業活動の無い場合に認められている最低産卵資源レベルである 40%まで）では、信憑性のある生態系モデルや UoA 及び生態系に関するしっかりとした実験データによって以下のことが実証できれば、SG80 レベルの得点を付けられる可能性がある。■つまり：
- i. 他の種の個体数レベルの 15%、及び他の栄養段階グループの 40%を上回るレベルに影響を及ぼさない。（当該 LTL 種を対象とする漁業が無い場合と比べて）
- ii. 他の種や栄養段階グループの豊富さに 70%を上回る減少を引き起こさない。

SA2.2.14 得点項目 (b) の SG100 においては、UoA における資源の環境への影響に関して高い確実性が要求される。

- a. 主要低位栄養段階種に 100 を付けるためには、生態系ニーズの目標基準レベルの期待値は SG80 のレベルであっても良いが、審査チームは生物量レベル

が要求されているレベルを上回るレベルを変動していることを実証しなければならない。

- SA2.2.15 PI 1.1.1A の主要 LTL 種の採点において代替指標及び基準点を使用される場合、審査チームは、生態系に深刻な影響を与える段階及び生態系ニーズに合致するレベルにおいて、その代替指標及び基準点を使用する根拠の正当性を示さなければならない。 **!!**
- a. 資源状況を採点する際に漁獲死亡率が使われる場合、資源が生態系のニーズと合致したレベルあたりを変動していることを維持するために要求される標準の漁獲死亡率は、単一魚種において規定された FMSY における値で 0.5M もしくは 0.5 FMSY の値をとる。
  - b. 生態系に深刻な影響を与える段階以上の資源を維持するのに求められる代替漁獲死亡率は、加入が損なわれる段階よりも多い個体群を保持できると考えられるレベルよりも低くなければならない。
  - c. これらの標準レベルからの逸脱は、SA2.2.13b に合致していることが実証できれば正当とされる。
- SA2.2.16 PI 1.1.1A においては、当該管理基準点に対する業績評価は、生態系における対象種特有の加入変動に対して行わなければならない。 **!**

### 不確実な情報の検討

- SA2.2.17 P1 における資源状態の検討においては、観測されている死亡数だけでなく観測されていない死亡数をも含めなければならない。

SA2.3 資源の回復 PI (PI 1.1.2) !!

表 CB3: PI 1.1.2 資源の回復に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
結果	<b>資源の回復</b>  1.1.2  資源が枯渇している場合、期限を定めた資源回復策の証拠がある。	(a) 回復の時間枠	回復の時間枠は、 <b>20年以内、もしくは世代交代期間の2倍のいずれか短い方と定められている。世代交代期間の2世代が5年未満である場合、回復期間は5年までとする!!</b>		資源の1世代を超えない、最も期間の短い実現可能な回復策の時間枠が定められている。
		(b) 回復の評価	定められた回復の時間枠内における回復策が効果的かを判断するためのモニタリングが導入されている。	回復方策によって資源が回復していることを示す <b>証拠がある、</b> もしくは、シミュレーション・モデリングや漁獲率、もしくはこれまでの業績を鑑みて、 <b>指定された期限内に資源を回復させる可能性が高い。</b>	回復方策によって資源が回復していることを示す <b>確固たる証拠がある、</b> もしくは、シミュレーション・モデリングや漁獲率、もしくはこれまでの業績を鑑みて、 <b>指定された期限内に資源を回復させる可能性がかなり高い。</b>

SA2.3.1 このPIは、PI 1.1.1の資源の状態において、得点80に満たない場合のみ採点しなければならない。

SA2.3.2 PI 1.1.1の審査時点の得点が80以上であったものの認証期間内に得点が低くなった場合、その状況が確認された時点より1年以内（年間ベースで審査されない資源については実行可能なできるだけ早い時期）に回復策及びモニタリングが確実に導入されなければならない。!!

SA2.3.3 60から80の得点が付けられ、条件が設定された場合、審査チームは漁業に対して、認証有効期限内に条件を達成することを要求しなければならない。!!

SA2.3.4 得点項目 (b) において、UoAの漁獲死亡率が入手できる場合の採点は以下の通りである。!!

SA2.3.4.1 得点80を付けるためには、現在のFが $F_{MSY}$ 以下である「可能性が高く」なければならない。

- SA2.3.4.2 得点 100 を付けるためには、現在の  $F$  が  $F_{MSY}$  以下である「可能性がかなり高く」なければならない。
- SA2.3.4.3 資源が回復している明確な証拠が別途あれば、UoA は上記の要求事項を満たす必要はない。
- SA2.3.5  $F_{MSY}$  および／もしくは  $B_{MSY}$  の代用となる評価および基準点を使用している UoA の場合、審査チームは代用基準のレベルと MSY レベルとの違いを念頭におきながら採点をし、指定されている得点指標を満たしている根拠を提示しなければならない。

SA2.4 漁獲方策に関するPI (PI 1.2.1)!!

表 CB4: PI1.2.1 漁獲方策 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策（管理）	漁獲方策 1.2.1  信頼性の高い、予防的な漁獲方策が講じられている	(a) 漁獲方策の立案!!	漁獲方策により、PI 1.1.1 SG80に示されている資源管理目標を達成することが期待できる。	漁獲方策は、資源の状態に対応しており、その各要素は、PI 1.1.1 SG80に示されている管理目標達成に向け、相乗的に働く。	漁獲方策は、資源の状態に対応しており、PI 1.1.1 SG80 管理目標を達成するために設定されたものである。
		(b) 漁獲方策の評価	実績や根拠のある議論に基づき、漁獲方策が成功する可能性が高い。	漁獲方策は完全にテストされていないかもしれないが、目標を達成しつつある証拠がある。	漁獲方策の業績は徹底的に評価され、明らかに目標管理基準値に資源レベルを維持することを含み、目標を達成しつつある証拠がある。
		(c) 漁獲方策のモニタリング	漁獲方策が効果的かどうかを判断するためのモニタリングが導入されている。		
		(d) 漁獲方策のレビュー			漁獲方策は定期的に見直され、必要に応じて改善されている。
		(e) シャーク・フィニング	シャーク・フィニングが行われていない可能性が高い。	シャーク・フィニングが行われていない可能性がかなり高い。	シャーク・フィニングが行われていない確実性が高い。

		(f) 代替措置の検討	UoAによる、対象資源の不要漁獲物の死亡を、最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性、および実用性の検討が行われている。	UoAによる、対象資源の不要漁獲物の死亡を、最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性、および実用性の検討が、定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。	UoAによる、対象種の不要漁獲物の死亡を、最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性、および実用性の検討が、二年毎に行われ、当該措置が適切に実施されている。
--	--	----------------	--	--	---

SA2.4.1 審査チームは以下の解釈を用いなければならない。■

SA2.4.1.1 “SG100における「評価され」という文言は、「UoAの規模と集約度に適した不確実性に対する信頼性がテストされた」という意味である。

SA2.4.1.2 SG80における「テストされ」という文言は、方策の選択を裏付ける何らかの構造化された論理的な議論や分析が適用されていること」を意味する。

SA2.4.2 条件が設定される場合、条件を達成する為に漁獲制御ルールや審査方法を変更する必要性が出てくる場合がある。新しいHCRや審査方法を実践する上で、他の情報や追加情報を必要とする場合、審査チームはそれが既に入手できることを確認し、そうでない場合はそのことを条件に組み込まなければならない。

#### シャーク・フィニング ■

SA2.4.3 対象種がサメの場合、シャーク・フィニングが行われていないことの確証を得るため、審査チームは得点項目 (e) について漁業を採点しなければならない。

SA2.4.4 得点項目 (e) における「可能性が高い」、「可能性がかなり高い」および「確実性が高い」という表現は定性的、定量的評価のいずれにも使うことができる。

SA2.4.4.1 審査チームは、シャーク・フィニングが確実に行われていないという要求事項を満たすために、外部確認および講じられている規制がどのような効果があるのかを検討しなければならない。

SA2.4.5 SG60における得点項目 (e) を採点する場合、次のサブパラグラフのいずれかに該当していなければならない。

SA2.4.5.1 船上でフィンが切り落されている場合：

- a. サメの管理に関する規定があり、■
- b. 魚種、船団、漁獲後最初の加工プロセス（生鮮、冷凍、乾燥など）との関連してサメのフィンと魚体との適切な比率が守られた状態で同時に陸揚げされなければならない。■
  - i. 特定の比率が使用されている場合、審査機関はその根拠を文書化しなければならない。
- c. シャーク・フィニングが行われていない可能性を確認できる信頼性のある外部検証がある。!!

SA2.4.5.2 サメの加工が船上で行われている場合：■

- a. サメの管理に関する規定があり、
- b. サメの魚体及び部位の行き先がすべて文書化されており、
- c. シャーク・フィニングが行われていない可能性を確認できる外部検証がある。

SA2.4.6 SG80 における得点項目 (e) を採点する場合、次のサブパラグラフのいずれかに該当していなければならない。

SA2.4.6.1 すべてのサメについて、フィンが自然についている状態で陸揚げされているか、

SA2.4.6.2 サメの加工が船上で行われている場合：

- a. サメの管理に関する規定があり、
- b. サメの魚体及び部位の行き先がすべて文書化されており、
- c. シャーク・フィニングが行なわれていない可能性が高いことを確認できる信頼性のある外部検証がある。

SA2.4.7 SG100 における得点項目 (e) を採点する場合、次のサブパラグラフのいずれかに該当していなければならない。

SA2.4.7.1 フィンが自然についている状態で陸揚げされている場合、シャーク・フィニングが行なわれていない確実性が高いことを示す外部検証がある。

SA2.4.7.2 サメの加工が船上で行われている場合：

- a. サメの管理に関する包括的な規定があり、
- b. サメの魚体及び部位の行き先がすべて文書化されており、
- c. シャーク・フィニングが行なわれていない確実性が高いことを確認できる包括的な外部検証がある。

## 不要漁獲物

SA2.4.8 得点項目 (f) では、対象資源の不要漁獲による死亡を軽減することができるかどうかの検討が UoA に求められている。

SA2.4.8.1 審査チームは、セクション SA3.5.3 および関連ガイダンスに留意しながら、P2 の魚種と同じ方法で P1 の対象資源に対し、得点項目 (f) を適用しなければならない。

SA2.5 漁獲制御ルールと手段PI (PI 1.2.2) !!

表 GB5: PI1.2.2 漁獲制御ルールと手段 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策	漁獲制御ルール及び手段  <b>1.2.2</b>  明確に定義された、効果的な漁獲制御ルール（HCR）が存在する。	(a) 漁獲制御ルールの立案及び適用	一般的に理解されている漁獲制御ルールが存在、もしくは適用可能であり、加入が損なわれる基準（PRI）に近づいたときに漁獲率を下げることが期待されている。	明確な漁獲制御ルールが存在し、PRI に近づいたときに漁獲率を確実に下げ、資源を MSY に相当するレベル（もしくはそれ以上のレベル）または主要 LTL 種の場合、生態系のニーズに相当するレベルで変動させる働きがある。	漁獲制御ルールは、資源のレベルを MSY、あるいは資源の生態的役割を考慮にいた、より適切なレベルと同じ、もしくはそれ以上のレベルで変動させる働きが殆ど常にある。
		(b) 漁獲制御ルールの不確実要素への頑健性 		漁獲制御ルールは、主な不確実要素に対して頑健な可能性が高い。	漁獲制御ルールは、資源の生態的役割を含む多様な不確実要素を考慮に入れており、漁獲制御ルールが主な不確実要素に対して頑健であることを示す証拠がある。
		(c) 漁獲制御ルールの評価 	漁獲制御ルールで利用されるもしくは利用可能な手段は漁獲規制に適切で効果的であるという証拠がいくつかある。	漁獲制御ルールで求められている漁獲レベルを達成するため、適切で効果的な手段が実施されていることが入手可能な証拠によって示されている。	漁獲制御ルールで求められている漁獲レベルを達成するため、適切で効果的な手段が実施されているという明確な証拠がある。

SA2.5.1 審査チームは、SG100 では、限界管理基準値をはるかに上回る資源状態を維持できるように、追加的な予備的アプローチを盛り込んだ漁獲制御ルールを要件にするべきである。

## Scoring 'available' HCRs at SG60 SG60 における、利用できる漁獲制御ルールの採点!!

- SA2.5.2 SG60 レベルで得点項目 (a) の採点をする際、審査チームは以下の場合、講じられている HCR ではなく、利用できる漁獲制御ルールを認めなければならない。!!
- 資源量は少なくとも 2 世代にわたって MSY レベルより減少したことがなく、あるいは MSY レベルで維持されており、 $B_{MSY}$  以下に落ちることが今後 5 年間予想されていない。
  - 推定  $B_{MSY}$  が得られない UoA の場合、講じられている措置により、これまで大幅な資源の減少が見られず、加入が損なわれている証拠もない。
- SA2.5.3 審査チームは、「加入が損なわれるレベルにまで近づいた場合に適用することで、漁獲率の軽減が期待される漁獲制御ルール」、つまり「利用できる漁獲制御ルール」について、以下の場合のみ認めることができる。!!
- 同じ管理組織の下にある、類似の大きさと規模を有するその他の UoA で効果的に使われている HCR である、もしくは：
  - 以下に減少する前に、管理組織は漁獲制御ルールを導入しなければならないという合意もしくは枠組みが講じられている。
- SA2.5.4 SG100 レベルで得点項目 (a) の採点をする際に定量的シミュレーションが可能な場合、「殆どの場合」という表現は、少なくとも 70% の場合、資源が MSY、もしくは生態学的により適切な基準点と同じ、あるいはそれ以上のレベルに維持されているものとして解釈すべきである。■
- SA2.5.5 SG60 レベルで得点項目 (c) の採点をする際に、利用できる漁獲制御ルールが認められる場合には、審査チームはその根拠として以下のことを含めなければならない。!!
- 効果的であるという見方の根拠に加え、同じ管理組織の下にある UoA で効果的に利用されている証拠、もしくは：
  - 管理組織が打ち出した合意もしくは法的な枠組み、および HCR の策定が求められる指標および引き金となるレベルの概要。

### 漁獲制御ルールの有効性評価■

- SA2.5.6 得点項目 (c) における「証拠」について採点する際、審査チームは入手可能な場合には、漁獲係数もしくは漁獲割合などによって測定できる UoA の現漁獲率をも検討しなければならない。■
- SA2.5.7 得点項目 (c) における漁獲制御ルールの有効性を評価する際に、長期 MSY 達成のための漁獲率に関する情報が得られない場合には、代替指標および基準点を使用してもよい。■
- SA2.5.7.1 得点項目 (c) の採点に代替漁獲率を使用する場合、審査チームはその根拠の正当性を示さなければならない。

## SA2.6 データとモニタリングに関するPI (PI 1.2.3) ■

表 CB6 : PI1.2.3 データとモニタリング PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策	データ／モニタリング  1.2.3  漁獲方策を裏付ける関連データが収集されている。	(a) データの範囲	漁獲方策を裏付けるため、資源構造や生産性、船団構成などの関連データがいくらか収集されている。	漁獲方策を裏付けるため、資源構成や生産性、船団構成などの関連データが十分収集されている。	現行の漁獲方策に直接関連のないデータをも含む <b>包括的なデータ</b> （資源構成や生産性、船団構成、資源の豊かさ、UoAの捕獲量や環境に関するデータなど）が入手することができる。
		(b) モニタリング <span style="color: blue;">■</span>	資源の豊かさや漁業による捕獲量がモニタリングされ、漁獲制御ルールを裏付けるために少なくとも一つの <b>指標</b> が適切な頻度でモニタリングされている。	漁獲制御ルールで定められている精度及び範囲で、資源の豊かさや漁業による捕獲量が <b>定期的</b> にモニタリングされ、 <b>漁獲制御ルールを裏付けるために少なくとも一つ以上の指標</b> が適切な頻度でモニタリングされている。	漁獲制御ルールを実施するために必要な <b>すべてのデータ</b> が頻繁に、しかも <b>確実性</b> が高い方法でモニタリングされ、データに <b>潜在的な不確実性</b> があることがよく理解されており、そうした不確実性に対する <b>信頼性の高い評価と管理</b> が行われている。
		(c) データの包括性 <span style="color: blue;">■</span>		対象漁業以外の捕獲漁に関して <b>充実したデータ</b> がある。	

SA2.6.1 審査チームは、SA2.6.1.1のデータカテゴリーのどのデータが漁獲方策の作成や実施段階において適切かを見極めなければならない。漁獲制御ルールと手段、及びその評価はこのデータに基づいて行われるべきである。 **!!**

SA2.6.1.1 審査チームは、このPIに関しては、入手可能なデータの質、及び漁獲方策、漁獲制御ルール及び管理手段への関連性といったデータカテゴリーの重み付けを組み合わせた評価を行わなければならない。データの категорияは以下の通りである。

a. 資源構成

- b. 資源の生産性
- c. 船団構成
- d. 資源の豊かさ
- e. UoA による漁獲量
- f. その他のデータ

SA2.6.2 SG80 レベルにおいて「データが充分」というのは、PI1.1.1 の SG80 の成果を獲得していることを実証するために必要なすべての情報が質的にも量的にも提供されている、と解釈しなければならない。

SA2.6.3 SG100 レベルにおいて「包括的なデータ」および「すべてのデータ」というのは、包括的な研究計画によって得られた情報を含むものとして解釈しなければならない。

SA2.6.3.1 当該情報は、短期間の管理ニーズだけでなく、UoA の長期管理システムに係る研究体制のために使用されなければならない。

SA2.6.4 審査チームは情報の正確性をも検討しなければならない。

SA2.7 資源状態の評価PI (PI 1.2.4) 

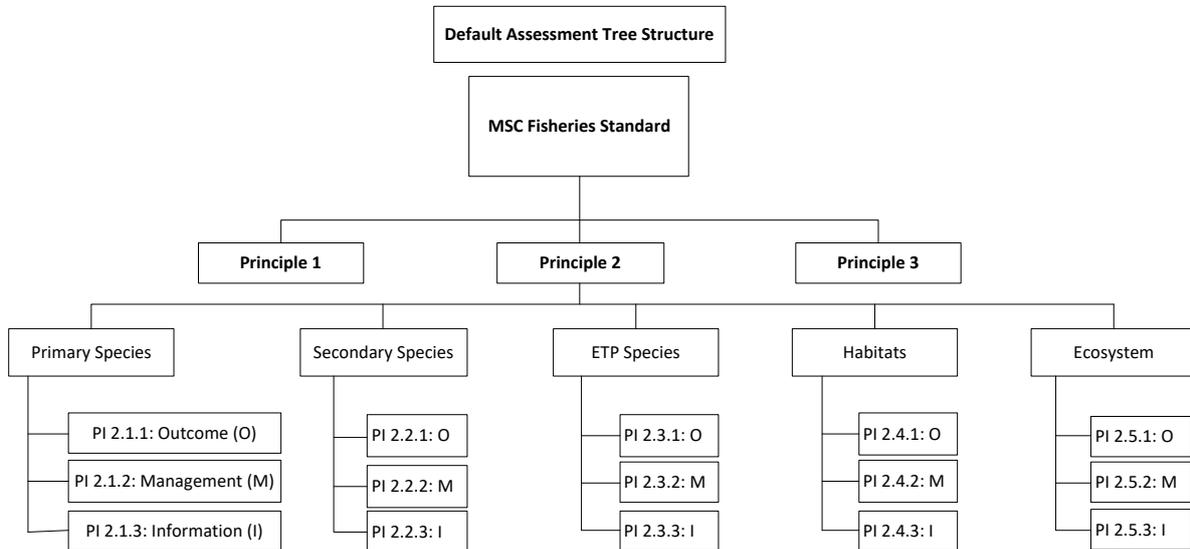
表 SA7: PI 1.2.4 資源状態の査定 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策	資源状態の評価  1.2.4  資源状態について十分な評価が行われている	(a) 資源評価の適切さ		資源評価は、資源及び漁獲制御ルールにとって適切である。	資源評価は、魚種の生態学的特性や UoA の特徴に関連する主要な要素を考慮に入れている。
		(b) 資源評価のアプローチ	資源評価は、魚種カテゴリーに適した一般的な管理基準点と関連した資源状態を推定している。	資源評価は、資源に適した、推定可能な管理基準点と関連した資源状態を推定している。	
		(c) 資源評価の不確実性	資源評価は、主な不確実性の原因を明らかにしている。	資源評価は、不確実性を考慮に入れている。	資源評価は、不確実性を考慮にいれ、確率的な方法で管理基準点と関連した資源状態を査定している。
		(d) 資源評価の査定			資源評価は分析され、頑健であることが示されている。代替的な仮説や資源評価のアプローチの検討も徹底的に行われている。
		(e) 資源評価のピアレビュー		資源評価はピアレビューされる。	資源評価は内外のピアレビューを受けている。

SA2.7.1 SG80 において、単一魚種の複数の亜系群や、複数魚種の複合を含む資源評価について考える場合は、審査チームは、資源複合における個々の資源に求められる資源評価のレベルは、それらの魚種の生態学的な重要性を反映していなければならないことを考慮するべきである。

## SA3 原則 2

図 SA2 : 原則 2 審査ツリー構造



### SA3.1 原則 2 に対する全般的な要求事項

SA3.1.1 審査単位 (UoA) の採点を行う前に、審査チームは原則 2 のどの評価項目にその魚種が分類されるのかを確定し、記録しなければならない。☑

SA3.1.1.1 審査チームは、原則 2 の対象となる各主要魚種について、一般名と学名をそれぞれ記載しなければならない。複合資源を構成する魚種の場合には、報告書にその資源構成も記さなければならない。

SA3.1.2 審査チームは、原則 2 における魚種が、第一種、第二種、ETP 種のうちどれか一つとして扱わなければならない。☑

SA3.1.3 審査チームは、以下の基準を全て満たした魚種を、原則 2 における第一種として定義しなければならない。☑

SA3.1.3.1 UoA に含まれないために、原則 1 の対象となっていない漁獲種である。

SA3.1.3.2 FCP セクション 7.4 で定義されている MSC プログラムの適用範囲内にある魚種である。

SA3.1.3.3 限界管理基準もしくは目標管理基準に反映されている資源管理目標を達成するための管理手段および措置が講じられている魚種である。

- a. UoA が複数の管理法人の管轄内にあり、一方の管轄で第一種に分類されていれば、別の管轄の管理措置により第一種として見なされなくとも第一種として扱われなければならない。

SA3.1.4 MSC プログラムの適用範囲内にあるものの、UoA に含まれていないがために原則 1 の対象となっていない漁獲種を第二種として定義しなければならない。そして、☑

- SA3.1.4.1 SA 3.1.3 の定義で第一種として見なされない。もしくは、
- SA3.1.4.2 プログラムの適用範囲外にある魚種ではあるが、ETP 種ではない。
- SA3.1.5 審査チームは ETP（絶滅危惧や絶滅危機、保護対象となっている）種を以下のよう  
に指定しなければならない。☑
- SA3.1.5.1 ETP に関する国の法令で指定されている種。
- SA3.1.5.2 以下の拘束力のある国際合意によって指定されている種。☑
- a. CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の  
附属文書 1。但し、特定の種（stock）で、UoA による影響を受けてい  
ないということが実証できれば、CITES が定めている種であっても、  
ETP 種として扱わない。
  - b. 以下を含む、移動性野生動物種の保全に関する条約による拘束力のある協定
    - ii. アホウドリ類とウミツバメ類の保全に関する協定（ACAP）の附属  
文書 1
    - iii. アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定（AEWA）の表 1 A 欄
    - iv. バルト海・北海小型鯨類保全協定（ASCOBANS）
    - v. 黒海・地中海・大西洋隣接地域鯨類保全協定（ACCOBAMS）の附属  
文書 1
    - vi. ワッデン海のアザラシの保全に関する協定
    - vii. 本条約で、関連する ETP 種が記載された他のすべての拘束力のある  
協定
- SA3.1.5.3 MSC 漁業認証規格の適用範囲外（両生類、は虫類、鳥類およびほ乳類）に  
あり、IUCN レッドリストにおいて絶滅危惧 II 類（VU）もしくは 絶滅危惧  
IB 類（EN）、絶滅危惧 IA 類に分類されている種（CR）。
- SA3.1.6 PI 2.1.2 および 2.2.2 における「不要漁獲物」は、漁獲する意志がなく、もし  
くはその用途もないにもかかわらず、漁獲を回避することができない漁獲物と  
して解釈しなければならない。☑
- SA3.1.7 UoA において餌として使用される魚種についても、UoA によって捕獲されたもの  
か他から購入したものかにかかわらず、SA 3.1.3 および SA 3.1.4 の定義によっ  
て第一種または第二種として各々検討しなければならない。
- SA3.1.8 不要漁獲物を含む P 2 の全ての得点要素における UoA の影響の評価には、観察  
された死亡および観察されていない死亡も含めなければならない。☑
- SA3.1.9 原則 2 で使われている重要な用語や語句は表 SA8 の通りに解釈しなければなら  
ない。☑

表 SA8 原則 2 に関する語句

用語	定義及び詳細
生物学的限界	<p>評価項目の状態を採点する際の基準があり、当該魚種が長期間持続している高い可能性を示す基準が選ばれている。</p> <p>多くの魚種にとってこの基準は、それ以下の場合、加入が損なわれるレベル（PRI）に相当するものである。これは、他の魚種（例：適用範囲外の魚種）に対しても同等の目的を持つものの、最小存続可能個体数（MVP）や生物学的間引き可能量（PBR）等、個体群の持続可能性を判断する基となる他の測定基準を用いても良い。</p> <p>この基準は、生態系の機能及び UoA に関連した生物学データに基づいているべきである。とはいうものの、そのデータは特定の地域で得られたものである必要はない。</p>
広く理解されている	<p>評価項目の状態、UoA による影響、分布もしくは主要要素についての一般的な情報がある。これらの一般的な情報は、当該評価項目および UoA に関連したところから入手できるが、地域の情報でなくともかまわない。</p>
妨げない	<p>この表現は、UoA が及ぼす影響は十分低いので、資源が自然に改善できる状態であれば、UoA はそれを妨げない、という意味である。資源状態が実際に改善しているという証拠は必要としない。</p>
必要であれば	<p>第一種、第二種の 生息域、および生態系に関する管理方策 PI を SG60 および SG80 に照らし合わせる際に「必要であれば」という表現が使われている。これは、当該 SG レベルにおいて、前述の評価項目に影響を及ぼさない UoA を審査の対象外とするためである。</p>
講じられている	<p>措置や方策が「講じられている」ということは、措置や方策が実施されていることであり、UoA の影響を軽減するために複数の措置が確認されている場合には、それらを全て実施するための具体的なプロセスがあり、はっきりとしたタイムテーブルと期限が設けられている、という意味である。</p>
情報が充分である データが適切である	<p>これは、特定の得点基準（SG）に関連するリスクや確実性のレベルの正当性を示すために必要な情報・データの量および質を意味する。情報・データの充分さ、適切さは、異なる得点項目および得点基準において、その情報・データが裏付けるものにより異なってくる。</p>
措置/部分的な方策/方策/ 包括的な方策	<p>「措置」とは、評価項目への影響を明確に管理するために講じられている行動や手段、もしくは、別の項目への影響を管理するために発案されたものの、当該評価項目の管理に間接的に役立っている行動や手段のことを指す。</p> <p>「部分的な方策」とは、ある結果を得るために講じられた、一つ以上の措置からなるまとまりのある取り決めのことであり、効果が得られなくなった時点で措置を変更する必要性を理解していなければならない。当該評価項目への影響を管理するために発案されたものでない場合もある。</p> <p>「方策」とは、ある結果を得るために講じられた、一つ以上の措置からなるまとまりのある戦略的な取り決めであり、当該評価項目への影</p>

用語	定義及び詳細
	<p>響を直接管理するために発案されたものでなければならない。「方策」は漁業の規模、集約度、文化的背景に応じたものでなければならず、漁業による容認できない影響が発覚した場合には操業方法を修正する方法が組み込まれていなければならない。</p> <p>ETP の評価項目にのみ適応できる「包括的な方策」は、関連あるモニタリング、分析および管理措置と対応からなる総合的で信頼性のある方策のことを指す。</p>
<p><b>MSC UoAs</b></p>	<p>MSC のウェブサイトでは審査および再審査入りを発表した時点で審査中もしくは認証を取得している UoA のことを指す。</p>
<p><b>信頼性の客観的根拠</b></p>	<p>SG80 レベルにおける P2 管理 PI（管理方策評価の得点要素）の採点における「信頼性の客観的根拠」とは、管理の部分的方策が効果を発揮する可能性を評価するために必要な情報のレベルを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該 PI で SG60 レベルをクリアするためには、専門知識に基づく「妥当な論拠」がなければならない。</li> <li>● 当該 PI で SG80 レベルをクリアするためには、専門知識に加え、UoA の漁域で収集された、特定の項目および／もしくは UoA に関する情報がなければならない。</li> <li>● SG100 レベルでは、前述の全ての情報に加え、評価項目に関する比較的包括的な情報がなければならず、その大部分は系統立ったモニタリングおよび／もしくは研究によって入手されるものでなければならない。</li> </ul>
<p><b>「構造および機能」への深刻、あるいは不可逆的な被害</b></p>	<p>「構造および機能」への深刻、あるいは不可逆的な被害、というのは、UoA により、生息域および生態系が、本来の構造および機能を根本的に維持できなくなってしまった状態を指す。</p> <p>生息域の評価については、もし漁業が全く操業をしなくなった場合、5年から20年の間に、漁業の影響を受ける前の構造、生物多様性および機能の少なくとも80%まで回復することができない程度に、生息域の構造、生物の多様性や豊富さ、機能が低下しまった状態を指す。</p> <p>生態系の評価については、生態系の構造および機能の完全性を維持し、生態系の復元力および生産性の減少を確実に防ぐために最も不可欠な特性が低下してしまった状態を指す。これは生態群集の生物多様性、および生態系サービスを提供する生態系の能力への恒久的変更を含むが、それに限定されるものではない。</p>
<p><b>以内</b></p>	<p><math>B_{LIM}</math> より上、<math>F_{LIM}</math> 未満など、限界管理基準の予防的範囲内に収まっているという意味である。</p>

## SA3.2 結果PIに対する全般的な要求事項

SA3.2.1 特定の評価項目に対し、影響を及ぼしていないことを示すことができれば、結果 PI における UoA の得点は 100 となる。

SA3.2.2 審査チームは、現在の結果だけでなく、将来に渡って適切に機能し、低いリスクを維持できるだけの復元性が従来のシステムにあるかどうかも考慮しなければならない。

SA3.2.3 原則 2 における確率の定義は、表 SA9 に準じなければならない。■

表 SA9 : 異なる得点基準で要求される確率。PI 2.4.1 および 2.5.1 では逆の表現が用いられているが、PI 2.2.1 と同じ確率を表す。

業績評価指標	SG60 で要求される確率	SG80 で要求される確率	SG100 で要求される確率
PI 1.1.1	「可能性が高い」 パーセンタイル値は 70 以上	「可能性がかなり高い」 パーセンタイル値は 80 以上	「確実性が高い」 パーセンタイル値は 95 以上
PI 2.1.1	「可能性が高い」パーセンタイル値は 70 以上	「可能性がかなり高い」 パーセンタイル値は 80 以上	「確実性が高い」 パーセンタイル値は 90 以上
PI 2.2.1	「可能性が高い」 パーセンタイル値は 60 以上	「可能性がかなり高い」 パーセンタイル値は 70 以上	「確実性が高い」 パーセンタイル値は 80 以上
PI 2.3.1	「可能性が高い」 パーセンタイル値は 70 以上	「可能性がかなり高い」 パーセンタイル値は 80 以上	「確実性が高い」 パーセンタイル値は 90 以上
PI 2.4.1	「可能性は低い」 パーセンタイル値は 40 以下	「可能性は極めて低い」 パーセンタイル値は 30 以下	「可能性は極めて低い」という証拠がある」 パーセンタイル値は 20 以下
PI 2.5.1	「可能性は低い」 パーセンタイル値は 40 以下	「可能性は極めて低い」 パーセンタイル値は 30 以下	「可能性は極めて低い」という証拠がある」 パーセンタイル値は 20 以下

SA3.2.4 第一種の SG における「加入が損なわれるレベルより上」は、原則 1 の SA2.2.3 に従って解釈しなければならない。

### SA3.3 データPIに対する全般的な要求事項!!

SA3.3.1 特定の評価項目に対し、UoA が影響を及ぼしていないと審査チームが判断し、結果 PI における得点が 100 となった場合でもデータ PI の採点は行わなければならない。

SA3.3.2 SG100 レベルにおける「方策を実行するのに妥当な情報」とは、包括的な研究計画によって得られた管理上のニーズを満たす情報を含むものとして解釈しなければならない。当該情報は、短期間の管理ニーズだけでなく、審査対象漁業の長期管理システムに係る包括的な研究体制のために利用されなければならない

い。

### SA3.4 原則 2 の第一種に対する結果のPI (PI 2.1.1)

表 SA10: PI 2.1.1 第一種に対する結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第一種	<b>結果状況</b>  <b>2.1.1</b>  UoA は第一種の加入が損なわれるレベル (PRI) より上を維持することを目標とし、PRI に満たない場合にも第一種の回復を妨げていない。	(a) 主要第一種の資源状態	主要第一種の状態は、PRI レベルより上にある <b>可能性が高い</b> 。  または、魚種が PRI に満たない場合、確実に UoA が回復と再生を妨げないようにする <b>と考えられる</b> 措置が講じられている。	主要第一種の状態は、PRI レベルより上にある <b>可能性がかなり高い</b> 。  または、魚種が PRI に満たない場合、 <b>回復の証拠</b> もしくは当該魚種を主要とする <b>全ての MSC UoA の間</b> に、集合的に回復と再生を妨げないようにするために <b>確実に効果のある方策</b> が講じられている。	主要第一種の状態は PRI より上であり、 <b>そして MSY レベル</b> あたりで変動している <b>確実性が高い</b> 。  または、PRI に満たないマイナーな種の場合、UoA がその回復と再生を妨げていない <b>証拠がある</b> 。
		(b) マイナーな第一種の資源状態			マイナーな第一種は PRI レベル以上である <b>可能性がかなり高い</b>  または、PRI に満たないマイナーな種の場合、UoA がその回復と再生を妨げていない <b>証拠がある</b> 。

SA3.4.1 審査チームは「主な」第一種とそうではないものとを識別し、その根拠を示さなければならない。☑

SA3.4.2 以下の魚種は「主な」種と見なす。!!

SA3.4.2.1 UoA による全ての魚種の総漁獲量の 5%以上を占める種である。

SA3.4.2.2 「復元力に劣る」種に分類され、UoA による全ての魚種の総漁獲量の 2%以上を占める種である。!!

a. 審査チームは以下の基準の少なくともいずれかを基に「復元力に劣る」種であるかを判断しなければならない。

- i. 復元力が本来低い種であることが生産性から伺える。例えば PSA の生産性に関する得点が低い、もしくは中位の生産性に相当する、もしくは：
- ii. 本質的な復元力は高いものの、生活史への人為的もしくは自然な変化により、復元力が低下してしまっていることが既存の知識から伺える。■

- SA3.4.3 個体が生きてまま投棄される場合、「主な」種には該当しない。!!
- a. 審査チームは漁獲後死亡数が大変低いという確固たる科学的証拠を示さなければならない。
- SA3.4.4 種の漁獲量が、SA3.4.2.1 および SA3.4.2.2 で示された 5% もしくは 2% という重量閾値に満たない場合、UoA の総漁獲量が極めて大きいために、P2 魚種の漁獲率がたとえ低くても、資源／個体群に大きな影響を与える場合には、審査チームは当該魚種を「主要」な魚種に分類しなければならない。■
- SA3.4.5 「主要」でない第一種はすべてマイナーな種と考えなければならない。
- SA3.4.6 SG80 レベルにおいて、魚種の資源量が、加入が損なわれるレベルよりも低い場合、MSC UoA 全体で魚種の回復を妨げていないことを見定めるために、審査チームは次のいずれか、あるいはいくつかの証拠を、「回復の証拠」もしくは「方策が効果をあげている証拠」と見なさなければならない。!!
- a. 資源状態の推定時系列による直接的証拠。
  - b. 資源全体の状態を示す資源状態の時系列の指標、および代替指標からの間接的な証拠。
  - c. 資源の漁獲数が FMSY より低いことを示す漁獲率の指標、代替指標もしくは絶対的予測。
  - d. 総漁獲量における MSC UoA 全体の合計漁獲量の割合が資源の回復を妨げない程度であるという直接的証拠。
- SA3.4.7 得点項目 (a) を採点する際、審査チームは、死亡数を最小限にするための措置の実施により、不要な魚種の漁獲もしくは死亡への変化 (PI 2.1.2 得点項目 (e) があつたかどうかを考慮しなければならない。!!

SA3.5 第一種管理方策のPI (PI 2.1.2) !!

表 SA11: PI2.1.2 第一種管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第一種	<b>管理方策</b>  <b>2.1.2</b>  第一種を維持、もしくは回復を妨げないための方策が講じられており、不要魚種の死亡を最小限にするために、UoA が定期的に措置の見直しをし、適切な措置が実施されている。	(a) 管理方策が講じられている。 	PRI レベル以上の可能性の高い主要第一種のレベルを維持、もしくはその回復と再生を妨げないことが期待できる措置が、必要に応じて UoA で講じられている。	PRI レベル以上である可能性がかなり高い主要第一種のレベルを維持、もしくはその回復と再生を妨げないことが期待できる <b>部分的方策</b> が、必要に応じて UoA で講じられている。	主要及びマイナーな第一種の <b>管理方策</b> が UoA で講じられている。
		(b) 管理方策の評価	その方策は、もっともらしい議論（例えば、一般的な経験、理論、近似する UoA ならびに種との比較）に基づき効果を上げる可能性が高いと考えられる。	UoA 及び／あるいは、関係する種に関する直接的なデータから判断して、方策／部分的方策の効果を <b>確信</b> すべき何らかの <b>客観的根拠</b> がある。	UoA 及び／あるいは、関係する種に関する直接的なデータから判断して、部分的方策／方策の <b>効果の確信が極めて高く、検証試験でも確認</b> されている。
		(c) 管理方策の実施 		部分的方策が効果的に実施されている <b>証拠</b> がいくつかある。	<b>(a)</b> 、部分的方策が効果的に実施されており、 <b>得点項目 a) の全体的な目標を達成しつつある</b> という明確な <b>証拠</b> がある。
		(d) シャーク・フィニング 	シャーク・フィニングが行われていない <b>可能性が高い</b> 。	シャーク・フィニングが行われていない <b>可能性がかなり高い</b> 。	シャーク・フィニングが行われていない <b>確実性が高い</b> 。

		(e) 代替措置の見直し	UoA 起因の、主要な第一種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の、潜在的有効性および実用性の見直しが行われている。	UoA 起因の、主要な第一種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の、潜在的有効性および実用性の見直しが、 <b>定期的</b> に行われ、当該措置が適切に実施されている。	UoA 起因の、全ての主要な第一種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の、潜在的有効性および実用性の見直しが、 <b>二年毎</b> に行われ、当該措置が適切に実施されている。
--	--	-----------------	--	---	--

SA3.5.1 UoA がこの評価項目に影響を及ぼしていない場合においても、審査チームはこの PI について採点しなければならない。!!

### シャーク・フィニング

SA3.5.2 第一種がサメの場合、シャーク・フィニングが行われていないことを保証するため、審査チームは得点項目（d）について SA2. 4. 3～SA2. 4. 7 に従い、漁業を採点しなければならない。

### 不要漁獲物に関する措置の見直し

SA3.5.3 SA3. 1. 6 で定義されている不要漁獲物がある場合、審査チームは得点項目（e）の採点をしなければならない。!!

SA3.5.3.1 得点項目（e）における「代替措置」の採点をする際、審査チームは「代替措置」を、当該魚種もしくは属種の偶発的な死亡数を最小限に抑えるのに効果をあげている代替漁具および／もしくは漁法として解釈しなければならない。!!

SA3.5.3.2 得点項目（e）における「定期的な見直し」は少なくとも 5 年に一回を意味しなければならない。

SA3.5.3.3 得点項目（e）において、見直された措置を実施する、という文脈にける「適宜」とは、検討された代替措置が以下の条件を満たす場合であると解釈しなければならない。!!

- a. 現行の漁具および漁法よりも不要漁獲物の死亡を軽減する効果があることが確認され、
- b. 対象種の漁獲および船団と船員の安全への影響に関して、既存の措置と同等の効果があることが確認され、
- c. 他の種および生息域への負の影響がないことが確認され、

- d. コスト面での実施が負担ではない。

SA3.6 第一種に関するデータ／モニタリングPI (PI 2.1.3) 

表 SA12: PI2.1.3 第一種に関するデータ／モニタリング PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第一種	<p>データ／モニタリング 2.1.3</p> <p>第一種の性質と状態に関する情報は、UoA が及ぼすリスク、及び非第一種を管理するための方策の効果を知る上で充分である。</p>	(a) 主な種への影響の評価に必要なデータの充分さ。 	<p>UoA が主要第一種の状態に影響を推定するのに十分な定性データがある。</p> <p>または、UoA の PI 2.1.1 の採点に RBF が適用された場合： 主要第一種の生産性および感受性の特質の推定に必要な定性データが充分である。</p>	<p>UoA が主要第一種の状態に及ぼす影響を評価するための定量データがある程度足りている。</p> <p>または、UoA の PI 2.1.1 の採点に RBF が適用された場合： 主要第一種の生産性および耐性特質の評価に必要な定量データがある程度足りている。</p>	<p>UoA が主要第一種の状態に及ぼす影響を、高い確実性をもって評価するのに必要な定量データが充分にある。</p>
		(b) マイナーな種への影響の評価に必要なデータの充分さ 			<p>UoA がマイナーな第一種の状態に及ぼす影響を推定するために妥当な定量的データがある程度ある。</p>
		(c) 管理方策に必要なデータの充分さ	<p>主要第一種の管理措置を支えるために十分なデータがある。</p>	<p>主要第一種の部分的方策を支えるためのデータが足りている。</p>	<p>全ての第一種の管理方策を支え、方策が目的を達成しつつあるかどうかについて、確実性の高い評価をするためのデータがある。</p>

SA3.6.1 データ不足の得点項目の採点に際して RBF を使用した場合には、得点項目 (a) の後半を使用しなければならない。

SA3.6.2 審査チームは UoA による全ての主要魚種の漁獲量および死亡数について報告すると共に、情報の妥当性についても記述しなければならない。その際にデータが定性的か定量的であるか、そしてデータソースについても言及しなければならない。

- SA3.6.2.1 変動係数もしくは推定精度が分かっている場合には、情報の妥当性に関する記述に含めなければならない。
- SA3.6.2.2 漁獲された魚種もしくはその一部が SA3.1.6 における「不要」な漁獲物に該当すると判断した場合、審査チームは該当する各魚種について、不要な漁獲物の推定割合を示さなければならない。
- SA3.6.3 得点項目 (a) および (b) の採点において、審査チームは、結果指標の査定および変化を検知するためのデータの妥当性を判断する際、以下のことを考慮しなければならない。 !!
- SA3.6.3.1 魚種の資源状態に対する UoA の正確な影響を推定する重要性もしくは難度が高くなるにつれ、妥当な情報があったことを実証するために、より質の高い情報を求めなければならない。 !!
- SA3.6.3.2 データ収集方法の妥当性を判断する際、審査チームは以下のことを考慮しなければならない。 ◻
- a. 推定精度（定性的もしくは定量的）
  - b. データがどの程度検証できるか（単独、あるいは他のデータソースとのからみで）
  - c. 推定およびデータ収集方法の潜在的偏り
  - d. データの網羅性および
  - e. データ収集の継続
- SA3.6.4 得点項目 (c) の採点において、審査チームは、管理措置や部分的な方策、もしくは方策を実施する上でのデータの妥当性を考慮しなければならない。その際、UoA の操業もしくは管理システムの有効性もしくは実施に関する変化などによる主な魚種へのリスクレベルの変化を検出するための妥当性についても考慮しなければならない。 !!

SA3.7 第二種結果PI (PI2. 2. 1)

表 SA13: PI2. 2. 1 第二種結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第二種	<p>結果状況</p> <p><b>2.2.1</b></p> <p>UoA は第二種を生物学的限界レベル以上に維持し、第二種が生物学的限界レベル以下の場合、その回復を妨げていない。</p>	(a) 主要第二種の資源状態	<p>主要第二種は、生物学的限界より上にある<b>可能性が高い</b>。</p> <p>または、生物学的限界より下である場合、UoA が確実にその回復と再生を妨げないようにする<b>措置が講じられている</b>。</p>	<p>主要第二種は、生物学的限界より上にある<b>可能性がかなり高い</b>。</p> <p>または、生物学的限界より下である場合、回復の証拠があるか、もしくはUoA がその回復と再生を妨げないようにする<b>確実に効果のある部分的方策が講じられている</b>。</p> <p>そして生物学的限界範囲にない主要従属種の漁獲量が<b>相当量ある場合、回復の証拠がある、もしくは集合的にその回復を妨げないようにする確実に効果のある方策が当該魚種を相当量漁獲するUoA で講じられている</b>。</p>	<p>主要第二種は生物学的限界より上にある<b>確実性が高い</b>。</p>
		(b) マイナーな第二種の資源状態			<p>マイナーな第二種は生物学的限界レベル以上である<b>可能性がかなり高い</b></p> <p>または 生物学的限界</p>

					よりも低いマイナーな第二種については、UoAが第二種の回復および再生を妨げていない証拠がある。
--	--	--	--	--	---

- SA3.7.1 審査チームは「主な」第二種とそうではないものとの識別し、その根拠を示さなければならない。☑
- SA3.7.1.1 適用範囲内にある種として定義された場合、SA3. 4. 2～SA3. 4. 5 の要求事項を適用しなければならない。
- SA3.7.1.2 「適用範囲外」の種（両生類、は虫類、鳥類、ほ乳類）で ETP 種として分類されておらず、UoA による影響を受けている全ての種は主要な種として扱われなければならない。
- a. SA3. 4. 3 の要求事項はここでも適用しなければならない。
- SA3.7.2 審査チームは SA3. 4. 6 に示されている一般的アプローチをとることで回復の証拠および講じられている方策の実証可能な効果を評価しなければならない。!!
- SA3.7.2.1 SG80 レベルにおける得点項目 (a) の後半について採点する場合、審査チームは「相当な漁獲量」のある MSC UoA の影響のみを検討しなければならない。
- SA3.7.2.2 相当な漁獲量とは、主要第二種が UoA の漁獲重量の 10%以上を占めている場合と解釈すべきである。
- SA3.7.3 得点項目 (a) を採点する場合、審査チームは、PI 2. 2. 2 の得点項目 (e) 、つまり不要魚種の死亡を最低限に抑えるための措置が実施されたことにより、不要魚種の漁獲もしくは死亡数に変化があったかどうかを考慮しなければならない。!!

SA3.8 第二種管理方策PI (PI 2.2.2) !!

表 SA14: PI2.2.2 第二種管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第二種	<b>管理方策 2.2.2</b>  第二種を維持、もしくは回復を妨げないための方策が講じられており、不要魚種の死亡を最小限にするために、UoA が定期的に措置の見直しをし、適切な措置が実施されている。	(a) 管理方策が講じられている  ■	生物学的限界レベル以上の可能性がかなり高い主要第二種のレベルを維持、もしくはその回復と再生を妨げない、もしくはUoA がその回復を妨げないことが期待できる <b>措置</b> が、必要に応じてUoA で講じられている。	生物学的限界レベル以上である可能性がかなり高い主要第二種のレベルを維持、もしくはその回復と再生を妨げない、もしくはUoA がその回復を妨げないことが期待できる <b>部分的方策</b> が、必要に応じてUoA で講じられている。	主要及びマイナーな第二種 <b>の管理方策</b> がUoA で講じられている。
		(b) 管理方策の評価	その方策は、もっともらしい議論（例えば、一般的な経験、理論、近似するUoA ならびに種との比較）に基づき効果を上げる可能性が高いと <b>考えられる</b> 。	UoA 及び／あるいは、関係する種に関する直接的なデータから判断して、方策／部分的方策の効果を <b>確信すべき</b> 何らかの <b>客観的根拠</b> がある。	UoA 及び／あるいは、関係する種に関する直接的なデータから判断して、部分的方策／方策の <b>効果の確信が極めて高く、検証試験でも確認</b> されている。
		(c) 管理方策の実施  ■		措置／部分的方策が効果的に実施されている <b>証拠</b> がいくつかある。	(a). 部分的方策／方策が効果的に実施されている、という <b>明確な証拠</b> があり、得点項目 a) の <b>全体的な目標</b> を達成しつつある。

		(d) シャーク・フィニング <input checked="" type="checkbox"/>	シャーク・フィニングが行われていない可能性が高い。	シャーク・フィニングが行われていない可能性がかなり高い。	シャーク・フィニングが行われていない確実性が高い。
		(e) 不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の検討	UoA 起因の、主要第二種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が行われている。	UoA 起因の、主要第二種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が、定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。	UoA 起因の、全ての第二種の不要漁獲物の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の検討が、二年毎に行われ、当該措置が適切に実施されている。

- SA3.8.1 UoA がこの評価項目に影響を及ぼしていない場合においても、審査チームはこの PI に対する採点をしなければならない。
- SA3.8.2 第二種がサメの場合、審査チームは SA2. 4. 3～SA2. 4. 7 に従い、得点項目 (d) について採点し、UoA においてシャークフィニングが行われていないことを確認しなければならない。
- SA3.8.3 当該 PI では、SA3. 1. 6 によって定義された不要漁獲物を特定するだけでなく、FCP セクション 7. 4 により、MSC 漁業認証規格の範囲外である全ての種を不要漁獲物として考慮しなければならない。
- SA3.8.4 得点項目 (e) の審査に関しては、SA3. 5. 3 およびその従属節を適用しなければならない。

SA3.9 第二種のデータ／モニタリングPI (PI 2.2.3) ◻

表 SA15: PI2.2.3 第二種のデータ／モニタリング PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
第二種	データ／モニタリング <b>2.2.3</b>  UoA が及ぼしているリスク、及び第二種の管理方策の効果を確認するために必要な第二種の特徴や量に関するデータが足りている。	(a) 主要第二種への影響を評価するために必要なデータの充分さ。 ◻	UoA が主要第二種の状態に影響を推定するのに十分な定性データがある。  または、 UoA の PI 2.1.1 の採点に RBF が適用された場合： 主要第二種の生産性および感受性の特質の推定に必要な定性データが充分である。	UoA が主要第二種の状態に及ぼす影響を評価するための定量データがある程度足りている。  または、 UoA の PI 2.1.1 の採点に RBF が適用された場合：  主要第二種の生産性および感受性の特質の評価に必要な定量データがある程度足りている。	UoA が主要第二種の状態に及ぼす影響を、高い確実性をもって評価するのに必要な定量データが充分にある。
		(b) マイナーな第二種への影響を評価する情報の妥当性 ◻			UoA がマイナーな第二種の状態に及ぼす影響を推定するために妥当な定量的データがある程度ある。
		(c) 管理方策に必要なデータの充分さ。	主要第二種の管理措置を支えるために十分なデータがある。	主要第二種の部分的な管理方策を支えるためのデータが足りている。	全ての第二種の管理方策を支え、方策が目的を達成しつつあるかどうかについて、確実性の高い評価をするためのデータがある。

SA3.9.1 第一種に適用された SA3.6.1～SA3.6.4 を第二種にも適用しなければならないことに留意すること。 !!

## SA3.10 ETP種の結果 PI (PI 2.3.1)

表 SA16: PI2.3.1 ETP 種の結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ETP 種	<p>結果状況</p> <p><b>2.3.1</b></p> <p>UoA は、ETP 種の保護に関する国内及び国際的な要求事項を満たしている。</p> <p>UoA は ETP 種の回復を妨げていない。</p>	<p>(a)</p> <p>個体群／資源への UoA の影響は、適用される国内もしくは国際的な規制の範囲内にある。</p> <p>!!</p>	<p>国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、UoA の影響は知られており、そうした規制の範囲内にある<b>可能性が高い</b>。</p>	<p>国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、MSC の UoA の個体群／資源に関する<b>総合的影響</b>は知られており、そうした規制の範囲内にある<b>可能性がかなり高い</b>。</p>	<p>国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、MSC の UoA の<b>総合的影響</b>は、そうした規制の範囲内にある<b>確実性が高い</b>。</p>
		<p>(b)</p> <p>直接的な影響</p>	<p>UoA による既知の直接的影響が、ETP 種の回復を妨げることにならない<b>可能性が高い</b>。</p>	<p>UoA の直接的影響が ETP 種の回復を妨げることにならない<b>可能性がかなり高い</b>。</p>	<p>UoA の ETP 種への直接的影響で、<b>重大な悪影響がない</b>という<b>確実性が高い</b>。</p>
		<p>(c)</p> <p>間接的な影響</p>		<p>UoA の間接的な影響についても考慮されており、容認出来ない影響を与えない<b>可能性がかなり高い</b>と考えられる。</p>	<p>UoA による ETP 種への間接的影響で、<b>重度な悪影響がない</b>という<b>確実性が高い</b>。</p>

SA3.10.1 得点項目 (a) における「国の法令及び／もしくは国際的に定められた基準」は、適用可能な国内法もしくは拘束力のある国際協定により、SA3.1.5 およびその従属節によって定義されている種の保護および回復のために定められた基準のことを指す。

SA3.10.1.1 適用可能な国内法や拘束力のある国際協定がない場合、審査チームは得点項目 (a) の採点を行ってはならない。

SA3.10.2 審査チームの採点は、UoA が当該要求事項に適合している可能性、および容認できない影響を与えている可能性を反映しなければならない。

SA3.10.2.1 UoA が「適用される国内もしくは国際的な規制の範囲内にある」ことを以下のように解釈しなければならない。

- a. UoA が要件を満たしている可能性が高い SG60 レベルでは、保護回復のための要件を満たしているという証拠がある程度なければならない。
- b. MSC の UoA が総合的に要件を満たしている可能性がかなり高い SG80 レベルでは、保護回復のための要件を満たしているという直接的論証がなければならない。
- c. SG100 では、すべての条件の全面遵守が求められ、MSC の UoA の総合的な影響による ETP 種の死亡数はごく僅かでなければならない。ETP 種の捕獲がない UoA は SG100 を満たしていることになる。

SA3.10.3 得点項目 (a) および (b) の採点をする際、審査チームは ETP 種の死亡を最小限にするための措置 (PI 2.3.2 得点項目 (e)) を講じたことにより ETP 種の漁獲数もしくは死亡数に変化があったかどうかを考慮しなければならない。■

SA3.11 ETP種の管理方策PI (PI 2.3.2) !!

表 GB15: PI2.3.2 ETP 種管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ETP 種	<b>管理方策 2.3.2</b>  UoA は以下の ための予防的 管理方策を講 じている。  ー国内及び国 際的な要求事 項への適合。  ーUoA がETP 種の回復を妨 げないないこ とを確実にす ると共に、  ETP 種の死亡 を最小限に抑 えるための措 置を定期的に 検討、実施。	(a) 講じられてい る管理方策 (国内及び国 際的な要求事 項)	UoA 起因の ETP 種の死 亡を最小限 に抑え、そ の保護のた めの国内及 び国際的な 要求事項を 満たす可能 性がかなり 高い措置が 講じられて いる。	ETP 種の死亡 を最小限に抑 えるための措 置など、ETP 種への UoA の 影響を管理 し、ETP 種の 保護のための 国内及び国際 的な要求事項 を満たす可能 性がかなり高 い方策が講じ られている。	ETP 種の死亡を 最小限に抑える ための措置な ど、ETP 種への UoA の影響を管 理し、ETP 種の 保護のための国 内及び国際的な 要求事項を上回 る <b>包括的な方策</b> が講じられてい る。
		(b) 代替の管理方 策が講じられ ている。	UoA がETP 種の回復を 妨げないこ とを確実に すると期待 される措置 が講じられ ている。	UoA がETP 種 の回復を妨げ ないことを確 実にすると期 待される方策 が講じられて いる。	UoA がETP 種の 回復を妨げない ことを確実にす ると期待される ETP 種の管理 のための <b>包括的 な方策</b> がある。
		(c) 管理方策の評 価	方策は、一般 的な経験や理 論、類似の UoA や種との 比較といった <b>妥当な論拠</b> から判断し て、効果を上 げる <b>可能性 が高いと考 えられる。</b>	UoA 及び／も しくは対象と なる種に関す る直接的なデ ータから判断 して、部分的 方策／方策が 効果を上げる 確実性が高 い、という客 観的根拠があ る。	方策／包括的な 方策は主に、 UoA 及び、ある いは対象となる 種に関する直接 的なデータに基 づいており、 <b>定 量分析</b> により、 効果を上げる <b>確 実性が高いこ と</b> が裏付けられ ている。
		(d) 管理方策の実 施		措置／方策が 効果的に実施 されている証 拠がある程度 ある。	方策／包括的方 策が効果的に実 施されており、 <b>得点項目(a)も しくは(b)の目 標を達成してい るという明確な 証拠</b> がある。

		(e) ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の見直し	UoA 起因の、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性が見直しが行われている。	UoA 起因の、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性が見直しが、 <b>定期的</b> に行われ、当該措置が適切に実施されている。	UoA 起因の、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性が見直しが、 <b>二年毎</b> に行われ、当該措置が適切に実施されている。
--	--	------------------------------------	---	--	--

SA3.11.1 ETP 種に対する管理方策 PI を採点するにあたり、審査チームは死亡数を最小限に抑える必要性を考慮しなければならない。❗

SA3.11.1.1 採点をする際には、直接死亡や損傷による死亡を含む、直接死亡の原因をすべて考慮しなければならない。

SA3.11.2 審査チームは ETP 種の管理方策を評価する際に得点項目 (a) もしくは (b) の採点をしなければならない。

SA3.11.2.1 ETP 種の保護及び再生のための国内及び国際的な要求事項が規定されている場合には、得点項目 (a) を採点しなければならない。

SA3.11.2.2 ETP 種の保護及び再生のための国内及び国際的な要求事項が規定されていない場合には、得点項目 (b) を採点しなければならない。

SA3.11.3 得点項目 (e) の採点をする際、不要な種の死亡に関する要求事項である SA3.5.3 およびその従属節を、ETP 種の死亡にも適用しなければならないことに留意すること。🔵

SA3.12 ETP種データPI (PI 2.3.3) 

表 SA18: PI2.3.3 ETP種のデータ PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ETP種	データ／モニタリング <b>2.3.3</b>  UoAによるETP種への影響を管理を支えるため、以下のようなデータが集められている： ー管理方策を開発するためのデータ ー管理方策の効果を評価するためのデータ、および ーETP種の結果状況を判断するためのデータ。	(a) 影響の評価に必要なデータの充分さ。	UoAによるETP種の死亡を推定するのに十分な定性データある。  または UoAのPI 2.3.1の採点にRBFが適用された場合： ETP種の生産性および感受性の特質の推定に必要な定性データが充分である。	UoA起因の死亡および影響を評価し、UoAがETP種の保護と回復を脅かす可能性があるかどうかを評価するための定量データがある程度足りている。  または UoAのPI 2.3.1の採点にRBFが適用された場合： ETP種の生産性および感受性の特質の評価に必要な定量データがある程度足りている。	ETP種に対し、UoAがどれほどの影響を及ぼし、死亡や損傷の原因となっており、それによるETP種の状態を高い確実性をもって評価するのに必要な定量データがある。
		(b) 管理方策に必要なデータの充分さ。	ETP種への影響を管理する措置を支えるのに必要な充分なデータがある。	動向を測り、ETP種への影響を管理するための方策を支えるのに十分なデータがある。	

SA3.12.1 SG60やSG80で使われている「UoA起因の（UoAによる）死亡」という表現は、審査対象のUoAにおける死亡と解釈すべきである。

SA3.12.2 SA3.6.2.2を除くSA3.6.1～SA3.6.4の要求事項を全てのETP種に適用しなければならない。その際、ETP種の場合「主要」な種はないことに留意すること。

SA3.13 生息域に関する結果PI (PI 2.4.1) ■

表 CB17: PI2.4.1 生息域結果 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生息域	<b>結果状況</b> <b>2.4.1</b>  漁業管理機関の管轄内における生息域において、UoAは生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を及ぼしていない。	(a) 頻繁に遭遇する生息域の状態	UoAが頻繁に遭遇する生息域の構造および機能を深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで低下させる <b>可能性は低い</b> 。	UoAが頻繁に遭遇する生息域の構造および機能を深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで低下させる <b>可能性は極めて低い</b> 。	UoAが頻繁に遭遇する生息域の構造および機能を深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで低下させる可能性は極めて低い、という <b>証拠</b> がある。
		(b) VME（脆弱な海洋生態系）の生息域の状態	UoAが、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまでVME生息域の構造や機能を低下させる <b>可能性は低い</b> 。	UoAが、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまでVME生息域の構造や機能を低下させる <b>可能性は極めて低い</b> 。	UoAが、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまでVME生息域の構造や機能を低下させる可能性が極めて低いという <b>証拠</b> がある。
		(c) マイナーな生息域の状態			UoAが、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまでマイナーな生息域の構造や機能を低下させる可能性が極めて低いという <b>証拠</b> がある。

SA3.13.1 審査チームは、生息域に関する評価項目では、生息域の構造及び機能に対して、UoAが及ぼす影響を審査しなければならない。 ■

SA3.13.1.1 SA3.13.1を評価するのに十分な情報がない場合、審査チームはRBF(CSA)を使用しなければならない。 ■

SA3.13.1.2 SA3.13.1を評価するのに十分な情報がある場合にも、RBF(CSA)を使用することはできるが、必須ではない。

SA3.13.2 底生生息域を評価する際、審査チームは以下の生息域特性を基に生息域を分類しなければならない。 **!!**

- a. 底質-堆積物の種類（例：硬い底質）
- e. 地形学-海底地形（例：平坦で岩の多い段丘）
- f. 生物相-特徴的な植物および／あるいは動物群（例：昆布が主の海草藻場）

よび複数の表性動物)

- SA3.13.3 審査チームは、漁業との遭遇が頻繁な生息域と VME (脆弱な海洋生態系) およびマイナー、すなわちそれ以外の生息域をそれぞれ見極め、その根拠を示さなければならない。■
- SA3.13.3.1 漁業との遭遇が頻繁な生息域とは、UoA の統治機関の管轄内の管理海域における生息域の範囲と UoA の空間的 (地理的) な重なりとを考慮した上で、UoA が使用する漁具と定期的に遭遇する生息域として定義しなければならない。■
- SA3.13.3.2 VME<sup>1</sup>は、GSA3.13.3.2 に記されている、FAO ガイドライン<sup>2</sup>の paragraph 42、サブ paragraph (i) - (v) における定義に準じなければならない。本定義は水深にかかわらず、EEZ の内外に適用しなければならない。■
- SA3.13.4 審査チームは「深刻、あるいは不可逆的な被害」を、生息域の構造および機能が減退 (表 SA8 の定義を参照) し、漁業が完全に行われない状況において、5 年から 20 年の間に、生息域の構造および機能が少なくとも 80% まで回復できなくなった状態と解釈しなければならない。!!
- SA3.13.4.1 審査チームは、VME における「深刻、あるいは不可逆的な被害」を、生息域の構造および機能が漁業の影響を受けていないレベルの 80% 未満まで減少してしまった状態として解釈しなければならない。■
- SA3.13.5 生息域の状態及び漁業の影響について審査する場合、漁業域と重なる生息域だけでなく、審査単位が操業する海域での漁業管理に責任を持つ、地元、国家、国際的な組織によって管理されている生息域全体 (つまり「管理された海域」) について検討しなければならない。!!
- SA3.13.5.1 審査チームは入手可能なすべての情報 (例: 生態地域情報) を使って審査対象の生息域の範囲および分布を確定し、その分布が「管理区域」内にあるか、「管理区域」を超えているかの判断しなければならない。
- SA3.13.5.2 生息域の範囲が「管理区域」内にある場合、審査チームは「管理区域」内にある生息域について検討しなければならない。
- SA3.13.5.3 生息域の範囲と「管理区域」とが重なる場合、審査チームは「管理区域」内外にある生息域について検討しなければならない。
- SA3.13.6 審査チームは、SG60, SG80, SG100 における「可能性が低い」、「可能性が極めて低い」、「証拠」の意味を表 SA9 に従って解釈しなければならない。

<sup>1</sup> 統治機関が予防的アプローチを採っている状況 (生息域が VME かどうか不明である等) 及び生息域が潜在的 VME として扱われている状況に対応するため、要求事項及びガイダンスを通じて「VME」は「潜在的 VME」も含む。  
<sup>2</sup> 国連食糧農業機関 2009 年 *International guidelines for the management of deep-sea fisheries in the high seas*. FAO, ローマ

SA3.14 生息域の管理方策PI (PI 2.4.2) ◻

表 CB19: PI2.4.2 生息域の管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生息域	<b>管理方策 2.4.2</b>  UoA が生息域に深刻、あるいは不可逆的な被害を与えるリスクがないことを確実にするための方策が講じられている。	(a) 講じられている <b>管理方策</b> ◻	生息域の結果状況で SG80 以上を達成することが期待される <b>措置</b> が、必要に応じて講じられている。	生息域の結果状況で SG80 以上を達成することが期待される <b>部分的方策</b> が、必要に応じて講じられている。	MSC, 非 MSC を問わず、すべての UoA による生息域への影響を管理する <b>方策</b> が講じられている。
		(b) 管理方策の <b>評価</b>	措置は、一般的な経験や理論、類似の UoA や生息域との比較、といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる <b>可能性が高いと</b> 考えられる。	<b>UoA および／あるいは、対象となる生息域に関する直接的なデータ</b> から判断して、措置／部分的方策の効果への <b>客観的根拠</b> がある程度ある。	<b>UoA および／あるいは、対象となる生息域に関する直接的なデータ</b> から判断して、部分的方策・方策は、効果を上げる <b>確実性が極めて高く、そのことが実験によって裏付け</b> られている。
		(c) 管理方策の <b>実施</b>		措置／部分的方策が効果的に実施されている <b>定量証拠</b> がある程度ある。	(a). 部分的方策／方策が効果的に実施されており、得点項目 (a) の目標を達成している、という <b>明確な定量証拠</b> がある。
		(d) 管理に関する要求事項およびその他の MSC UoA/非 MSC 漁業が講じている VME 保護措置の <b>順守</b> 。	UoA が、VME 保護のための管理要求事項を <b>定性証拠</b> がある。	UoA が、VME 保護のための管理要求事項およびその他の MSC UoA/非 MSC 漁業が講じている <b>関連の VME 保護措置を順守している定量的証拠</b> がある程度ある。	UoA が、VME 保護のための管理要求事項およびその他の MSC UoA/非 MSC 漁業が講じている <b>関連の VME 保護措置を順守している確固たる定量的証拠</b> がある。

SA3.14.1 UoA がこの評価項目に影響を及ぼしていない場合においても、審査チームはこの PI を採点しなければならない。 ◻

SA3.14.2 審査チームは生息域の管理における措置、部分的方策および方策について、それぞれの違いを検討しなければならない。❗

SA3.14.2.1 SG100 レベルで得点項目 (a) の採点をするためには、VME に接触する UoA の「方策」が、漁業のいかなる活動も VME への深刻あるいは不可逆的な被害を及ぼさないための包括的な影響評価に基づく包括的な管理計画を含むものでなければならない。❑

SA3.14.2.2 SG80 レベルで得点項目 (a) の採点をするためには、VME に遭遇する UoA の「部分的な方策」が、少なくとも以下の点を含むものでなければならない。❗

- a. VME 保護のための管理措置（例：禁漁区の指定）を順守する要求事項。
- b. UoA による、VME との接触を回避するための予防的措置の実施。予防措置の例としては、VME への深刻で不可逆的な潜在的被害を回避するための科学的根拠に基づく漁具や生息域に特化した回避ルールや禁漁区の設定等が挙げられる。

SA3.14.2.3 SG60 レベルで得点項目 (a) の採点をするためには、VME に接触する UoA の「措置」は、少なくとも以下の点を含むものでなければならない。❑

- a. VME 保護のための管理措置（例：禁漁区の指定）を順守する要求事項。
- b. VME との接触を回避するために講じた一般的に受け入れられている回避ルールに基づく予防的措置の実施。

SA3.14.3 UoA が VME に影響を及ぼしている場合、および／もしくは別の MSC UoA または非 MSC 漁業が、SA3.13.5 で定義されている UoA の「管理区域」内の VME に影響を及ぼしている場合には、得点項目 (d) の採点をしなければならない。❑

SA3.14.3.1 複数の MSC UoA の累積的な影響による、VME への深刻、あるいは不可逆的な被害が起きる可能性を避けるため、審査チームは得点項目 (d) を採点する際に、UoA が以下の点をどれほど考慮しているかを査定しなければならない。

- a. ほかの MSC UoA が回避ルールによる禁漁区の設定など、予防的保護措置を実施している場合に、それを考慮し、同様の措置を講じている。
- b. 非 MSC 漁業からの関連情報が入手できる場合にはそれを考慮している。

SA3.14.3.2 「関連している」かどうかの決定をする際、以下のことが検討されなければならない。❑

- a. 禁漁区の設定が明らかに他の目的ではなく、科学的根拠および最善事例に基づいた VME の予防的保護措置のみを目的にしている。
- b. 回避ルールによって設定された禁漁区の回避、および全 MSC UoA が実施しているその他の措置への考慮。
- c. 非 MSC 漁業が実施している関連する回避水域の経緯度が、当該非 MSC 漁業の管理法人によって公開されている場合などにより入手可能な場合には、それを順守している。

SA3.14.4 審査チームは、得点項目 (d) を採点する際に、UoA が、VME 関連の要求事項を効果的に実施するために必要な電子データ、もしくはその他の検証済みデー

タについて、UoA の規模および集約度に適った情報量がどれくらい入手可能かによって、「証拠」のレベルを解釈しなければならない。■

SA3.15 生息域データPI (PI 2.4.3) !!

表 SA21: PI2.4.3 生息域データ PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生息域	<p>データ／モニタリング 2.4.3</p> <p>UoA が生息域に及ぼしているリスク、及び生息域への影響に対する管理方策の効果を確認するためのデータが充分にある。</p>	(a) データの質	<p>主な生息域の形態と分布に関して、<b>広義の理解</b>がある。</p> <p>または</p> <p>UoA の PI 2.4.1 採点に CSA が使われている場合には： 主な生息域の形態と分布を推定するに充分な定性的データがある。</p>	<p>UoA の漁域内の主な生息域の特徴、分布および脆弱性が、UoA の規模と集約度に見合う詳細レベルで把握されている。</p> <p>または</p> <p>UoA の PI 2.4.1 採点に CSA が使われている場合には：主な生息域の形態と分布を推定するに充分な定量データがある。</p>	<p>漁域内のすべての生息域分布について知られており、特に脆弱な生息域がどこにあるかが把握されている。</p>
		(b) 影響を評価する為に必要なデータの充分さ。	<p>生息域と漁具の空間的な重複など、漁具の使用による主な生息域への影響に対する広義の理解に必要なデータが充分にある。</p> <p>または</p> <p>UoA の PI 2.4.1 得点を出すのに CSA が使われている場合には： 主な生息域における結果、およびその空間特性を推定するのに充分な定性データがある。</p>	<p>主な生息域への UoA の主な影響を確認するのに必要なデータが充分にあり、漁具と生息域が交わる空間的範囲、および漁具が使用されるタイミングや場所についての信頼できるデータがある。</p> <p>または</p> <p>UoA の PI 2.4.1 採点に CSA が使われている場合には： 定量データがいくらかあり、それは主な生息域における結果、およびその空間特性を推定するのに充分である。</p>	<p>すべての生息域への漁具の物理的影響が、十分に定量化されている。</p>
		(c)		<p>主な生息域へのリ</p>	<p>時間の経過による</p>

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		モニタリング !!		スクの上昇を検知するために必要なデータが継続的に収集されている。	生息域の分布変化が、観測されている。

SA3.15.1 UoA がこの評価項目に影響を及ぼしていない場合においても、審査チームはこのPI に対して採点しなければならない。

SA3.15.2 審査チームは「主要」な生息域とそうでない生息域を決定し、その根拠を示さなければならない。その際に SA3. 13. 3. 1 および SA3. 13. 3. 2 が適用される。■

SA3.15.3 データ不足の得点要素について、CSA を使用して採点した場合、審査チームは SG80 および SG80 レベルにおいては得点項目 (a) および (b) の後半を使用しなければならない。!!

SA3.15.4 審査チームは、SG80 や SG100 における「脆弱性」の意味を次の2つの要素に照し合わせて解釈しなければならない。

SA3.15.4.1 漁具が生息域に接触する可能性及び

SA3.15.4.2 漁具が生息域に接触することにより、生息域が変化させられる可能性。

SA3.15.5 SG100 レベルにおいては修飾詞「主な」が無く、審査チームはすべての生息域について検討しなければならない。

SA3.15.6 SG80 レベルにおける得点項目 (b) を採点する際、VME に遭遇する UoA については少なくとも以下の情報がなくてはならない。

- a. UoA の足跡関連の地図や具体的な位置情報。
- b. VME 保護のための禁漁区の位置。
- c. SA3. 14. 3. 2 に従い、UoA、その他の MSC UoA および非 MSC 漁業により、予防的措置として設定された禁漁区の位置。
- d. 予防的トリガー・レベルが適用される場合、その科学的定義の裏付けとなる VME であることを示唆する生物の漁獲量と漁獲率、および情報。

SA3.15.6.1 SA3. 15. 6 を満たす情報の詳細レベルについては、部分的方策もしくは方策の要求事項、および UoA の規模と大きさに照し合わせて決定しなければならない。

## SA3.16 生態系の結果PI (PI 2.5.1) ■

表 SA22: PI2.5.1 生態系結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
------	----	------	------	------	-------

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生態系	<p>結果状況</p> <p><b>2.5.1</b></p> <p>UoA は、生態系構造と機能の重要な要素に深刻、あるいは不可逆的な被害を及ぼさない。</p>	(a) 生態系の状態	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える可能性は低い。	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える可能性は極めて低い。	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える可能性は極めて低い、という証拠がある。

SA3.16.1 この PI は、生態系全体の構造と機能について検討するものであり、審査チームは他の評価項目（原則 1 の対象種、第一種、第二種、ETP 種、そして 生息域）をこの評価項目とは別に採点しなければならない。

SA3.16.2 審査チームは、構造と機能への深刻、あるいは不可逆的被害を、表 SA8 に示されているように解釈しなければならない。■

SA3.16.3 「主な」生態系要素とは、生態系の特性やダイナミクスを形作る上で最も大切な要素で、UoA の規模や集約度との関連で考えるべきである。それは、生態系の構造や機能の完全性を維持し、生態系の復元力と生産性の決め手となる。

SA3.16.4 SG60, SG80, SG100 で使われている「可能性が低い」、「可能性が極めて低い」及び「証拠」という表現は、表 SA9 に示されているように解釈しなければならない。

SA3.16.5 審査チームは以下のことを確認しなければならない。

SA3.16.5.1 SG60 や SG80 における定性分析、及び／あるいは専門家の判断は、表 SA9 の定量確率解釈とほぼ一致するべきである。

- a. 一致する根拠も提示しなければならない。
- b. 幅広い知見や代替的仮定を用い、SG の確率解釈について定性的判断を行うこともできる。
- c. SICA 審査法を使用してこの業績評価指標を審査し、様々な視点に基づいて、SG の確率解釈に関する判断を行なうこともできる。

SA3.17 生態系管理方策PI (PI 2.5.2) 

表 SA23: PI2.5.2 生態系管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生態系	<b>管理方策</b>  <b>2.5.2</b>  生態系の構造や機能に深刻な、あるいは不可逆的な被害を与えるリスクが確実にないようするための措置が講じられている。	(a) 講じられている管理方策	生態系の重要な要素に対する UoA の潜在的な影響を念頭においた措置が、必要に応じて講じられている。	<b>入手可能なデータ</b> を念頭においた <b>部分的な方策</b> が、必要に応じて講じられており、SG80 レベルを満たすまでに UoA の生態系への影響を <b>軽減する効果が期待できる</b> 。	UoA による生態系への <b>主な影響</b> 全てに対する措置からなる <b>計画</b> に基づいた <b>方策</b> が講じられており、措置の少なくとも一部は講じられている。
		(b) 管理方策評価	<b>措置</b> は、一般的な経験や理論、類似の UoA / 生態系との比較といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。	UoA 及び / もしくは対象となる生態系に関する直接的なデータから判断して、措置 / 部分的な方策が効果を上げる <b>確実性が高い</b> 、という <b>客観的根拠</b> がある程度ある。	UoA および / もしくは対象の生態系に関する直接的なデータから判断して、部分的な方策 / 方策は、効果を上げる <b>確実性が極めて高く</b> 、そのことが <b>実験によって裏付け</b> られている。
		(c) 管理方策の実施		措置 / 部分方策が <b>効果的に実施</b> されている <b>証拠</b> がいくつかある。	<b>(a)</b> . 部分的な方策 / 包括的な方策が <b>効果的に実施</b> されており、得点項目 (a) の目標を達成しているという <b>明確な証拠</b> がある。

SA3.17.1 生態系管理 PI の SG60 を満たすに必要な措置は、対象種やその他の評価項目への影響を管理するのが主な目的であっても、生態系の結果を達成する可能性があることに、審査チームは留意しなければならない。

SA3.17.2 SG100 を満たすに必要な計画および措置は、UoA と生態系の構成項目および要素との良く知られている機能的関係を基にしたものでなければならないことに、審査チームは留意しなければならない。

SA3.17.2.1 UoA による生態系への深刻、あるいは不可逆的な被害を確実に防ぐ万全を期した方策の策定を含む計画でなければならない。

SA3.17.3 SG80 や SG100 レベルでの部分的、全般的な方策にはそれぞれ、審査ツリーの中別の箇所の評価項目への影響を管理するために計画、実施された措置が含まれ

ていることがあることに、審査チームは留意しなければならない。

SA3.17.3.1 そうした措置により、生態系への影響が、適切な基準に適合するよう、充分効果的に指摘されている場合、あえて特別な生態系措置を設ける必要はない。

SA3.17.3.2 原則 1 と 2 の他の評価項目における方策以外に、特別な方策を設ける必要がない場合もある。

SA3.17.3.3 生態系への影響が既存の措置で対処されていない場合、新しい措置の追加、または既存の措置を強化する必要がある場合がある。

SA3.18 生態系データPI (PI 2.5.3)

表 CB23: PI2.5.3 生態系データ PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生態系	データ／モニタリング <b>2.5.3</b>  UoA が生態系に及ぼす影響についての知識が充分である。	(a) データの質	生態系の要となる要素を識別するのに十分なデータがある。	生態系の要となる要素を広く理解するに十分なデータがある	
		(b) UoA の影響調査	生態系の要となる要素に対する UoA の主な影響については、既存のデータから推測することができるが、詳細な調査は行われていない。	生態系の要となる要素に対する UoA の主な影響については、既存のデータから推測することができ、詳細な調査はいくらも行われている。	UoA とこうした生態系の要素との相互作用については、既存のデータから推測でき、詳細な調査が行われている。
		(c) 構成要素の機能理解		生態系の構成要素（原則 1 の対象魚種、第一種、第二種、ETP 種、及び生息域）の主な機能は知られている。	原則 1 の対象魚種、第一種、第二種、ETP 種、及び生息域に対する UoA の影響は確認され、生態系におけるこれらの構成要素の主な機能が理解されている。
		(d) データの妥当性		これらの構成要素への UoA の影響に関する十分なデータが入手可能で、生態系への主な影響のいくつかについては推測することができる。	これらの構成要素および素子への UoA の影響に関する十分なデータが入手可能で、生態系への主な影響について推測することができる。
		(e) モニタリング		リスクの上昇を検知するため、十分なデータが継続的に収集されている。	生態系への影響を管理するための方策の開発を支えるだけの十分なデータがある。

SA3.18.1 当該 PI の得点項目 (b) において、審査チームは以下のことを行わなければな

らない。■

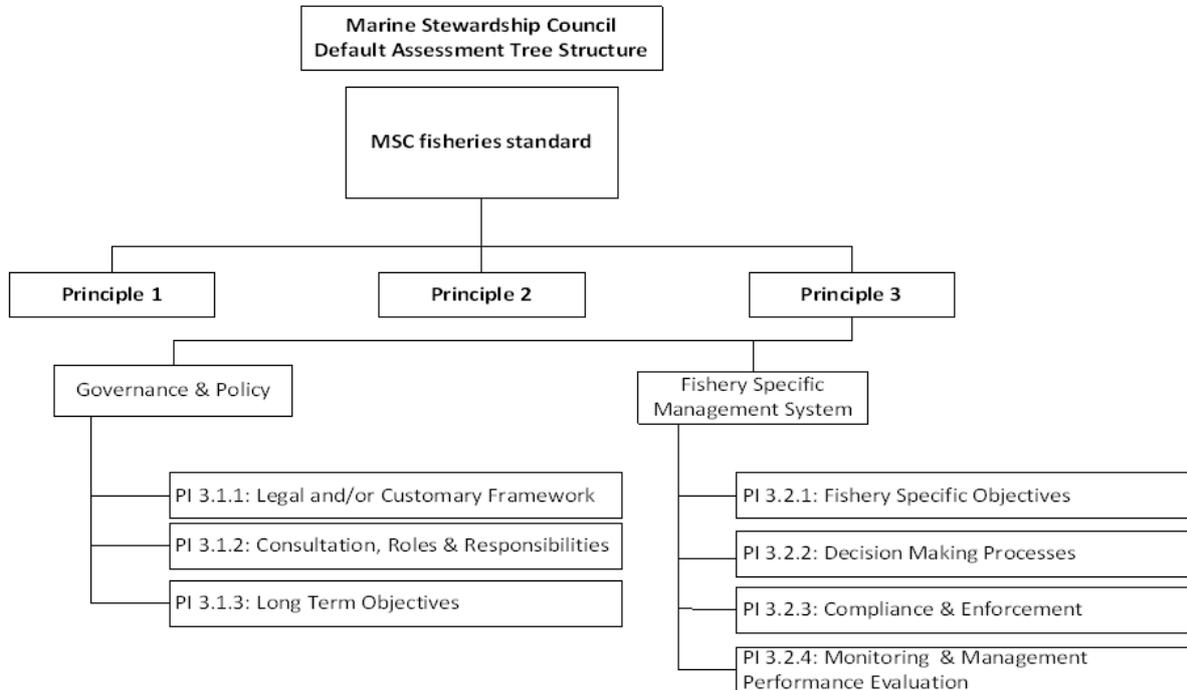
SA3.18.1.1 SG80 においては、「生態系の要となる要素に対する UoA の主な影響」について、ある程度のデータを要求する。

SA3.18.1.2 SG100 では、漁業とこうした生態系の要素との主な相互作用に焦点を当てる。このレベルにおいては：

- d. UoA はその生態系に対する影響を管理するだけでなく、環境の変化に応じた管理を行うことができるはずである。
- e. UoA の自然な生産性に対する環境変化の影響のモニタリングは、最善事例と理解されるべきであり、気候変動の重要性の高まりに対する認識も含めるべきである。

## SA4 原則 3

表 SA3: 原則 3 標準ツリー構造



### SA4.1 原則 3 に関する一般要求事項

SA4.1.1 原則 3 への適合を審査するにあたり、審査チームは UoA の管理を管轄する単独、あるいは複数の機関を明確にしなければならず、その際に公式、非公式、及び／もしくは慣習的な管理システムについての検討も行わなければならない。 !!

- a. 単独機関による管轄
- b. 住民および単独機関による管轄
- c. 共有資源
- d. 跨界性魚類資源
- e. 高度回遊性魚種 (HMS)
- f. 個別の公海における非 HMS 資源

SA4.1.2 国際協力による資源管理の対象となっている UoA の場合もそうでない UoA も P3 業績評価指標の査定対象となる。

SA4.1.3 P1 および P2 の結果、および／もしくは P3 の実施に直接影響がない限り、他の漁業の国際漁業管理機関の業績の査定は行わない。 !!

SA4.1.4 非公式もしくは慣習的な管理システムに対する評価を行う場合、審査チームは提示する根拠の中に、以下の方法により、結果の正当性と信頼性を示す証拠を盛り込まなければならない。 □

- a. 様々な方法を使用し、でデータを収集する。
- b. 様々な立場のステークホルダーの意見や見解を相互検討する。

SA4.1.5 審査チームは、管理システムの適格性を判断するにあたり、UoA の規模と集約度を検討しなければならない。

## SA4.2 原則 3 用語

SA4.2.1 原則 3 の得点基準で用いられている「明確な」は、公式の成文化、あるいは成文化された管理措置やメカニズムにのみ適用されるものではない。

SA4.2.2 「明確な」という用語は非公式なものの、しっかりと構築された効果的な管理措置やメカニズムに対しても適用されなければならない。

SA4.2.3 曖昧なものから明確なものまで、管理業績を査定するにあたり、チームは以下のことを検討しなければならない。

SA4.2.3.1 公式、非公式に限らず、そうした管理措置がどの程度 UoA に根付いているかということ。

SA4.2.3.2 UoA においてその管理措置を使用する者に、どれだけ理解され、適用されているかということ。

SA4.2.3.3 そうした措置がどれだけ永続的で明白であるかということ。

SA4.3 法的及び、もしくは慣習的枠組みに関するPI (PI 3.1.1) ■

表 SA25:PI3.1.1 法的及び、もしくは慣習的枠組み PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
運営と方針	法的及び、もしくは慣習的枠組み <b>3.1.1</b>  管理システムは、法的及び／もしくは慣習的適切かつ有効な枠組みの中にあり、 ーUoAにおいて持続可能な漁業管理を行うことが可能で、 ー食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の権利を守るための明確な法や慣習を尊重し、 ー論争解決のための適切なメカニズムがある。	(a) 法や規範と効果的な管理の適合性 <span style="color: blue;">■</span>	MSCの原則1及び2に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、必要に応じて <b>国際協力の枠組み</b> がある。	MSCの原則1及び2に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、必要に応じて <b>組織立った有効な国際協力</b> が行われている。	MSCの原則1及び2に則った漁業管理を実現するために有効な国内法体系があり、 <b>国際協力に関する拘束力をもった手続き</b> が存在する。
		(b) 論争の解決 <span style="color: blue;">■</span>	法的な論争を解決する <b>メカニズム</b> が管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象である。	法的な論争を解決するための <b>透明なメカニズム</b> が管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象であり、それは <b>殆どの問題に有効であると考えられ</b> 、UoAの内容に適している。	法的な論争を解決するための <b>透明なメカニズム</b> が管理システムの中にある、もしくは、管理システムはそのようなメカニズムの法的対象であり、 <b>漁業の内容にも適している、有効性も既に実証されている。</b>
		(c) 権利の尊重	食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の権利を <b>おおよそ尊重</b> する法律、もしくは慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それはMSCの原則1及び2の原則の目標に準じたものである。	食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の権利を遵守するための法律や慣習によって確立されたメカニズムが管理システム内にあり、それはMSCの原則1及び2の原則に準じたものである。	食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の権利を守るための法律や慣習に対して <b>公式な誓約</b> を掲げるメカニズムが管理システム内にあり、それはMSCの原則1及び2の原則に準じたものである。

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
			る。		

SA4.3.1 審査チームは、UoAにおいて原則1及び2に則った持続可能性を実現するための適切で効果的な法的および／または慣習的な枠組みの有無の採点に焦点を当てるべきである。

SA4.3.2 SG60の得点要素を採点するにあたり、審査チームは法や規範との適合性を次のように解釈しなければならない。

SA4.3.2.1 国際協力による資源管理の対象となっていないUoAの場合、以下のことを意味する。

- a. UoAの管理に携わるすべての当局や関係者の行動を規制する国内法や合意、政策が存在し、
- b. これらの法や合意および／もしくは政策により、国内の漁業管理課題に対して、UoAの背景や規模、分布、集約度に適した国内団体間の協力（例えば地方と国家、州と連邦、先住民とその他のグループ間の協力）の枠組みが構築されている。

SA4.3.2.2 国際協力による資源管理の対象となっているUoAの場合（例えば共有資源、跨界性魚類資源、HMS(高度回遊性魚類)、公海における非HMS資源）は以下が存在していることを意味する。

- a. つまり、UoAの管理に携わる当局や関係者の行動を規制する国内法や国際法、協定、合意、政策、
- b. 他の地域や垂区漁業管理団体、管区漁業管理団体との協力枠組、もしくは
- c. その他の二国間／多国間協定が存在し、それによりUNCLOS海洋法に関する国連条約の第63(2)、64、118、119条およびUNFSA国連公海漁業協定第8条に則った持続可能な漁業管理に必要な協力体制が構築されている。

- SA4.3.2.3 協力により、少なくとも次の活動に関する UNFSA 第 10 条の目的が果たされなければならない。■
- a. 科学データの収集及び共有
  - b. 資源状態の科学的評価、および
  - c. 科学的助言の開発。
- SA4.3.2.4 認証単位に含まれる UoA の旗国は、関連の垂区漁業管理団体や管区漁業管理団体もしくはその他の二国間／多国間協定が存在する場合、少なくとも非加盟国として協力関係にななければならない。
- SA4.3.3 SG80 の得点要素を採点するにあたり、審査チームは法や規範との適合性を次のように解釈しなければならない。
- SA4.3.3.1 国際協力による資源管理の対象となっていない UoA は以下の要件を満たしている。
- a. UoA の管理に携わるすべての当局や関係者の行動を規制する国内法や合意、政策が存在し、
  - b. これらの国内法や合意および／もしくは政策により、国内の漁業管理課題に対して、国内団体間の組織立った協力体制（例えば地方と国家、州と連邦、先住民とその他のグループ間の協力）が整っている。
- SA4.3.3.2 国際協力による資源管理の対象となっている UoA の場合は以下の要件を満たしている。■
- a. UoA の管理に携わる当局や関係者の行動を規制する国内法や国際法、合意、政策が存在する。
  - b. UNCLOS 海洋法に関する国連条約の第 63(2), 64, 118, 119 条および UNFSA 国連公海漁業協定第 8 条に則った包括的な協力体制を構築する有効な地域間および／もしくは国際協力が行われている。
  - c. 協力により、少なくとも以下の活動に関する UNFSA 第 10 条の目的が果たされていなければならない。すなわち、科学データの収集、共有及び普及、資源状態の科学的評価、および科学的助言の開発、当該持続可能な管理に関する助言と調和する管理行動の合意及び実施。
  - d. 認証単位に含まれる UoA の旗国は、協定を結んだ組織もしくは参加グループに加盟しているか、そうした組織もしくは協定が存在する場合には、それらによって確立された保護管理措置の適用に合意していなければならない。
- SA4.3.4 SG100 の得点項目 (a) を採点するにあたり、審査チームは法や規範との適合性を次のように解釈しなければならない。
- SA4.3.4.1 国際協力による資源管理の対象となっていない UoA は以下の要件を満たしている。
- a. UoA の管理に携わるすべての当局や関係者の行動を規制する国内法や合意、政策が存在し、
  - b. これらの国内法や合意および／もしくは政策により、国内の漁業管理課題に対して、国内団体間の公式な協力体制（例えば地方と国家、州と連邦、先住民とその他のグループ間の協力）が構築されている。首

尾一貫した、合理的な慣行や手段。

SA4.3.4.2 国際協力による資源管理の対象となっている UoA の場合は、以下の要件を満たしている。

- a. UoA の管理に携わる当局や関係者の行動を規制する国内法や合意及び政策が存在し、
- b. UNCLOS 海洋法に関する国連条約の第 63(2), 64, 118, 119 条および UNFSA 国連公海漁業協定第 8 条及び第 10 条に則った包括的国際協力を管理する拘束力のある法律が存在する。
- c. RFMO/協定下の協力および RFMO の行動により、UNFSA 第 10 条の目的を明確、かつ効果的に達成しなければならない。

SA4.3.4.3 SG60, 80, 100 に共通して使われている「有効な国内法体系」という表現は、持続可能な漁業を行うために不可欠な特性や要素が以下の形態で存在する、という客観的な証拠をクライアントが提示できる、という意味で解釈すべきである。

- a. 首尾一貫した、合理的な慣行や手段の中に組み込まれている、もしくは、
- b. 首尾一貫した、合理的な「規則制定構造」に組み込まれている。

SA4.3.5 得点項目 (C) を採点するにあたって、原住民や先住民に関する慣例条約や国家条約により、特定のグループや個人に権利が付与されているかどうかの判断を、審査チームが独断で、あるいは一方的にしてはならない。

SA4.3.5.1 得点項目 (C) に関連して使われる「条約」という言葉は、国際条約や国家間条約は含まれず、原住民や先住民に特化した国家条約のみがこれに相当する。■

SA4.3.6 SG60 の得点項目 (C) における「おおよそ尊重している」は、漁業管理の法的小および／または慣習的な枠組みの中で、食糧供給を漁業に依存、あるいは漁業で生計を立てている人々の、法律で明確に定められている、あるいは慣習によって認められている権利や長期的な利益が、考慮されているという証拠がある程度ある、という意味で解釈すべきである。■

SA4.3.7 SG80 の「遵守している」は、以下の意味であると解釈すべきである。

SA4.3.7.1 SG80 の「遵守している」は、食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の法律あるいは慣習によって認められている権利や長期的な利益が、条例や規則などの、より公的な取り決めによって考慮されている。

SA4.3.7.2 そうした人々の長期的な利益に対する配慮が、漁業管理の法的小および／または慣習的な枠組みの中にある。

SA4.3.8 SG100 における得点項目 (c) における「公式に責任をもつ」は、漁業管理システムおよび／または方針や手段といった法的な管理枠組みの中で、原住民や先住民などの権利を法的に義務づけることが成文化されていることをクライアントが実証できる、と解釈されるべきである。

SA4.4 協議、役割および責任に関するPI (PI 3.1.2) ■

表 SA26: PI3.1.2 協議、役割及び責任に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ガバナンスと方針	協議、役割及び責任 <b>3.1.2</b>  管理システムの中に、関心があり、影響を受けるグループに公開されている有効な協議プロセスがある  管理プロセスに関わっている組織や個人の役割や責任が明快で、すべての関係当事者に理解している。	(a) 役割及び責任 <span style="color: blue;">■</span>	管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その機能や役割、責任が <b>おおよそ理解</b> されている。	管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その責任と相互作用の <b>主要な分野</b> に関する機能や役割、責任が <b>明確に</b> されており、 <b>はっきりと理解</b> されている。	管理プロセスに関わっている組織や個人が確認されており、その責任と相互作用の <b>すべての分野</b> に関する機能や役割、責任が <b>明確に打ち出され、はっきりと理解</b> されている。
		(b) 協議プロセス <span style="color: blue;">■</span>	管理システムには、主な当事者から地元情報など、 <b>関連のある情報</b> を入手し、管理システムに役立てる協議プロセスがある。	管理システムには、地元情報を含む関連情報を <b>常時求め、受け入れる協議プロセス</b> がある。管理システムは入手した情報について検討する用意がある。	管理システムには、地元情報を含む関連情報を <b>常時求め、受け入れる協議プロセス</b> がある。管理システムは入手した情報について検討する用意を示し、 <b>利用の有無について説明</b> を行っている。
		(c) 参加		協議プロセスでは、関心のある影響を受ける関係当事者全員に <b>参加の機会が与えられている</b> 。	協議プロセスでは、関係当事者全員に <b>参加の機会を与え、参加を促すこと</b> により、有効な関わりが <b>推進</b> されている。

SA4.4.1 チームは、地元情報などのデータを、漁業管理当局が各方面から入手し、それを広範囲な決定や方策、手段に反映させるために行っている協議プロセスの効果及び透明性に採点の焦点を絞るべきである。 ■

SA4.4.2 この業績評価指標の採点では、入手したデータの種類やその利用目的や利用方法を定めることに焦点を当ててはならない。

- SA4.4.3 管理システム内の協議プロセスには管理システムレベルと審査対象漁業レベルの協議プロセスの両方が含まれていることを、審査チームは検証しなければならない。■
- SA4.4.4 SA4.1.3に則り、多国間および全国レベルでの協議プロセスも含めて検討しなければならない。■
- SA4.4.5 チームは、「地元情報」を、定性的データ及び／または事例、及び／または定量的な情報、及び／または管理システムによって管理されているUoAの地元の個人や団体から入手したデータのことであると解釈しなければならない。■

SA4.5 長期目標PI (PI3.1.3) 

表 SA27 : PI3.1.3 長期目標に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ガバナンスと方針	<p>長期目標 3.1.3</p> <p>管理方針の中に、意志決定の際の指針となる明確な長期目標があり、その目標はMSCの原則と基準に則っており、予防的アプローチが組み込まれている。</p>	(a) 目標!!	MSCの漁業認証規格および予防的アプローチに合致した長期目標が管理方針の中に潜在的に存在し、意志決定の際の指針となっている。	MSCの漁業認証規格および予防的アプローチに合致した明確な長期目標が、管理方針の中にはっきりと打ち出されており、意志決定の際の指針となっている。	MSCの漁業認証規格および予防的アプローチに合致した明確な長期目標の設定と実行が、管理方針の中にはっきりと打ち出されており、意志決定の際の指針となっている。

SA4.5.1 ここである管理方針は、審査中の特定のUoAではなく、審査対象漁業を含むより広義な意味での管理システムの方針を指すものとして解釈しなければならない。

SA4.5.2 このPIの採点における予防的アプローチの意味は、情報が不確実な場合や、信頼性がなく、不十分な場合には用心し、適切な科学データがないことを理由に保護管理措置の実施を延期したり、止めたりしないことであると審査チームは解釈しなければならない。

## SA4.6 審査対象漁業の管理システムに関するPI

SA4.6.1 審査チームは、審査対象漁業の管理システムが全てにおいて、対象漁業の規模や集約度、文化的背景に適したものであることを検証しなければならない。

## SA4.7 審査対象漁業の目標に関するPI (PI 3.2.1) ■

表 SA28: PI3.2.1 審査対象漁業の目標に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	<p>審査対象漁業の目標</p> <p><b>3.2.1</b></p> <p>審査対象漁業の管理システムは、MSCの原則1及び2で示された結果を達成するために明確で具体的な目標を掲げている。</p>	<p>(a)</p> <p>目標</p> <p><span style="color: blue;">■</span></p>	<p>MSCの原則1及び2で示されたのとほぼ同じような結果を達成するための<b>目標</b>が、審査対象漁業の管理システムの中に<b>潜在的に存在</b>している。</p>	<p>MSCの原則1及び2で示された結果を達成するための<b>短期及び長期目標</b>が、審査対象漁業の管理システムの中に<b>明確に</b>打ち出されている。</p>	<p>MSCの原則1及び2で示された結果を明らかに達成するための<b>明瞭で測定可能な短期及び長期目標</b>が、審査対象漁業の管理システムの中に<b>明確に</b>打ち出されている。</p>

SA4.7.1 審査チームは、原則1及び2のPIで採点される個々の漁獲方策や管理方策が、原則3の「審査対象漁業の目標」と一致していることを検証しなければならない。

SA4.7.1.1 当該PIで目標を審査し、その目標を達成するための方策が原則1及び2で審査されなければならない。

SA4.7.2 SG100における「測定可能な」は、大まかな目標をかかげるだけでなく、目標達成に向けてどれだけの成果があげられたかが分かるよう、測定可能な目標設定を行うという意味で解釈しなければならない。■

SA4.8 意思決定プロセスに関するPI (PI 3.2.2) ■

表 SA29: PI3.2.2 意思決定プロセスに関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	意思決定プロセス <b>3.2.2</b>  審査対象漁業の管理システムの中に、目標を達成するための措置や方策に結び付く有効な意思決定プロセスがあり、漁業における実際の論争解決のための適切なアプローチが取られている。	(a) 意思決定プロセス <b>!!</b>	審査対象漁業の管理システムの中に、目標を達成するための措置や方策に結び付く意思決定プロセスがある程度ある。	審査対象漁業の管理システムの中に、目標を達成するための措置や方策に結び付く <b>確立された</b> 意思決定プロセスがある。	
		(b) 意思決定プロセスの対応性	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された <b>深刻な問題</b> に対し、透明性のある、タイムリーで順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についてもある程度考慮されている。	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された <b>深刻および重要な問題</b> に対し、透明性のある、タイムリーで順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された <b>あらゆる問題</b> に対し、透明性のある、タイムリーで順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。
		(c) 予防的アプローチの適用		意思決定プロセスでは、最善の利用可能な情報に基づいた予防的アプローチがとられている。	
		(d) 管理システムおよび意思決定プロセスにおける責任と透明性 <b>!!</b>	業績及び管理活動に関するある程度の情報は、要請があればステークホルダーに提供される。	<b>要請があれば、業績及び管理活動に関する情報が提供され、</b> 調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、 <b>どうということ</b>	調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、管理システムがどうい対応を取ったかについての、 <b>業績及び管理活動に関する包括的情報の公式発表が、</b> 関心のあるすべてのステ

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
				が行われ、あるいは行われなかったかについての説明がなされている。	ークホルダーに対して行われている。
		(e) 論争に対するアプローチ !!	管理当局もしくは漁業は、再度、提訴の対象になっていたとしても、持続可能な漁業のための法律や規定に繰り返し背くといった法を軽視、あるいは無視する姿勢をとっていない。	管理当局もしくは漁業は、提訴に対する判決に対し、タイムリーに従う姿勢を示している。	管理当局もしくは漁業は、訴訟を避けるための行動を積極的にとっており、提訴に対する判決に迅速に対応している。

- SA4.8.1 審査チームは、適切な科学データの不足を理由に、保護管理措置の実施を延期したり、止めたりしていないことを検証しなければならない。
- SA4.8.2 このPIのSG80とSG100における予防的アプローチとは、意思決定プロセスにおいて情報が不確実な場合や、信頼性がなく不十分な場合には注意をする、という意味で解釈しなければならない。
- SA4.8.3 SG100では、合意形成プロセスの結果生じた措置や方策について、単独や単一のものというよりは包括的、総合的な措置で、全体的な方策であるべきであることを審査チームは検証しなければならない。
- SA4.8.4 得点項目d、つまり管理システムおよび意思決定プロセスにおける責任と透明性について採点をする際、審査チームは管理システムの中に透明性と責任がどれほど確実に組み込まれているかを検討すべきである。
  - SA4.8.4.1 審査チームは漁業の業績やデータの情報公開がどれほど行われているかについて検討すべきである。
  - SA4.8.4.2 管理側により、漁業資源の持続可能な利用に影響を及ぼすような行動が取られた際に、ステークホルダーの方で、それに関する情報がどれくらい入手可能かどうかを検討すべきである。
  - SA4.8.4.3 意思決定が入手可能な証拠と法に基づく正当な手続きによって行われていることをすべてのステークホルダーが把握できるよう、審査チームは意思決定プロセスの透明性について検討すべきである。
- SA4.8.5 SG60レベルでは、補助金、割当、応諾、漁業管理の決定についての全般的な概要を、ステークホルダーの要請に応じて、提供しなければならない。
- SA4.8.6 SG60レベルで必要とされる情報に加えて、意思決定に関する情報、意思決定に使用される漁業データ、意思決定の理由を、ステークホルダーからの要請に応

じて、提供しなければならない。

SA4.8.7 SG100 レベルでは、SG60 と SG80 にある情報が、全てのステークホルダーに公に、定期的に公開されていなければならない。

SA4.9 遵守及び執行に関するPI (PI 3.2.3) ■

表 SA30: PI3.2.3 遵守及び執行に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	遵守と施行 <b>3.2.3</b>  漁業の管理措置がきちんと施行され、遵守されることを確実にするためのモニタリング、統制及び監視メカニズムがある。	(a) MCS の実施	漁業をモニタリング、統制及び監視するメカニズムが存在し、効果を上げているという期待が相応に持てる。	漁業に対するモニタリング、統制及び監視システムが実施されており、適切な管理措置、方策及び／もしくは規定の遵守に有効であることが実証されている。	漁業に対する <b>包括的な</b> モニタリング、統制及び監視システムが実施されており、適切な管理措置、方策及び規定を一貫して遵守できることが実証されている。
		(b) 制裁措置 <span style="color: blue;">■</span>	不適合行為に対する制裁措置が設けられており、適用されているという何らかの証拠がある。	不適合に対する制裁措置が設けられており、それは一貫して適用されており、不適合を防ぐのに有効であると考えられる。	不適合に対する制裁措置が設けられており、一貫して適用されており、不適合を防ぐのに有効であることが <b>実証</b> されている。
		(c) 遵守 <span style="color: blue;">■</span>	漁業者は、審査対象漁業の管理システムを遵守していると概ね考えられ、必要に応じて漁業の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。	漁業者が、審査対象漁業の管理システムを遵守しているという <b>証拠がいくらかあり</b> 、必要に応じて漁業の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。	漁業者が、審査対象漁業の管理システムを遵守しているという <b>高い確信があり</b> 、必要に応じて漁業の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。
		(d) システム上の不適合		システム上の不適合を示す証拠がない。	

SA4.9.1 得点項目 (c) の採点に当たって、審査チームは、「必要な場合に漁師が管理当局に協力し、資源及び漁業を効果的に管理するために大切な漁獲高や投棄などのデータ収集」を行っているかどうかを得点に影響を与える要素の一つとして検討すべきである。 ■

- SA4.9.2 当該 PI に関する審査チームの判定は、可能なかぎり、関連する遵守及び施行機関や個人および／またはステークホルダーによる独立した、確かな情報に基づいて行われるべきである。
- SA4.9.3 チームは、SG100 の得点項目 (a) の採点に当たっては、モニタリング、統制、監視システムが、その範囲、システムの独立性及び、内部の監査とバランスに関連して、包括的であるかを検討すべきである。

SA4.10 モニタリングと管理業績に関するPI (PI3.2.4) 

表 SA31: PI3.2.4 モニタリングと管理業績に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	モニタリングと管理業績評価 3.2.4	(a) 評価の範囲	管理システムの一部を評価するメカニズムが整っている。	管理システムの主要な部分を評価するメカニズムが整っている。	管理システムの全てを評価するメカニズムが整っている。
	審査対象漁業の管理システムの業績と目標とを照らし合わせてモニタリング、評価を行うシステムがある。 審査対象漁業と関連増殖プログラムの管理システムが効果的且つタイムリーにレビューされている。	(b) 内部及び／または外部のレビュー	漁業の管理システムに対し、時折内部レビューが行われている。	漁業の管理システムに対し、定期的な内部レビューに加え、時折、外部のレビューが行われている。	漁業の管理システムに対し、定期的な内部及び外部のレビューが行われている。

SA4.10.1 SG80 や SG100 における「外部のレビュー」は、審査漁業の管理システム外、ということであって、必ずしも国際的ではない、と解釈すべきである。 

SA4.10.2 「時折」と「定期的」は、UoA の集約度に応じて解釈するべきである。

---

 附属文書 SA 末尾
 

---

## 附属文書 SB: 増殖二枚貝漁業の標準ツリーへの変更—規範文書

標準ツリー構造への変更は、増殖二枚貝漁業の審査に使用される。

### SB1 全般

#### SB1.1 標準ツリーへの変更

- SB1.1.1 審査チームは、変更が必要である理由を、全ての増殖二枚貝漁業の審査において、附属文書 SA の補足として、附属文書 SB を適用しなければならない。
- SB1.1.2 標準ツリーと附属文書 SA の要求事項への追加と修正のみが本附属文書に含まれている。
  - SB1.1.2.1 特記されていない限り、附属文書 SA のその他すべての PISG と要求事項も適用される。

### SB2 原則 1

#### SB2.1 原則1に関する全般的な要求事項

- SB2.1.1 審査チームは、審査入り報告書案 (FCP セクション 7.10) で、審査される増殖二枚貝漁業の種類を明確に定義しなければならない。
- SB2.1.2 審査チームは、事前評価を行い、増殖 catch-and-grow (CAG) 漁業が、その親資源に悪影響を与えている証拠があるかどうかを調べなければならない。
- SB2.1.3 審査チームは、種苗の移動を含む CAG 漁業は、その親資源に影響を与えるものと想定すべきである。
- SB2.1.4 増殖 CAG 漁業が種苗の移動を行っておらず、またそれが親資源に悪影響を与えるという証拠がない場合、審査チームは原則 1 を採点しない判断をすることができる。
  - SB2.1.4.1 審査チームは、この判断の根拠を MSC 通知報告書用紙と最終報告書に含めなければならない。
  - SB2.1.4.2 原則 1 を採点しない場合、FCP の表 PC3 の 1 は適用しない。
- SB2.1.5 増殖 CAG 漁業が、種苗の移動を含む場合、原則 1 は、RBF 要件に従って、採点されるべきである。
  - SB2.1.5.1 審査は、漁業に使用される全ての種苗源について行わなければならない。
  - SB2.1.5.2 種苗の移動を含む増殖 CAG 漁業は、PI1.1.3 遺伝的結果も採点されなければならない。
- SB2.1.6 孵化場における増殖を含む hatch-and-catch (HAC) 二枚貝漁業は、標準ツリー

一、もしくは附属文書 SA または FCP 附属文書 PF に規定される RBF 要件それぞれに従い原則 1 を採点されなければならない。

SB2.1.6.1 増殖 HAC 二枚貝漁業は、遺伝に関する PI1.1.3、1.2.5、1.2.6 に対しても採点されなければならない。

## SB2.2 遺伝子

表 SB1: PI 1.1.3 遺伝的評価項目

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
遺伝子	<p>遺伝的結果 1.1.3</p> <p>漁業には、資源の遺伝構造に対して認識できるような影響が無いに等しい</p>	(a) 増殖活動による遺伝的影響	漁業が天然資源の遺伝構造に深刻、あるいは付加逆的な被害を与える可能性は低い。	漁業が天然資源の遺伝構造に深刻、あるいは付加逆的な被害を与える可能性は極めて低い。	増殖活動に付随する、天然資源の遺伝構造へのリスクがないことを、独立してピアレビューされた科学的評価によって、高い確実性をもって裏付けられている。

表 SB2: PI1.2.5 遺伝的評価項目

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
遺伝子	<p>遺伝的管理 1.2.5</p> <p>深刻な、あるいは不可逆的な被害を天然資源の遺伝子に与える危険性を引き起こさないための、孵化場における増殖活動を管理する方策がある</p>	(a) 遺伝的管理方策がある	遺伝的管理措置があり、必要であれば、遺伝的成果 (PI 1.1.3) の SG 80 と矛盾しないレベルの資源の遺伝構造を保つことができると考えられる。	部分的な遺伝的管理方策があり、必要であれば、遺伝的成果 (PI 1.1.3) の SG 80 と矛盾しないレベルの資源の遺伝構造を保つことができると考えられる。	遺伝的管理方策があり、遺伝的結果 (PI 1.1.3) の SG80 と矛盾しないレベルの資源の遺伝構造を保つことができると考えられる。
		(b) 遺伝子管理方策評価	遺伝子管理方法は、一般的な経験や理論または、他の類似の漁業/魚種との比較) といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。	部分的な遺伝子方策が、当該資源において直接的に関係する情報に基づき、効果を上げるといふ客観的根拠がある程度ある。	方策は、当該資源の遺伝子構造についての徹底的な知識に基づいており、この方策が効果を上げる確実性が極めて高く、そのことが実験によって裏付けられている。
		(c) 遺伝的管理方策の実施		必要であれば、部分の方策が効果的に実施されていることを示す証拠がいくらかある。	この方策が効果的に実施されていることを示す明確な証拠がある この方策が全体的な目標を達成していることを示す証拠がいくらかある

表 SB3: PI 1.2.6 遺伝子評価項目

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
遺伝子	<p>遺伝的情報 1.2.6</p> <p>当該資源の遺伝的構造に関する情報は、増殖活動によってもたらされるリスクと遺伝的多様性の管理の有効性を測るのに十分である</p>	(a) データの質	当該資源の遺伝的構造に関する <b>定性的、または推測データ</b> があり、孵化場における増殖の影響を大まかに理解するのに <b>妥当</b> である。	当該資源の遺伝的構造に関する <b>定性的、または推測データ</b> と <b>いくらかの定量的データ</b> があり、それらは孵化場における増殖の影響を推定するために <b>十分</b> である。	当該資源の遺伝的構造について <b>詳細</b> に理解されている。 孵化場における増殖の影響を <b>高い信頼度</b> をもって推定できるデータが <b>十分</b> にある。
		(b) 遺伝的管理方策についてのデータの妥当性	必要であれば、データは、資源の増殖活動の <b>主要な</b> 遺伝的な影響を管理するための <b>措置</b> を支持するのに <b>妥当</b> である。	必要であれば、データは、資源の増殖活動の <b>主要な</b> 遺伝的な影響を管理するための <b>部分的な方策</b> を支持するのに <b>妥当</b> である。	資源の増殖活動の遺伝子的影響を管理するための <b>包括的な方策</b> を支持し、またその方策が目的を達成しつつあるかを <b>高い信頼度</b> をもって評価することができるデータがある。

## SB3 原則 2

### SB3.1 原則 2 における全般的な要求事項

SB3.1.1 幼生採取のみに基づく増殖 CAG 二枚貝漁業については、第一種または第二種の業績指標は採点されない。■

SB3.1.1.1 けた網による種苗採取を含む増殖 CAG 二枚貝漁業は、附属文書 SA の要求事項に従い、第一種または第二種の業績指標の採点がなされる。

SB3.1.2 増殖 CAG 二枚貝漁業は、附属文書 SA にある要求事項に従い、ETP 種の業績指標の採点がなされる。

SB3.1.3 増殖 CAG 二枚貝漁業においては、生息域と生態系の業績指標は、審査チームにより特定の生息域と生態系における増殖 CAG 二枚貝漁業に関する影響が考慮された上で、附属文書 SA にある要求事項に従い採点される。

SB3.1.3.1 垂下式増殖の採点においては、生物源堆積物と底生有機物富栄養化による生息域への影響、二枚貝の濾過摂食による局地的な植物プランクトンの減少の生態系と環境容量への影響を考慮しなくてはならない。■

SB3.1.4 審査中の増殖 CAG 二枚貝漁業に種苗または成体貝の移動が含まれる場合、審査チームは、移動業績指標 2.6.1, 2.6.2, 2.6.3. について採点しなければならない。

SB3.1.5 移動を含む増殖 CAG 二枚貝漁業のすべての種苗においては、標準ツリーの原則 2 の業績指標が採点される。

### SB3.2 移動

表 SB4: PI 2.6.1 移動に関する評価項目

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
移動	移動に関する結果 <b>2.6.1</b>  移動活動については、周囲の生態系に認識できるような影響は無いに等しい。	(a) 移動活動による影響	移動活動については、周囲の生態系に、病気、害虫、病原菌、移入種（その生態系の中での地位を確立していない種）を導入する可能性は低い。	移動活動については、周囲の生態系に、病気、害虫、病原菌、移入種を導入する可能性は極めて低い。	移動活動が、周囲の生態系に、病気、害虫、病原菌、移入種を導入する可能性が極めて低いことを裏付ける証拠がある。

表 SB5 : PI 2.6.2 移動に関する評価項目

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
移動	移動の管理 <b>2.6.2</b>  深刻な、または、不可逆的な被害を周囲の生態系に与える危険を引き起こさないように、移動を管理する方策がある。	(a) 移動管理方策がある	移動に関する結果についての業績指標 (PI 2.6.1) の SG80 レベルと矛盾しないレベルで、移動活動から周囲の生態系を保護すると期待される措置がある。	移動に関する結果についての業績指標 (PI 2.6.1) の SG80 レベルと矛盾しないレベルで、周囲の生態系を保護すると期待される <b>部分的方策</b> が、必要に応じてある。	周囲の生態系に対する影響を管理するための <b>方策</b> がある。
		(b) 移動管理方策評価	措置は、一般的な経験、理論または、他の類似の漁業/魚種との比較といった妥当な論拠から判断して、効果がある <b>可能性が高い</b> と思われる。	移動活動については、病気、害虫、病原体、移入種を周囲の生態系に導入する <b>可能性が極めて低い</b> ことが有効なリスク評価文書や同等の環境影響評価によって示されている。	移動活動に付随する周囲の生態系への危険性がない <b>確実性が高い</b> ことを、独立してピアレビューされた科学的評価によって裏付けられている。
		(c) 移動による不測事態への対策		移動により偶発的な病気、害虫、病原体、移入種の導入が発生した際の、不測事態への <b>措置</b> の合意が成されている。	移動により偶発的な病気、害虫、病原体、移入種の導入が発生した際の <b>不測事態</b> に対する <b>正式な計画</b> が文書化されており、利用できる。

SB6: PI 2.6.3, 移動に関する評価項目

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
------	----	------	------	------	-------

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
移動	<p>移動に関するデータ 2.6.3</p> <p>移動活動の環境に対する影響に関するデータは、漁業により引き起こされるリスクを評価するために妥当である。</p>	(a) データの質	<p>移動に係る管理方策とリスク低減のために、移動される資源の元の生息場所及び移動先における病気、害虫、病原菌、移入種の有無に関するデータがある。</p>	<p>移動管理に関する業績指標 2.6.2 の SG80 レベルで要求される危険性の適切な通達と影響評価についての十分なデータがある。</p>	<p>頻繁に行われる<b>包括的なモニタリング</b>により、病気、害虫、移入種の導入の影響が無いことが、<b>高い確実性</b>で示されている。</p>

## SB4 原則 3

### SB4.1 原則 3 における全般的な要求事項

- SB4.1.1 原則 1 が採点されない例外の CAG 漁業では、増殖二枚貝漁業は、附属文書 SA の要求事項に従い、原則 3 に対して採点されなければならない。
- SB4.1.2 原則 1 が採点されない場合、審査チームは、適切かつ有効な法的及び／もしくは慣習的枠組において、原則 2 の業績評価得点基準に合致する持続可能な漁業を実現することが可能かどうかを、原則 3 の採点において注視しなければならない。

---

附属文書 SB 末尾

---

## 附属文書 SC: サケ類漁業のための修正標準審査ツリー—規範文書

サケ類漁業の審査に適用される、MSC の 3 原則への適合に対する PISG を含む修正標準審査ツリー。☑

### SC1 全般

#### SC1.1 一般要求事項

SC1.1.1 審査機関は全てのサケ類漁業の審査にあたり、附属文書 SA の補足として附属文書 SC を適用しなければならない。!!

SC1.1.1.1 本文書は、標準ツリーに関する追記および変更のみに言及している。

SC1.1.2 サケ類漁業の審査にあたり、附属文書 SC で示されている全ての得点項目および PI の得点を出さなければならない。☑

SC1.1.3 審査チームは、附属文書 SC で使われている重要単語および語句を、表 SC1 の定義に則って解釈しなければならない。☑

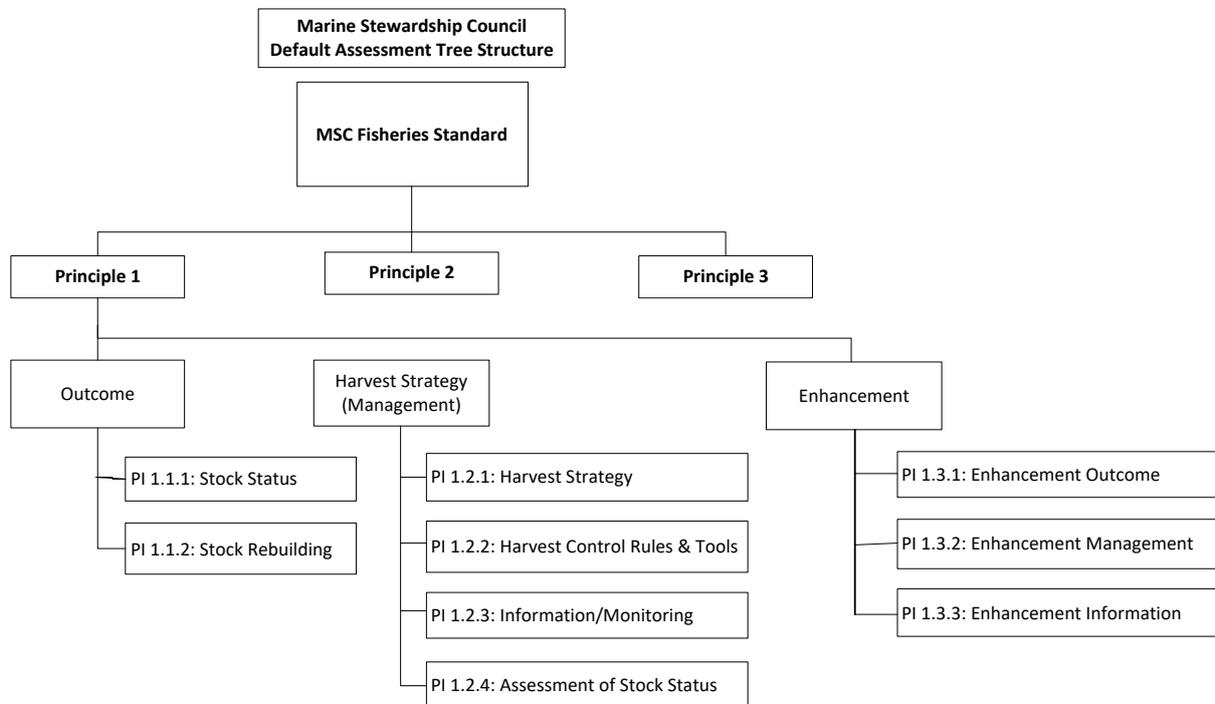
表 SC1:用語および定義

用語	定義
人工生産	人工的な繁殖の後、魚を自然環境に放つこと。人工生産は漁獲量の増加、もしくは枯渇した資源の再生のために行われる。孵化事業もこれに含まれる。
人工生産魚	上記の通り、親魚が孵化場もしくは人工産卵場で産卵した魚。
(サケの) 多様性	サケ類の個体群の間に見られる遺伝子変異、および異なった環境への適用。
増殖	サケの自然のライフサイクルへの人為的介入。上記によって定義された人工生産の他、人工産卵床、湖の施肥といった方法も含まれる。
個体群	SMU の構成要素。個体群（あるいは集団）とは、時間および地理的分布が推移する天然の系群を指す。異種交配を続ける比較的独立した個体群、すなわち、他の系群とは比較的隔離されている場所に生息し、その生息域に適応している可能性の高い個体群を指すこともある。
(サケ類の) 生産	産卵親魚ごとの加入尾数 × 産卵親魚の総数、すなわち個体数の総生産

用語	定義
(サケ類の) 生産性	産卵親魚ごとの加入尾数。附属文書 SA における「生産性」は個体レベルではなく、資源の生産性を意味する。審査チームはこのことを念頭に入れながらサケ類漁業の審査を行うべきである。
(生態学的群集もしくは生態系に関連した) 生産性	単位面積、一定期間当たりのバイオマス生産率
資源管理単位 (SMU)	一つ以上の系群からなるサケ個体群。漁業の管理当局は通常、複数系群をひとつのまとまりとして考え、管理目標を設定している。SMU は広い概念で、SMU ではなく、SMU の一部の個体群に対して管理目標が設定されていることもある。但し、サケ類漁業の審査で適用する附属文書 SA における「資源」は、SMU レベルの資源を指すものとする。
野生魚	親魚 (F1 代) の系統を問わず、自然の中で産卵された魚。別名、天然魚。

## SC2 原則 1

図表 1: 原則 1 サケ類漁業に適用する修正標準ツリー



## SC2.1 原則 1 の一般要求事項

- SC2.1.1 審査チームは原則 1 への適合を審査するにあたり、サケ類資源特有の複数系群構造を念頭におかなければならない。!!
- SC2.1.2 サケ類の資源評価において、資源管理単位 (SMU) は、他の漁業における資源と同等の意味を持つものとして考えなければならない。
- SC2.1.3 附属文書 SA の標準要求事項が適用される場合には、その旨が原則 1 に関する当該セクションに注記されている。

## SC2.2 資源状態 PI (PI 1.1.1)

表 SC2: PI 1.1.1 資源状態 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
結果	資源状態 1.1.1  資源管理単位 (SMU) は高い生産性を維持し、限界管理基準値 (LRP) 以下になる可能性が低い。	(a) 資源状態	SMU は、限界管理基準値 (LRP) より上にある可能性が高い。	SMU は、LRP より上にある可能性がかなり高い。	SMU は、LRP より上にある確実性が高い。
		(b) 目標獲り残し量もしくは目標漁獲率といった目標管理基準値 (TRP) に対する資源状態。		SMU は TRP、あるいはそのあたりを変動している。	SMU は近年、TRP のあたりを変動、あるいはそれを上回っている確実性が高い。
		(c) 個体群の状態			SMU を構成する大半の個体群は予測された変動性の範囲内にある。

### 資源状態の採点 !!

SC2.2.1 サケ類漁業の PI 1.1.1 の採点をする際、限界管理基準値および目標管理基準値は附属文書 SA の PI 1.1.1 の意図するレベルと合致していなければならない。■

SC2.2.1.1 限界管理基準値 (LRP) は、SMU 対象の漁獲が行われても、資源の持続性が保たれる可能性が強く、SMU 対象の漁獲が行われない場合には、高い生産性にまで資源が回復する可能性がかなり高いレベルに設定されていなければならない。

- SC2.2.1.2 目標管理基準値 (TRP は通常、目標獲り残し量、もしくは目標漁獲率という形で表現される) は、BEG や  $S_{MSY}$  など、SMU が高い生産性を維持できるレベルに設定されていなければならない。
- SC2.2.2 増殖漁業の場合、SMU における天然のサケ資源のみを対象に資源状態の審査を行わなければならない。■
- SC2.2.2.1 人工孵化魚の個体数は、産卵親魚の目標獲り残し量やその他の代理基準に含めてはならない。■
- SC2.2.2.2 産卵親魚の獲り残し量やその他の代理基準において野生魚と人工孵化魚の推測数の区別がされていない場合、資源状態は天然魚のみが挙げられている場合よりも低く採点しなければならない。■
- SC2.2.3 サケ類の加入周期パターンを考慮に入れてサケ類漁業の PI 1.1.1 を採点する場合、審査チームは以下のことを検討しなければならない。!!
- SC2.2.3.1 資源状態：サケ類資源特有の個体群動態を考慮すると、漁業が PI 1.1.1 の SG60 レベルを達成するためには、(a) SMU における産卵親魚の平均資源量が限界管理基準値 (LRP) より上でなければならない。定性的および定量的評価をするために「可能性が高い」、「可能性がかなり高い」、「確実性が高い」という表現が使われている。時系列データが入手できる場合には：
- 「可能性が高い」は過去最近の 15 年間の  $\geq 60\%$ 、すなわち 9 年間は LRP より上であると解釈しなければならない。
  - 「可能性がかなり高い」は過去最近の 15 年間の  $\geq 80\%$ 、すなわち 12 年間は LRP より上であると解釈しなければならない。
  - 「確実性が高い」は過去最近の 15 年間の  $\geq 90\%$  については LRP より上であると解釈しなければならない。
- SC2.2.3.2 目標管理基準値に対する資源状態：系列データがある場合に PI 1.1.1 (b) の採点をする場合：
- SG80 レベルの「あたりを変動している」とは、過去最近の 15 年間の  $\geq 50\%$  における SMU が目標管理基準値に達しているという意味である。
  - SG100 レベルである「確実性が高い」とは、過去最近の 15 年間の  $\geq 80\%$  における SMU が目標管理基準値に達しているという意味である。
- SC2.2.3.3 系群の状態：得点項目 (c) の「SMU を構成する大半の系群」では定性的および／もしくは定量的分析が可能である。系群ごとの基準点が設定されておらず、各系群の個体数のモニタリングが行われていない場合、審査チームは専門的な判断および定量的データといった妥当な論拠に基づいて、この得点項目の採点をすることができる。
- SC2.2.4 SA2.2.2 ~ SA2.2.7 も適用しなければならない。

SC2.3 資源の回復 PI (PI 1.1.2) !!

表 SC3: PI 1.1.2 資源の回復に関する PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
結果	資源の回復 <b>1.1.2</b>  資源管理単位 (SMU) が減少してしまっている場合、規定の期限内に回復している証拠がある。	(a) 回復の時間枠	SMU の回復の時間枠は、 <b>20 年以内、もしくは世代交代期間の 2 倍</b> のいずれか短い方と決められている。世代交代期間の 2 倍が 5 年未満である場合、回復期間は 5 年に設定されている。		回復までの期限は、SMU の <b>1 世代交代期間未満</b> の、現実的に最も短い期間に設定されている。
		(b) 回復の評価	漁業の回復方策が、規定の期限内に SMU を回復させる効果があるかどうかを判断するためのモニタリングが行われている。	漁業の回復方策が効果的に実施されている <b>証拠</b> がある、もしくは、シミュレーション・モデリング、漁獲率もしくは過去の業績から考えて、 <b>規定の期限内に SMU を回復させられそうである。</b>	漁業の回復方策が効果的に実施されている <b>確固たる証拠</b> がある、もしくは、シミュレーション・モデリングや漁獲率もしくは過去の業績から考えて、 <b>規定の期限内に SMU を回復させられる可能性</b> がかなり高い。
		(c) 増殖による資源の回復!!	資源回復方策としての増殖は、 <b>日常的に行われてはいないものの</b> 、人間もしくは自然の脅威によって多様性が脅かされた際に、多様性を保護もしくは取り戻すために一時的に実施されることがある。	資源回復方策としての増殖は <b>殆ど実施されない。</b>	資源回復方策としての増殖は <b>実施されない。</b>

- SC2.3.1 このPIの採点は、SMUの回復が必要なレベルにまで資源が減少し、PI 1.1.1のSG80レベルに満たない場合に限って行わなければならない。!!
- SC2.3.2 SMU回復期間において、生物学的限界に満たない個体群を対象にしている漁業がない、もしくは過剰な漁獲が行われていないことを確認、検証しなければならない。!!
- SC2.3.3 得点項目(c)の採点において：
- a. 「日常的」とは、長期的な管理方策に組み込まれている、もしくは天然サケ類の個体群管理の代りに行われている、という意味で解釈しなければならない。
  - b. 「滅多に」は、短期における緊急事態の場合にのみ実施され、長期の管理方策や回復方策の一環として行われていない、として解釈しなければならない。
- SC2.3.4 附属文書 SA2.3.2～SA2.3.5 も適用しなければならない。

SC2.4 漁獲方策PI (PI 1.2.1) 

表 SC4: PI 1.2.1 漁獲方策 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策（管理）	<b>1.2.1</b>  確固たる予防的アプローチによる漁獲方策が講じられている	(a) 漁獲方策の立案	漁獲方策により、各系群の個体数にかかわる問題への措置をも含む、PI 1.1.1のSG80レベルの管理目標を達成することが <b>期待</b> できる。	漁獲方策は、SMUの状態に対応しており、漁獲方策の各要素は、各系群の個体数にかかわる問題への措置をも含む、PI 1.1.1のSG80レベルの管理目標の達成に向け、 <b>統合</b> されている。	漁獲方策は、SMUの状態に対応しており、各系群の個体数に関する問題への措置をも含む、PI 1.1.1のSG80レベルの管理目標が達成できるように <b>立案</b> されている。
		(b) 漁獲方策の評価	実績や妥当な論拠から判断して、漁獲方策が成功する <b>可能性が高い</b> 。	漁獲方策は完全に <b>検証</b> されていないかもしれないが、目標を達成しつつあるという証拠がある。	漁獲方策の業績は <b>徹底的に評価</b> され、SMUを目標管理基準値のレベルで明らかに維持することができることを含む目標を達成しつつある証拠がある。
		(c) 漁獲方策のモニタリング	漁獲方策が効果的かどうかを判断するためのモニタリングが行われている。		
		(d) 漁獲方策の見直し			漁獲方策は定期的に見直され、必要に応じて改善されている。
		(e) シャーク・フィニング	シャーク・フィニングが行われていない <b>可能性が高い</b> 。	シャーク・フィニングが行われていない <b>可能性がかなり高い</b> 。	シャーク・フィニングが行われていない <b>確実性が高い</b> 。

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(f) 代替措置の 検討	UoAによる、 対象資源の不 要漁獲物の死 亡を最小限に 抑えるための 代替措置の潜 在的な有効 性、および実 用性の検討が 行われている。	UoAによる、 対象資源の不 要漁獲物の死 亡を最小限に 抑えるための 代替措置の潜 在的な有効 性、および実 用性の検討 が、定期的 に行われ、当 該措置が適切 に実施されて いる。	UoAによる、対象 種の不要漁獲物の 死亡を最小限に抑 えるための代替措 置の潜在的な有効 性、および実用性 の検討が、二年毎 に行われ、当該措 置が適切に実施さ れている。

- SC2.4.1 得点項目(a)の採点をする際、審査チームは、漁業管理者が漁獲期間、場所、努力量などの漁獲方法を変えることで、SMU内の微弱な系群の漁獲を最小限に抑える努力をしているかどうかを評価しなければならない。■
- SC2.4.2 得点項目(a)の採点をする際、審査チームは、人工生産を行っているサケ類漁業の漁獲方策が、天然資源の漁獲率を制御することで、自立した、生息地に適応した天然個体群を育むことが目的として講じられているかどうかを考慮しなければならない。■
- SC2.4.3 附属文書 SA2.4.1～SA2.4.8 も適用しなければならない。

SC2.5 漁獲制御ルールと手段PI (PI 1.2.2) !!

表 SC5: PI1.2.2 漁獲制御ルールと手段 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策	漁獲制御ルール及び手段 <b>1.2.2</b>  明確に定義された、効果的な漁獲制御ルール (HCR) が存在する。	(a) 漁獲制御ルールの立案及び適用。	一般的に理解されている漁獲制御ルールが存在、もしくは適用可能であり、SMUの限界管理基準値に近づいたときに漁獲率を下げる機能があると期待される。	明確な漁獲制御ルールが存在し、限界管理基準値に近づいたときに漁獲率を確実に下げ、SMUをMSYに相当するレベルで変動させる働きがある。	漁獲制御ルールは、SMUのレベルをMSY、あるいは資源の生態的役割を考慮にいった、より適切なレベルと同じ、もしくはそれ以上のレベルで変動させる働きが殆ど常にある。
		(b) 漁獲制御ルールの不確実性に対する頑健性		漁獲制御ルールは、主な不確実要素にも対応できる可能性が高い。	漁獲制御ルールは、SMUの生態的役割を含む、多様な不確実要素を考慮にいており、主な不確実要素に充分対応できる証拠がある。
		(c) 漁獲制御ルールの評価	漁獲制御ルールの実施に使用、もしくは適用可能な手段が、漁獲を規制するのに適切で効果的であるという証拠がある程度ある。	漁獲制御ルールで求められている漁獲レベルを達成するため、適切で効果的な手段が実施されていることが、入手可能な証拠から示唆されている。	漁獲制御ルールで求められている漁獲レベルを達成するため、適切で効果的な手段が実施されているという明確な証拠がある。
		(d) 天然個体群の維持	漁獲制御ルールおよび手段は、天然個体群の多様性および生産性を維持させる可能性が高い。	漁獲制御ルールおよび手段は、天然個体群の多様性および生産性を維持させる可能性がかなり高い。	漁獲制御ルールおよび手段は、天然個体群の多様性および生産性を維持させる確実性が高い。

SC2.5.1 審査チームは、得点項目 (a) の採点をする際、漁獲制御ルールおよび手段が、

SMUの豊かさを高い生産性に相当するレベルで維持できるかどうかを考慮しなければならない。

- SC2.5.2 審査チームは得点項目（d）の採点をする際、確立されている漁獲制御ルールおよび手段により、SMUの多様性および生産性を維持するために必要な各系群の豊かさ、地理的／時間的分布が確保できる可能性を裏付ける実験証拠および／もしくは分析的証拠（現地調査による証拠および／もしくは複数系群の個体数シミュレーションなどによる証拠）を考慮しなければならない。!!
- SC2.5.3 附属文書 SA2.5.2～SA2.5.7 も適用しなければならない。

SC2.6 データとモニタリングに関するPI (PI 1.2.3) !!

表 SC6: PI1.2.3 データとモニタリング PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策	データ／モニタリング 1.2.3  漁獲方策を裏付ける関連データが収集されている。	(a) データの範囲	漁獲方策を裏付けるため、SMU 構造や生産性、船団構成などの関連データがいくらか収集されている。  一部の個体群に関する間接的あるいは直接的データが入手できる。	漁獲方策を裏付けるため、SMU 内の <b>代表的な天然個体群の漁獲率および産卵親魚の獲り残し量</b> など、SMU 構成や生産性、船団構成などの関連データが <b>十分</b> 収集されている。	現行の漁獲方策に直接関連のないデータをも含む <b>包括的な</b> データ (SMU 構成や生産性、船団構成、SMU の豊かさ、UoA の捕獲量や環境に関するデータなど) が入手することができ、  それには <b>SMU および大半の天然個体群への漁業の影響に関する推定データ</b> 等も含まれている。
		(b) モニタリング	SMU 内の天然資源の豊かさや漁業による捕獲量がモニタリングされ、漁獲制御ルールを裏付けるために <b>少なくとも一つの指標が適切な頻度でモニタリング</b> されている。	<b>漁獲制御ルールで定められている精度及び範囲で、</b> SMU 内の天然資源の豊かさや漁業による捕獲量が <b>定期的</b> にモニタリングされ、漁獲制御ルールを裏付けるために <b>少なくとも一つの指標が適切な頻度でモニタリング</b> されている。	漁獲制御ルールを実施するために必要な <b>すべてのデータ</b> が頻繁に、しかも <b>確実性が高い</b> 方法でモニタリングされ、データに <b>潜在的な不確実性</b> があることがよく理解されており、そうした不確実性に対する <b>信頼性の高い評価と管理</b> が行われている。
		(c) データの包括性		対象漁業以外の捕獲量に関する <b>充実したデータ</b> がある。	

SC2.6.1 得点項目 (a) を SG80 レベルで採点する際、「十分な関連情報」には直接的証

拠や分析、リスク評価を含めなければならない。■

SC2.6.2 附属文書 SA2.6.1～SA2.6.4 も適用しなければならない。

## SC2.7 資源状態の評価PI (PI 1.2.4) !!

表 SC1:資源状態の査定PI (PI 1.2.4)

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁獲方策	資源状態の評価 1.2.4  資源状態について十分な評価が行われている	(a) 対象資源に対する資源評価の適切さ		資源評価は、SMU 及び漁獲制御ルールに対して適切である	資源評価は、魚種の生態学的特性やUoA の特徴に関連する主要な要素を考慮に入れている。
		(b) 資源評価のアプローチ ■	資源評価は、サケ類に適した一般的な管理基準点と関連した資源状態を推定している。	資源評価は、SMU に適した、推定可能な管理基準点と関連した資源状態を推定している。	資源評価は、SMU およびその天然個体群に適した資源状態および管理基準点について、高い信頼度の推定をしている。
		(c) 資源評価の不確実性	資源評価は、主な不確実性の原因を明らかにしている。	資源評価は、不確実性を考慮に入れている。	資源評価は、不確実性を考慮に入れ、確率的な方法で管理基準点と関連した資源状態を査定している。
		(d) 資源評価の査定			資源評価は検証され、頑健であることが示されている。代替的な仮説や資源評価のアプローチの検討も徹底的に行われている。
		(e) 資源評価のピアレビュー		指標個体群の選択、および増殖漁業における天然サケ類の査定方法を含む SMU の状態に関する資源評価はピアレビューを受けている。	指標個体群を利用する計画、および増殖漁業における天然サケ類の査定方法を含む資源評価は、内外のピアレビューを受けている。

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(f) 指標資源の代表性	SMUの管理に関する決断をする上での主な情報源が指標資源である場合、指標を選択した <b>科学的根拠</b> がある程度ある。	SMUの管理に関する決断をする上での主な情報源が指標資源である場合、SMUの生産性が低い、すなわち、保存リスクが高い場合にはそれに匹敵する指標資源が選択されているなど、指標群の状態と指標群が代表している管理単位における他の個体群の状態との間に <b>高い整合性が認められる証拠</b> がある程度ある。	SMUの管理に関する決断をする上での主な情報源が指標資源である場合、指標群の状態と、その指標群が代表している生産性が低い（すなわち、保全のリスクが高い）個体群を含む管理単位の他の個体群の状態との間に <b>高い整合性</b> が認められる。
		(g) 資源管理単位 (SMU) の定義 ■	ほとんどのSMUは保護、漁業管理、および資源評価に関する要求事項に対するはっきりとした論理的根拠によって定義されている。	SMUははっきりと定義され、主な個体群の定義については、保護、漁業管理、資源評価に関する要求事項に対するはっきりとした論理的根拠がある。	各SMUについて、地理的位置、遡上の時期、移動パターンおよび／もしくは系群の遺伝的特徴などを含む明確な記述があり、保護、漁業管理、資源評価に関する要求事項に対するはっきりとした論理的根拠がある。

SC2.7.1 チームは得点項目 (b) を採点する際、管理基準点が  $MSY (S_{MSY})$  もしくは類似の豊富さを示すレベルに合致した産卵親魚の豊富さを維持できるかどうかを審査しなければならない。!!

SC2.7.1.1 増殖サケ類漁業の場合、チームは、基準点が天然魚のみに基づいているのかどうかを考慮しなければならない。!!

SC2.7.2 PI 1.2.4(f)の指標個体群について採点をする際、チームは、資源管理単位に対する指標個体群の個体数、地理的分布、移動時期といった要素を評価しなければならない。!!

SC2.7.3 PI 1.2.4(g)を採点する際、SMUの定義は、資源の構造に対する理解を反映したものでなければならず、各個体群に関するデータが含まれていなければならない

い。!!

SC2.7.3.1 チームは、SMUの定義において、天然魚と人工生産魚との区別がはっきりとされているかを審査しなければならない。!!

## SC2.8 増殖に関する一般要求事項PI

SC2.8.1 サケ類漁業についてはすべて、増殖 PIs の採点をしなければならない。

SC2.8.1.1 UoA に関連した増殖活動が行われていない場合、増殖 PIs の標準得点を 100 としなければならない。

SC2.8.2 附属文書 SC の増殖 PIs で使用されている主な用語や語句については、表 SC8 に則って解釈しなければならない。

表 SC8: 増殖に関する用語と定義 

用語	定義
生息域の改変による増殖	漁業生産を高めるために行われる生息域へのあらゆる改変は人工生産と見なさなければならない。生息域を規範の状態に戻すために行われる改変は回復と見なし、増殖 PIs の対象として考慮する必要はない。
人工孵化放流事業	孵化作業、人工飼育後に湖に放流するなど。
「統合された」孵化生産	人工孵化個体群と天然個体群との接触があり、孵化プログラムの管理により、天然個体群から人工孵化個体群への遺伝子流動が意図的に行われ、もしくは実際問題として、無視できない状態にある。
pHOS	天然産卵個体群に占める孵化場由来魚の割合。審査の際には単純 4 年平均値を使用すべきである。
pNOB	孵化場親魚に占める天然由来（野生）魚の割合。審査の際には単純な 4 年平均値を使用すべきである。
「隔離された」孵化生産	孵化場個体群が隔離された再生産（繁殖）グループとして維持され、野生個体群に迷い込み産卵していないか、していても非常に少なく限定されている。
迷入率	正しく回帰せず、母川ではない川に回帰してしまう魚の割合。

## SC2.9 増殖の結果PI (PI1.3.1) !!

表 SC9 : PI 1.3.1 増殖の結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁業による増殖	<p>増殖の結果 <b>1.3.1</b></p> <p>増殖活動は天然資源に悪影響を与えない。</p>	(a) 増殖の影響	増殖活動は、天然資源の現地適応や再生産成功率、生産性および多様性に重大な悪影響を与えていない <b>可能性が高い</b> 。	増殖活動は、天然資源の現地適応や再生産成功率、生産性および多様性に重大な悪影響を与えていない <b>可能性がかなり高い</b> 。	増殖活動は、天然資源の現地適応や再生産成功率、生産性および多様性に重大な悪影響を与えていない <b>確実性が高い</b> 。

SC2.9.1 審査チームは、どれくらいのデータが入手できるかによって、このPIの採点方法を決定しなければならない。

- SC2.9.1.1 増殖の成果に関する研究結果が得られる場合には、それを使ってこのPIの採点を行わなければならない。■
- SC2.9.1.2 増殖の成果に関する研究結果が得られないものの、pHOSおよびpNOBの値が推定できる場合には、それらを魚種および増殖の方法に適切な標準値と関連づけることで、このPIを採点しなければならない。■
- SC2.9.1.3 関連研究もpHOSやpNOBの推定値も得られない場合、審査チームは専門的判断を元に、予防的アプローチを用いてこのPIを採点しなければならない。!!

## SC2.10 増殖の管理PI (PI 1.3.2) !!

表 SC10: PI 1.3.2 増殖の管理 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁業による増殖	<b>増殖の管理 1.3.2</b>  天然資源への増殖活動の影響に対応するための効果的な増殖管理および漁業方策が講じられている。	(a) 管理方策が講じられている <input checked="" type="checkbox"/>	増殖活動による重度の影響から天然資源を保護する方法およびプロトコルが存在する。	増殖活動による重度の影響から天然資源を保護する <b>部分</b> の方策が講じられている。	増殖活動による重度の影響から天然資源を保護する <b>包括的な方策</b> が講じられている。
		(b) 管理方策の評価	存在する方法およびプロトコルは、妥当な論拠から判断して、効果を上げる <b>可能性が高いと</b> 考えられる。	最小限の悪影響の定義として使われている結果測定基準を達成している証拠があることから判断して、方策の <b>確実性の客観的根拠</b> がある程度ある。	包括的な方策は、増殖活動による重度の影響から天然資源を保護することに成功しているという <b>はっきりとした証拠</b> がある。

SC2.10.1 チームは、管理者が自然産卵地域での孵化場由来魚と天然魚の交配を最小限に抑えようとしているかを審査しなければならない。

SC2.11 増殖データPI (PI 1.3.3) 

表 SC11: PI 1.3.3 増殖データ PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
漁業による増殖	増殖データ 1.3.3  関連データが収集されており、天然魚への増殖活動の影響を計るのに十分な評価が行われている。	(a) データの充分さ 	漁業の捕獲量や総獲り残し量（天然魚と増殖魚の合計獲り残し量）、および孵化場の種魚にしめる増殖魚の割合に関するデータが <b>ある程度</b> ある。	漁業の捕獲量や総獲り残し量（天然魚と増殖魚の合計獲り残し量）、および孵化場の種魚にしめる増殖魚の割合に関して、定性および定量データが <b>充分</b> にある。	漁業の捕獲量や総獲り残し量（天然魚と増殖魚の合計獲り残し量）、および孵化場の種魚に占める増殖魚の割合に関して、 <b>包括的な範囲</b> の定量データがある。
		(b) 評価におけるデータの利用。	増殖活動による天然資源の状態、生産性および多様性への定性的な影響が考慮されている。	増殖活動による天然資源の状態、生産性および多様性への影響に関する量的推定のため、意思決定者により関連データの <b>中程度の分析</b> が行われ、適用されている。	増殖活動による天然資源の状態、生産性および多様性への数量的影響度について高い確実性を得るために、意思決定者により関連データの <b>包括的な分析</b> が行われ、適用されている。

SC2.11.1 得点項目 (a) を採点する際、人工生産魚のマーキングおよびモニタリングも「データ」に含めなければならない。 

SC2.11.1.1 採点にあたり、審査チームは人工生産の方法について考慮しなければならない。 

## SC3 原則 2

### SC3.1 原則 2 に関する一般要求事項

- SC3.1.1 ここには、追加および変更点のみが記載されている。原則 2 では、標準の附属文書 SA のすべての要求事項が適用される。!!
- SC3.1.2 増殖活動の有無にかかわらず、サケ類漁業についてはすべての PI の得点項目を採点しなければならない。!!

### SC3.2–3.9 附属文書 SA への変更なし

## SC3.10 ETP種の結果PI (PI 2.3.1)

表 SC12: PI 2.3.1 ETP 種の結果 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ETP 種	<p>結果状況 <b>2.3.1</b></p> <p>UoA は、ETP 種の保護に関する国内及び国際的な要求事項を満たしている。</p> <p>UoA および関連の増殖活動は ETP 種の回復を妨げていない。</p>	(a) 個体群／資源への UoA の影響は、適用される国内もしくは国際的な規制の範囲内にある。	国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、 <b>UoA および関連の増殖活動の既知の影響</b> は知られており、そうした規制の範囲内にある可能性が高い。	国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、 <b>MSC の全ての UoA および個体群／資源に関する増殖活動の総合的影響</b> は知られており、そうした規制の範囲内にある <b>可能性がかなり高い</b> 。	国内および／もしくは国際的な要求事項により、ETP 種に関する規制が設けられている場合、MSC の全ての UoA および個体群／資源に関する <b>増殖活動の総合的影響</b> は知られており、そうした規制の範囲内にある <b>確実性が高い</b> 。
		(b) 直接的な影響	増殖活動を含む UoA による既知の直接的影響が、ETP 種の回復を妨げることにならない可能性が高い。	増殖活動を含む UoA の直接的影響が ETP 種の回復を妨げることにならない <b>可能性がかなり高い</b> 。	ETP 種の増殖活動を含む、UoA による ETP 種への直接的影響で、 <b>重大な悪影響がないという確実性が高い</b> 。
		(c) 間接的な影響		増殖活動を含む、UoA の間接的な影響についても考慮されており、容認出来ない影響を与える <b>可能性はかなり低い</b> と考えられる。	増殖活動を含む、UoA による ETP 種への間接的影響で、 <b>重度な悪影響がないという確実性が高い</b> 。

SC3.11 ETP種の管理方策PI (PI 2.3.2)

表 SC13: PI 2.3.2 ETP種の管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ETP 種	<p>管理方策</p> <p><b>2.3.2</b></p> <p>UoA と関連の増殖活動は以下のための予防的管理方策を講じている。</p> <p>—国内及び国際的な要求事項への適合。</p> <p>—UoA が ETP 種の回復を妨げないことを確実にすると共に、ETP 種の死亡を最小限に抑えるための措置を定期的に検討、実施。</p>	(a) 管理方策が講じられている (国内および国際的な要求事項)	増殖活動を含む、UoA 起因の ETP 種の死亡を最小限に抑え、その保護のための国内及び国際的な要求事項を <b>満たす可能性の高い措置</b> が講じられている。	ETP 種の死亡を最小限に抑えるための措置など、ETP 種への UoA および増殖活動の影響を管理し、ETP 種の保護のための国内及び国際的な要求事項を <b>満たす可能性のかなり高い方策</b> が講じられている。	ETP 種の死亡を最小限に抑えるための措置など、ETP 種への UoA および増殖活動の影響を管理し、ETP 種の保護のための国内及び国際的な要求事項を <b>上回る包括的な方策</b> が講じられている。
		(b) 代替の管理方策が講じられている。	増殖活動などにより、UoA が確実に ETP 種の回復を妨げないための <b>措置</b> が講じられている。	増殖活動などにより、UoA が確実に ETP 種の回復を妨げないための <b>方策</b> が講じられている。	species. 増殖活動などにより、UoA が確実に ETP 種の回復を妨げないために、ETP 種を管理する <b>包括的な方策</b> が講じられている。
		(c) 管理方策の評価	方策は、一般的な経験や理論、類似の UoA や種との比較といった <b>妥当な論拠</b> から判断して、効果を上げる <b>可能性が高い</b> と考えられる。	及び／もしくは対象となる種に関する直接的な <b>データ</b> から判断して、措置や方策が効果を上げる確実性が高い、という <b>客観的根拠</b> がある。 involved.	方策／包括的な方策は主に、UoA 及び、あるいは対象となる種に関する直接的なデータに基づいており、 <b>定量分析</b> により、効果を上げる <b>確実性が高いこと</b> が裏付けられている。
		(d) 管理方策の実施		措置／方策が効果的に実施されている <b>証拠</b> がある程度ある。	方策／包括的な方策が効果的に実施されており、 <b>得点項目 (a) もしくは (b) の目標</b> を達成しているという <b>明確な証拠</b> がある。

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(e) ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の見直し	UoA 起因の ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが行われている。	UoA および増殖活動起因の ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが、定期的に行われ、当該措置が適切に実施されている。	UoA および増殖活動起因の ETP 種の死亡を最小限に抑えるための代替措置の潜在的な有効性および実用性の見直しが、二年毎に行われ、当該措置が適切に実施されている。

## SC3.12 ETP種データPI (PI 2.3.3)

表 SC14: PI 2.3.3 ETP種データ PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
ETP種	<p>データ／モニタリング 2.3.3</p> <p>UoA および増殖活動によるETP種への影響を管理を支えるため、以下のようなデータが集められている：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－管理方策を立案するためのデータ</li> <li>－管理方策の効果を査定するためのデータ、および</li> <li>－ETP種の成果状況を判断するためのデータ。</li> </ul>	<p>(a) 影響の査定に必要なデータの充分さ。</p>	<p>UoA および関連の増殖活動によるETP種の死亡を推定するのに十分な定性データある。</p> <p>または</p> <p>UoAのPI 2.3.1の採点にRBFが適用された場合：</p> <p>ETP種の生産性と漁業の影響の特質の推定に必要な定性データが充分である。</p>	<p>UoA起因の死亡および影響を査定し、UoAとその関連の増殖活動がETP種の保護と回復を脅かす可能性があるかどうかを評価するための定量データがある程度足りている。</p> <p>または</p> <p>UoAのPI 2.3.1の採点にRBFが適用された場合：</p> <p>ETP種の生産性と漁業の影響の特質の評価に必要な定量データがある程度足りている。</p>	<p>ETP種に対し、UoA および関連の増殖活動がどれほどの影響を及ぼし、死亡や損傷の原因となっており、それによるETP種の状態を高い確実性をもって査定するのに必要な定量データがある。</p>
		<p>(b) 管理方策に必要なデータの充分さ。</p>	<p>ETP種への影響を管理するのに必要な充分なデータがある。</p>	<p>動向を測り、ETP種への影響を管理するための方策を支えるのに十分なデータがある。</p>	<p>ETP種への影響を管理し、死亡や損傷を最小限に抑える包括的な方策を支え、方策目標が達成されているかどうかを高い確実で査定するためのデータが充分である。</p>

SC3.13 生息域の結果PI (PI 2.4.1) 

表 SC15: PI 2.4.1 生息域の成果PI (PI 2.4.1)

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生息域	<p>結果状況 2.4.1</p> <p>漁業管理機関の管轄内における生息域において、UoA および関連する増殖活動は生息域の構造および機能に深刻、あるいは不可逆的な被害を及ぼしていない。</p>	(a) 頻繁に遭遇する生息域の状態	UoA が頻繁に遭遇する生息域の構造および機能を深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで低下させる可能性は低い。	UoA が頻繁に遭遇する生息域の構造および機能を深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで低下させる可能性は極めて低い。	UoA が頻繁に遭遇する生息域の構造および機能を深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで低下させる可能性は極めて低い、という証拠がある。
		(b) VME (脆弱な海洋生態系) の生息域の状態	UoA が、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで VME 生息域の構造や機能を低下させる可能性は低い。	UoA が、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで VME 生息域の構造や機能を低下させる可能性は極めて低い。	UoA が、深刻、あるいは、不可逆的な被害を及ぼすレベルにまで VME 生息域の構造や機能を低下させる可能性が極めて低いという証拠がある。
		(c) マイナーな生息域の状態			

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(d) UoA 内の増殖活動による影響  !!	増殖活動が、生息域に悪影響を与える可能性は低い。	増殖活動が、生息域に悪影響を与える可能性は極めて低い。	増殖活動が、生息域に悪影響を与えない <b>確実性</b> が高い。

SC3.13.1 この PI における「生息域」は、以下を含むものの、それに限定されるものではないと解釈しなければならない。

- a. 水質
- b. 産卵生息域への天然魚のアクセス、および
- c. 河川生息域の質（物理的特徴、産卵および子稚魚の成育に適した水の流れ、水温など）。

SC3.13.2 consequence). 増殖に関わる生息域の改変の影響を査定するにあたり、周辺の生息域への悪影響を最小限に抑えるという規格への適合を査定しなければならない。すなわち、増殖施設の物理的な活動については、より広い地域における資源への影響ではなく、周辺の生息位置への悪影響を最小限に抑えるものであるかどうかを考慮にいれて査定しなければならない。!!

## SC3.14 生息域の管理方策PI (PI 2.4.2) Ⅱ

表 SC16: PI 2.4.2 生息域の管理方策 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生息域	<b>管理方策 2.4.2</b>  UoA および関連の増殖活動が、生息域に深刻、あるいは不可逆的な被害を与えるリスクがないことを確実にするための方策が講じられている。	(a) 講じられている管理方策	生息域の結果状況で SG80 以上を達成することが期待される措置が、必要に応じて講じられている。	生息域の結果状況で SG80 以上を達成することが期待される部分的方策が、必要に応じて講じられている。	MSC, 非 MSC を問わず、すべての UoA および関連の増殖活動による生息域への影響を管理する方策が講じられている。
		(b) 管理方策の評価	措置は、一般的な経験や理論、類似の UoA や増殖活動、生息域との比較、といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。	UoA や増殖活動、および／あるいは、対象となる生息域に関する直接的なデータから判断して、措置／部分的方策の効果への確実性に対する客観的根拠がある程度ある。	UoA や増殖活動、および／あるいは、対象となる生息域に関する直接的なデータから判断して、部分的方策・方策は、効果を上げる確実性が極めて高く、そのことが実験によって裏付けられている。
		(c) 管理方策の実施		措置／部分方策が効果的に実施されている定量証拠がある程度ある。	(a). 部分的方策／方策が効果的に実施されており、得点項目 (a) の目標を達成している、という明確な定量証拠がある。
		(d) 管理に関する要求事項およびその他の MSC UoA/非 MSC 漁業が講じている VME 保護措置の順守。	UoA が、VME 保護のための管理要求事項を順守している定性証拠がある。	UoA と関連の増殖活動が、VME 保護のための管理要求事項だけでなく、他の MSC UoA/非 MSC 漁業が講じている関連の VME 保護措置がある場合には、それをも順守している、と	UoA と関連の増殖活動が、VME 保護のための管理要求事項だけでなく、他の MSC UoA/非 MSC 漁業が講じている関連の VME 保護措置がある場合には、それをも順守している、という確固たる定量証拠が

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
				<p>いう定量証拠がある程度ある。</p>	<p>ある。</p>

SC3.14.1 審査チームは、水質、産卵生息域への天然魚のアクセス、および河川生息環境の質（物理的特徴、産卵および子育て行動、水温など）に対する増殖活動の影響への管理方策が講じられているかどうかを考慮に入れなければならない。!!

## SC3.15 生息域データPI (PI 2.4.3)

表 SC17: PI 2.4.3 生息域データ PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生息域	データ／モニタリング <b>2.4.3</b>  UoA および関連の増殖活動が生息域に及ぼしているリスク、及び生息域への影響に対する管理方策の効果を確認するためのデータが充分にある。	(a) データの質	主な生息域の形態と分布に関して、 <b>広義の理解</b> がある。  <b>もしくは</b> <b>UoA の PI 2.4.1 採点に CSA が使われている場合には：</b>  主な生息域の形態と分布を推定するに充分な定性的データがある。	UoA の漁域内の主な生息域の特徴、分布および <b>脆弱性</b> が、UoA の規模と集約度に見合う詳細レベルで把握されている。  <b>もしくは</b>  <b>UoA の PI 2.4.1 採点に CSA が使われている場合には：</b>  主な生息域の形態と分布を推定するに充分な定量データがある。	漁域内のすべての生息域分布について知られており、特に脆弱な生息域がどこにあるかが把握されている。
		(b) 影響を評価する為に必要なデータの充分さ。	生息域と漁具の空間的な重複など、漁具の使用および増殖活動による主な生息域への影響に対する広義の理解に必要なデータが充分にある。  <b>または</b> <b>UoA の PI 2.4.1 得点を出すのに CSA が使われている場合には：</b>  主な生息域における結果、およびその空間特性を推定	主な生息域への UoA と増殖漁業の主な影響を確認するのに必要なデータが充分にあり、漁具と生息域が交わる空間的範囲、および漁具が使用されるタイミングや場所についての信頼できるデータがある。  <b>または</b> <b>UoA の PI 2.4.1 採点に CSA が使われている場合に</b>	すべての生息域への漁具と増殖活動の物理的影響が、十分に定量化されている。

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
			するのに十分な定性データがある。	は： 定量データがいくらあり、それは主な生息域における結果、およびその空間特性を推定するのに充分である。	
		(c) モニタリング		主な生息域へのリスクの上昇を検知するために必要なデータが継続的に収集されている。	時間の経過による生息域の分布変化が、観測されている。

- SC3.15.1 審査チームは、PI 2.4.1の結果を裏付けるために、増殖施設および活動に関するデータが収集されているかどうかを検討しなければならない。■
- SC3.15.2 SG60においては、当該生息域での操業許可証によって収集することが法律で義務づけられているデータが、実際に収集されているかどうかを検証しなければならない。

SC3.16 生態系の結果PI (PI 2.5.1) 

表 SC18: PI 2.5.1 生態系の結果 PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生態系	<b>結果状況</b> <b>2.5.1</b>  UoA および関連の増殖活動は、生態系構造と機能の重要な要素に深刻、あるいは不可逆的な被害を及ぼさない。	(a) 生態系の状態	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える <b>可能性は低い</b> 。	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える <b>可能性は極めて低い</b> 。	UoA が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える <b>可能性は極めて低い</b> 、という <b>証拠</b> がある。
		(b) 増殖による影響 	増殖活動が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える <b>可能性は低い</b> 。	増殖活動が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える <b>可能性は極めて低い</b> 。	増殖活動が、生態系の構造や機能の基盤となる重要な要素に、深刻な、あるいは不可逆的な被害を及ぼすほどまでの影響を与える <b>可能性は極めて低い</b> 、という <b>証拠</b> がある。

SC3.16.1 得点項目 (b) における「生態系の構造と機能の基盤をなす重要な要素」を考慮する上で、審査チームは、捕食や資源をめぐる競争、感染症の伝播の影響による海洋生態系の生産性および天然サケ類の豊かさなども含めなければならない。!!

SC3.16.2 チームは、増殖プログラムによる生態系での相互作用のリスクを、感染症の伝播と、捕食/競争の二つのカテゴリーに分けるべきである。!!

SC3.17 生態系の管理PI (PI 2.5.2) !!

表 SC19: PI 2.5.2 生態系の管理 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生態系	<p>管理方策</p> <p><b>2.5.2</b></p> <p>UoA および増殖活動により、生態系の構造や機能に深刻な、あるいは不可逆的な被害が与えられるリスクが確実にないようするための措置が講じられている。</p>	(a) 講じられている管理方策	生態系の重要な要素に対する UoA の潜在的な影響を念頭においた措置が、必要に応じて講じられている。	入手可能なデータを念頭においた部分的方策が、必要に応じて講じられており、生態系の結果 PI が SG80 レベルを満たすまでに UoA の生態系への影響を軽減する効果が期待できる。	UoA による生態系への主な影響全てに対する措置からなる計画に基づいた方策が講じられており、措置の少なくとも一部は講じられている。
		(b) 管理方策評価	措置は、一般的な経験や理論、類似の UoA/生態系との比較といった妥当な論拠から判断して、効果を上げる可能性が高いと考えられる。	UoA 及び/もしくは対象となる生態系に関する直接的なデータから判断して、措置/部分の方策が効果を上げる確実性が高い、という客観的根拠がある程度ある。	UoA および/もしくは対象の生態系に関する直接的なデータから判断して、部分の方策/方策は、効果を上げる確実性が極めて高く、そのことが実験によって裏付けられている。
		(c) 管理方策の実施		措置/部分方策が効果的に実施されている証拠がいくつかある。	方策/包括的方策が効果的に実施されており、得点項目 (a) の目標を達成しているという明確な証拠がある。

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(d) 増殖活動の 管理 !!	生態系の結果 PI が SG60 レ ベルを満たす 効果が期待さ れる確立され た人工生産方 策が講じられ ている。	<b>試験評価済み</b> の人工生産方 策が講じら れ、モニタリ ングも充分に 行われてお り、また証拠 から判断し て、方策は、 生態系の結果 PI が SG80 レ ベルを満たす 効果をあげて いる確実性が 高い。	<b>十分に評価され</b> <b>た包括的な人</b> <b>工生産方策があ</b> <b>り、生態系の結</b> <b>果 PI が SG100</b> <b>レベルを確実に</b> <b>達成しているこ</b> <b>とが検証でき</b> <b>る。</b>

SC3.17.1 得点項目 (d) を採点する際、審査チームは、増殖活動の生態的リスク、中でも感染症および競争／捕食のリスクを軽減する管理措置が講じられているかどうかを検討しなければならない。!!

## SC3.18 生態系データPI (PI 2.5.3)

表 SC20: PI 2.5.3 生態系データ PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
生態系	データ／モニタリング 2.5.3  UoA および増殖活動が、生態系に及ぼす影響についての知識が充分である。	(a) データの質	生態系の要となる要素を識別するのに十分なデータがある。	生態系の要となる要素を広く理解するのに十分なデータがある。	
		(b) UoA の影響調査	生態系の要となる要素に対する UoA および関連の増殖活動の主な影響については、既存のデータから推測することができるが、 <b>詳細な調査は行われていない。</b>	生態系の要となる要素に対する UoA および関連の増殖活動の主な影響については、既存のデータから推測することができるが、 <b>詳細な調査はいくらか行われている。</b>	UoA および関連の増殖活動とこうした生態系の要素との相互作用については、既存のデータから推測でき、 <b>詳細な調査が行われている。</b>
		(c) 構成要素の機能理解		生態系の構成要素（原則 1 の対象魚種、第一種、第二種、ETP 種、及び生息域）の主な機能は <b>知られている。</b>	原則 1 の対象魚種、第一種、第二種、ETP 種、及び生息域に対する UoA および関連の増殖活動の影響は確認され、生態系におけるこれらの構成要素の主な機能が <b>理解されている。</b>
		(d) データの妥当性		これらの構成要素への UoA および関連の増殖活動の影響に関する十分なデータが入手可能で、生態系への主な影響のいくつかについては推測することができる。	これらの構成要素および素子への UoA および関連の増殖活動の影響に関する十分なデータが入手可能で、生態系への主な影響について推測することができる。

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(e) モニタリング		リスクの上昇を検知するため、十分なデータが継続的に収集されている。	生態系への影響の管理方策開発を支えるだけの十分なデータがある。

SC3.18.1 チームは、対象となっている生態系への増殖活動の影響を理解するのに妥当なデータが収集されているかどうかを査定しなければならない。■

## SC4 原則 3

### SC4.1 原則 3 に関する一般要求事項

- SC4.1.1 ここには、追加および変更点のみが記載されている。原則 3 では、附属文書 SA のすべての標準要求事項が適用される。■
- SC4.1.2 審査チームは漁業と関連のある増殖活動について明確に検討しなければならない。■

### SC4.2–4.3 SC4. 2-4. 3 附属文書SAへの修正はない。

### SC4.4 協議、役割および責任に関するPI (PI 3.1.2)

- SC4.4.1 このPI について採点する際、審査チームは、協議プロセスが漁業と増殖活動のいずれをも網羅しているかを検討しなければならない。!!
- SC4.4.2 表 SA26 への変更はない。

## SC4.5 長期目標に関するPI (PI 3.1.3)

表 SC21: PI 3.1.3 長期目標 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
運営と方針	<p>長期目標 3.1.3</p> <p>SMU と関連の増殖活動の管理方策は予防的アプローチを取り入れており、MSC 漁業認証規格に合致した意思決定の指針となる明確な長期目標が打ち出されている。</p>	(a) 目標	MSC の漁業認証規格および予防的アプローチに合致した長期目標が管理方針の中に潜在的に存在し、意志決定の際の指針となっている。	MSC の漁業認証規格および予防的アプローチに合致した明確な長期目標が、管理方針の中にはっきりと打ち出されており、意志決定の際の指針となっている。	MSC の漁業認証規格および予防的アプローチに合致した明確な長期目標の <b>設定と実行</b> が、管理方針の中にはっきりと打ち出されており、意志決定の際の指針となっている。

SC4.5.1 審査チームは、漁業の増殖活動が、天然サケ類の持続可能な管理のための原則 1 および 2 に適合したものであり、短期目標および意思決定プロセスを左右する明確な長期目標と指針の基に行われているものであるかを査定しなければならない。■

## SC4.6 審査対象漁業の管理システムPI

SC4.6.1 SA4.6 の修正はない。

## SC4.7 審査対象漁業の目標PI (PI 3.2.1)

表 SC22: PI 3.2.1 審査対象漁業の目標 PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	<p>審査対象漁業の目標 <b>3.2.1</b></p> <p>審査対象漁業および関連の増殖活動の管理システムは、MSCの原則1及び2で示された結果を達成するために明確で具体的な目標を掲げている。</p>	(a) 目標	MSCの原則1及び2で示されたのとほぼ同様な結果を達成するための目標が、審査対象漁業および関連の増殖活動の管理システムの中に潜在的に存在している。	MSCの原則1及び2で示された結果を達成するための短期及び長期目標が、審査対象漁業および関連の増殖活動の管理システムの中に明確に打ち出されている。	MSCの原則1及び2で示された結果を明らかに達成するための明瞭で測定可能な短期及び長期目標が、審査対象漁業および関連の増殖活動の管理システムの中に明確に打ち出されている。

SC4.7.1 審査チームは、原則1及び2で示されているのと同等の結果を達成するために、漁業がその増殖活動について**明確な目標**を掲げているかどうかを評価しなければならない。❑

SC4.8 意思決定プロセスのPI (PI 3.2.2)

表 SC23: PI 3.2.2 意思決定プロセスのPISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	<p>意思決定プロセス</p> <p><b>3.2.2</b></p> <p>審査対象漁業および関連の増殖活動の管理システムの中に、目標を達成するための措置や方策に結び付く有効な意思決定プロセスがあり、漁業における実際の論争解決のための適切なアプローチが取られている。</p>	(a) 意思決定プロセス	審査対象漁業および関連の増殖活動の目標を達成するための措置や方策に結び付く <b>部分的な</b> 意思決定プロセスがある。	審査対象漁業および関連の増殖活動の目標を達成するための措置や方策に結び付く <b>確立された</b> 意思決定プロセスがある。	
		(b) 意思決定プロセスの対応性	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された <b>深刻な問題</b> に対し、透明性のある、タイムリーで順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についてもある程度考慮されている。	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された <b>深刻および重要な問題</b> に対し、透明性のある、タイムリーで順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。	関連する調査、モニタリング、評価や協議の中で特定された <b>あらゆる問題</b> に対し、透明性のある、タイムリーで順応できる意思決定プロセスがあり、決定がもたらす広義の影響についても考慮されている。
		(c) 予防的アプローチの適用		意思決定プロセスでは、最善の利用可能な情報に基づいた <b>予防的</b> アプローチがとられている。	

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
		(d) 管理システム および意思決定 プロセスにおける責任と 透明性	業績及び管理活動に関する情報は、要請があればステークホルダーに提供される。	<b>要請があれば、業績及び管理活動に関する情報が提供され、調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、どういうことが行われ、あるいは行われなかったかについての説明がなされている。</b>	調査、モニタリング、評価やレビューを通して得られた発見や有用な提言に関し、管理システムがどういう対応を取ったかについての、 <b>業績及び管理活動に関する包括的情報の公式発表</b> が、関心のあるすべてのステークホルダーに対して行われている。
		(e) 論争に対するアプローチ	管理当局もしくは漁業は、再度、提訴の対象になっていたりしても、持続可能な漁業のための法律や規定に繰り返し背くといった法を軽視あるいは無視する姿勢をとっていない。	管理当局もしくは漁業は、提訴に対する判決に対し、タイムリーに従う姿勢を示している。	管理当局もしくは漁業は、訴訟を避けるための行動を積極的にとっており、提訴に対する判決に迅速に対応している。

SC4.8.1 審査チームは、生産レベルや方策の決定などを含む増殖活動をめぐる意思決定プロセスが、原則 1 および 2 の結果を確実にもたらすための目標達成に向けた措置および方策に結びついているかどうかを査定しなければならない。!!

### SC4.9 遵守及び執行に関するPI (PI 3.2.3)

表 SC24: PI 3.2.3 遵守および執行に関する PISGs

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
------	----	------	------	------	-------

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	<p>遵守と施行 <b>3.2.3</b></p> <p>漁業および関連の増殖活動の管理措置がきちんと施行され、遵守されることを確実にするためのモニタリング、統制及び監視メカニズムがある。</p>	(a) MCS の実施	漁業および関連の増殖活動をモニタリング、統制及び監視するメカニズムが存在し、効果を上げているという期待が相応に持てる。	漁業および関連の増殖活動に対するモニタリング、統制及び監視システムが実施されており、適切な管理措置、方策及び／もしくは規定の遵守に有効であることが実証されている。	漁業および関連の増殖活動に対する <b>包括的な</b> モニタリング、統制及び監視システムが実施されており、適切な管理措置、方策及び規定を一貫して遵守できることが実証されている。
		(b) 制裁措置	不適合に対する制裁措置が設けられており、適用されているという何らかの証拠がある。	不適合に対する制裁措置が設けられており、それは一貫して <b>適用</b> されており、不適合を防ぐのに有効であると考えられる。	不適合に対する制裁措置が設けられており、一貫して適用されており、不適合を防ぐのに <b>有効</b> であることが <b>実証</b> されている。
		(c) 遵守	漁業者および孵化事業者は、審査対象漁業および関連の増殖活動の管理システムを遵守しているという <b>大旨考えられ、必要に応じて漁業の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。</b>	漁業者および孵化事業者が、審査対象の管理システムを遵守しているという <b>証拠がいくらかあり、必要に応じて漁業および関連の増殖行動の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。</b>	漁業者および孵化事業者が、審査対象の管理システムを遵守しているという <b>高い確信があり、必要に応じて漁業および関連の増殖行動の効果的な管理にとって重要なデータを提供している。</b>
		(d) システム上の不適合		システム上の不適合を示す <b>証拠がない。</b>	

- SC4.9.1 審査チームは、民間の孵化事業者が、人工生産活動において、法および管理システムの目的および要求事項を確実に遵守するための重要なデータを、管理当局と協力しながら収集、共有しているかどうかを検討しなければならない。

## SC4.10 モニタリングと管理業績評価に関するPI (PI 3.2.4)

表 SC25: PI 3.2.4 モニタリングと管理業績に関する PISG

評価項目	PI	得点項目	SG60	SG80	SG100
審査対象漁業の管理システム	モニタリングと管理業績評価 <b>3.2.4</b>  審査対象漁業と増殖プログラムの管理システムの業績と目標とを照らし合わせてモニタリング、評価を行うシステムがある。  審査対象漁業と関連増殖プログラムの管理システムが効果的且つタイムリーにレビューされている。	(a) 評価の範囲	漁業と関連の増殖プログラムの管理システムの一部を評価するメカニズムが整っている。	漁業と関連の増殖プログラムの管理システムの主要な部分の評価するメカニズムが整っている。	漁業と関連の増殖プログラムの管理システムの全てを評価するメカニズムが整っている。
		(b) 内部および／ また外部のレビュー !!	漁業と関連増殖プログラムの管理システムに対し、時折内部レビューが行われている。	漁業と関連増殖プログラムの管理システムに対し、定期的な内部レビューに加え、時折、外部のレビューが行われている。	漁業と関連増殖プログラムの管理システムに対し、定期的な内部及び外部のレビューが行われている。

SC4.10.1 孵化事業の計画に、原則 1 および 2 に関する結果や目的の達成に向けた漁業の増殖活動のモニタリング、特に増殖活動が自然生産の構成要素と生態系の機能に及ぼす影響を評価するための周到な準備が組み込まれているかどうかを評価しなければならない。

## SC5 サケ類増殖漁業で適用しなければならない重み付け

SC5.1 審査チームは、サケ漁業を採点する際に、サケ漁業の採点ワークシートに含まれる修正重み付けを適用しなければならない。

## SC6 サケ類漁業における分離不可能もしくは実務上分離不可能な水産物(IPI)に関する特例

### SC6.1 サケ類漁業のIPI水産物

SC6.1.1 審査機関は、FCP セクション 7.5. で規定されている「対象種と分離不可能もしくは実務上分離不可能な非対象種 (IPI)」の有無について検討するにあたり、サケ類漁業の場合には、別個に認証されておらず、以下の条件に該当する場合のみ IPI 種として考慮されることに留意しなければならない。■

- a. 非対象種 (原則 1 ではなく原則 2 で採点)、もしくは
- b. UoA 圏外の対象種、すなわち漁業によって捕獲される資源ではあるが、UoA 内で繁殖しないために通常は SMU の一部として見なされない。

SC6.1.1.1 IPI 資源の候補に挙げられているのが対象種とは異なるサケ類である場合 (SC6.1.1a) には：■

- a. IPI 種の総漁獲量が、UoA の対象種と IPI 種を合わせた全体の漁獲量の 5%未満である場合にのみ、商業的に分離することが不可能であると見なされ、
- b. FCP 附属文書 PA の要求事項に従い、P2 で査定される。

SC6.1.1.2 IPI 資源の候補にあがっているのが UoA の PI 対象種と同種の、圏外の種である場合 (SC6.1.1.b) !!

- a. IPI 資源の総漁獲量が、UoA の対象種と IPI 種を合わせた全体の漁獲重量の 5%未満でなくてはならず、
- b. FCP7.5.8.1.d を適用してはならない。ただし、生物学的限界管理基準を上回る場合には、審査チームは漁業について以下のことを実証しなければならない。
  - i. IPI 種の総漁獲量の大半を捕獲してはならず、
  - ii. その回復を妨げる可能性は極めて低く、資源への影響を軽減する実務的な措置が実施されている。

SC6.1.2 IPI 種として候補に挙げられているものが総漁獲重量の 5%制限 (SC6.1.1.1 では 5%未満、SC6.1.1.2 では 5%を上回る) を満たしているかどうかを検討する際、審査機関は候補にあがっている各魚種の繁殖年齢を考慮に入れるために、資格決定日の 2 年以上前の漁獲データを参照しなければならない。!!

SC6.1.3 IPI 種が確認され、SC6.1.1.1.a および SC6.1.1.2.a で規定されているように全体の 5%未満である場合、審査機関は漁業認証プロセスの IPI の要求事項に従わなければならない。❏

---

付属文書 SC 末尾

---

## 附属文書 SD 移入種漁業（ISBF） — 規範文書

### SD1 全般

- SD1.1.1 SD. 移入種漁業については審査機関は附属文書 SD を適用しなければならない。
- SD1.1.2 審査機関は、移入種漁業（ISBF）の要求事項は試験的なものであるため、附属文書 SD は変更されることがあることに留意しなければならない。

### SD2 審査項目に関する初期要求事項

- SD2.1.1 審査機関は移入種の生態学的役割を検討しなければならない。
- SD2.1.1.1 審査機関は原則 1 の標準 PISG に基づいて移入種漁業（ISBF）を審査しなければならない。 
- SD2.1.1.2 審査機関は、生物多様性への影響を軽減するために、意図的に目標管理基準値を MSY より低く設定するなどの措置を講じている漁業を審査する際に、PI 1.1.1 の得点項目を修正しなければならない。
- a. 審査機関は、繁殖能力が明らかに損なわれるレベル以下に設定されている限界管理基準値を認めてはならない。
- SD2.1.1.3 新しい水域への移入によって生じたと思われる生態系への影響を抑える為に漁業が講じた措置については、原則 2 の生態系に関する項目で審査しなければならない。
- a. 移入種の存在による生態系への影響の進行を抑えるために講じられた措置がある場合、審査機関はその評価をするにあたり、生態系の管理に関する PI 2.5.2 の SG60, 80, 100 に新たな得点項目を加えなければならない。
- b. 新たな得点項目の対象として、以下の措置を含めなければならない。
- i. 移入によって影響を受けた種の回復を可能にする目標管理基準値の設定。
  - ii. 資源分布の境界域で目標管理基準値を超える捕獲をするなど、分布の拡大を防ぐための措置。
  - iii. 在来種の保護及び／もしくは退避地の創設。
  - iv. 他の外来種の移入を禁止する法律の整備。
  - v. その他の関連措置。
- SD2.1.1.4 漁業の側で何も措置が講じられていない場合、審査機関はなぜ生物多様性への更なる影響を防ぐ措置が必要でないと思われるのか、その論拠を記述しなければならない。
- SD2.1.1.5 審査機関は、当該移入種の生物多様性への影響を理解し、更なる影響が及ばないようにするために重要となる情報の収集を評価する際に、生態系デ

一々の得点項目を明確に打ち出すべきである。

## SD3 非対象種としての移入種

- SD3.1.1 当該移入種が、認証審査を受けている漁業の対象種ではない場合は、漁業活動により影響を被っている第一種あるいは第二種であるかどうかの判断は審査機関が行わなければならない。
- SD3.1.1.1 審査の際の移入種の取扱いは、漁業が管理上、移入種をどのように分類しているかによって決めなければならない。
- a. 第一種／第二種の外来種が別の管理漁業の対象種であり、それ故に高い生産性を維持できるよう管理されている場合には、審査機関は主な MSC 審査と同じように漁業を評価し、漁業活動が第一種／第二種の外来種に容認できない影響を及ぼしていないことを確認しなければならない。
  - b. もし第一種／第二種の外来種が「有害」であると考えられ、公式のまたは非公式の撲滅政策の対象となっている場合、審査機関は漁業審査の際に当該移入種への影響を考慮にいれてはならない。

## SD4 本附属文書の適用

- SD4.1.1 審査機関は、本附属文書は 2011 年 1 月 19 日から開始された試験段階の期間、効力を有することに留意しなければならない。
- SD4.1.2 試験段階中に移入種漁業（ISBF）の審査を望む審査機関は、標準ツリーの修正案に関して MSC と協議しなければならない。
- SD4.1.2.1 審査機関は、修正案に対して、更に検討するよう MSC から勧告を受ける可能性があることに留意すべきである。
- SD4.1.2.2 審査機関は FCP7. 12.5 のツリーの修正手順に従い、移入種漁業（ISBF）に使用する最終的なツリーを MSC に提出しなければならない。
- SD4.1.3 試験段階の間、審査機関はパブリックコメント用認証報告書案を掲載する 15 日前までに報告書案のコピーを MSC に提出しなければならない。
- SD4.1.4 審査機関は本附属文書の規定が試験的なものであることをクライアントに通告しなければならない。
- SD4.1.4.1 審査機関はクライアントに対し、審査中に要求事項が変わる可能性があることを認識させなければならない。

付属文書 SD 末尾

漁業認証規格末尾

